琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 米国管理下の南西諸島（沖縄）状況雑件 第三巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43187

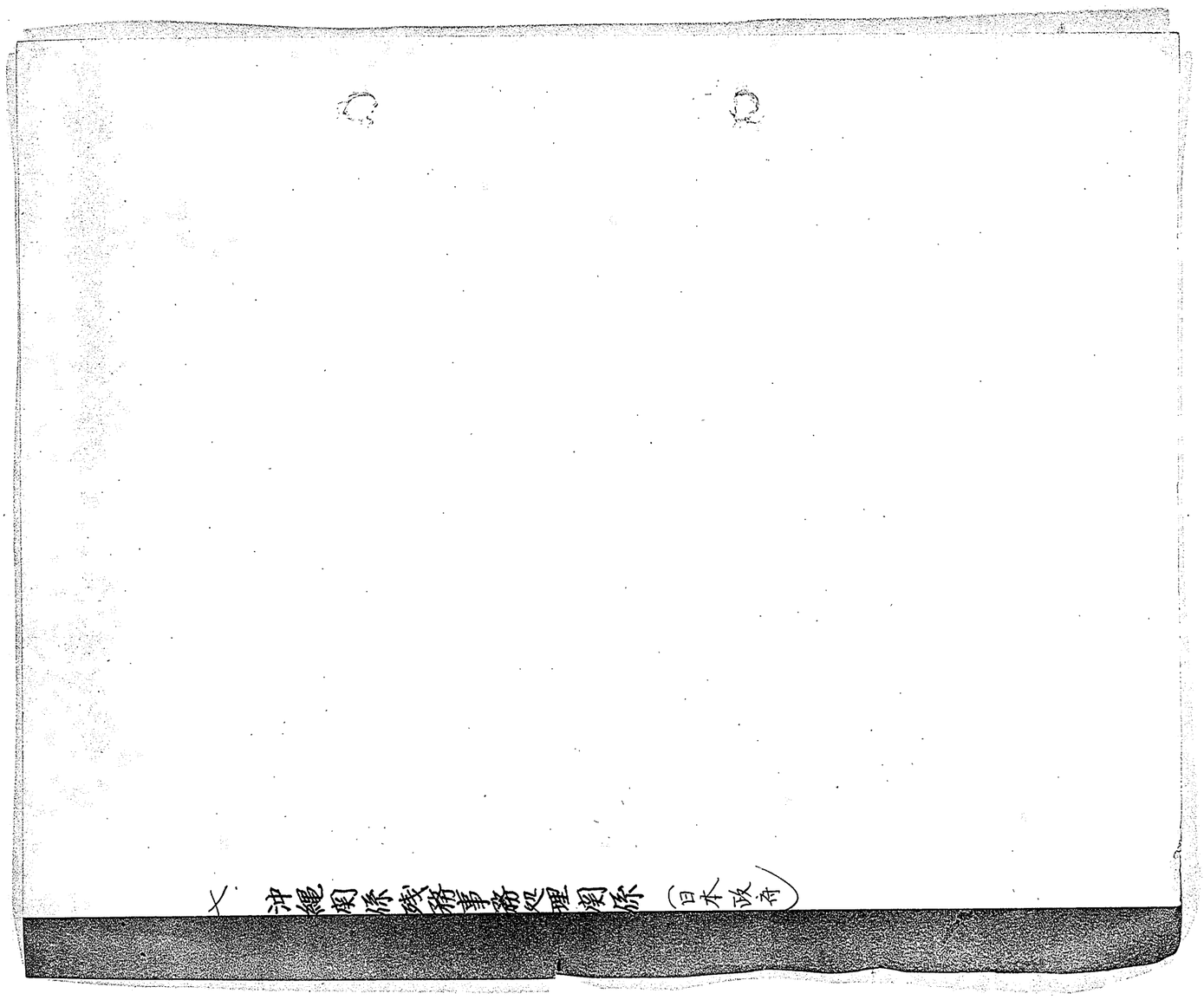

七

沖縄関係残務事務処理関係（日本政府）

総務係
保護係
財務係

沖縄縣関係事務處理所規程

一 沖縄縣関係事務處理所に所長一次長一及び九州出張所長一をおく

二 沖縄縣関係事務處理所の事務を遂行する為左の課を設く

庶務會計課
援護戸籍課
財務管理課

三 九州出張所に於ては當分の間戸籍事務の外建造物の管理及び連絡事務を担當する

その職務の分担は適宜之を定む

四 所長は沖縄縣関係事務處理所の責任者として一切を指揮監督する

次長は所長を補佐しその不在の際は之が代理をなす

九州出張所長は所長の指揮を受けその職務を行ふ

五 各課長は夫々その職務を分掌する

各課の事務分担は左の如く定める

一 庶務會計課分掌事項

一 官職員切管守に関する事項

一 職員の進退賞罰身分内申の事項

一 文書の收受發送保存の事項

一、経費の出納に関する事項
一、物品の購入会計に関する事項
一、出納簿の整理に関する事項
一、恩給等の支拂に関する事項
一、他課に属せざる事項
一、援護一般綜合庶務事項
一、引揚者の援護に関する事項
一、旧還者の援護事務に関する事項
一、残留邦人の援護に関する事項
一、戸籍法による届出に関する事項
一、各種の証明事項
一、各国係の協議連絡に関する事項
一、学徒援護に関する事項
一、財産管理課会計事項
一、公有財産、公有建築物の管理に関する事項
一、各種保険に関する事項
一、その他所属に関する事項
前項の事項

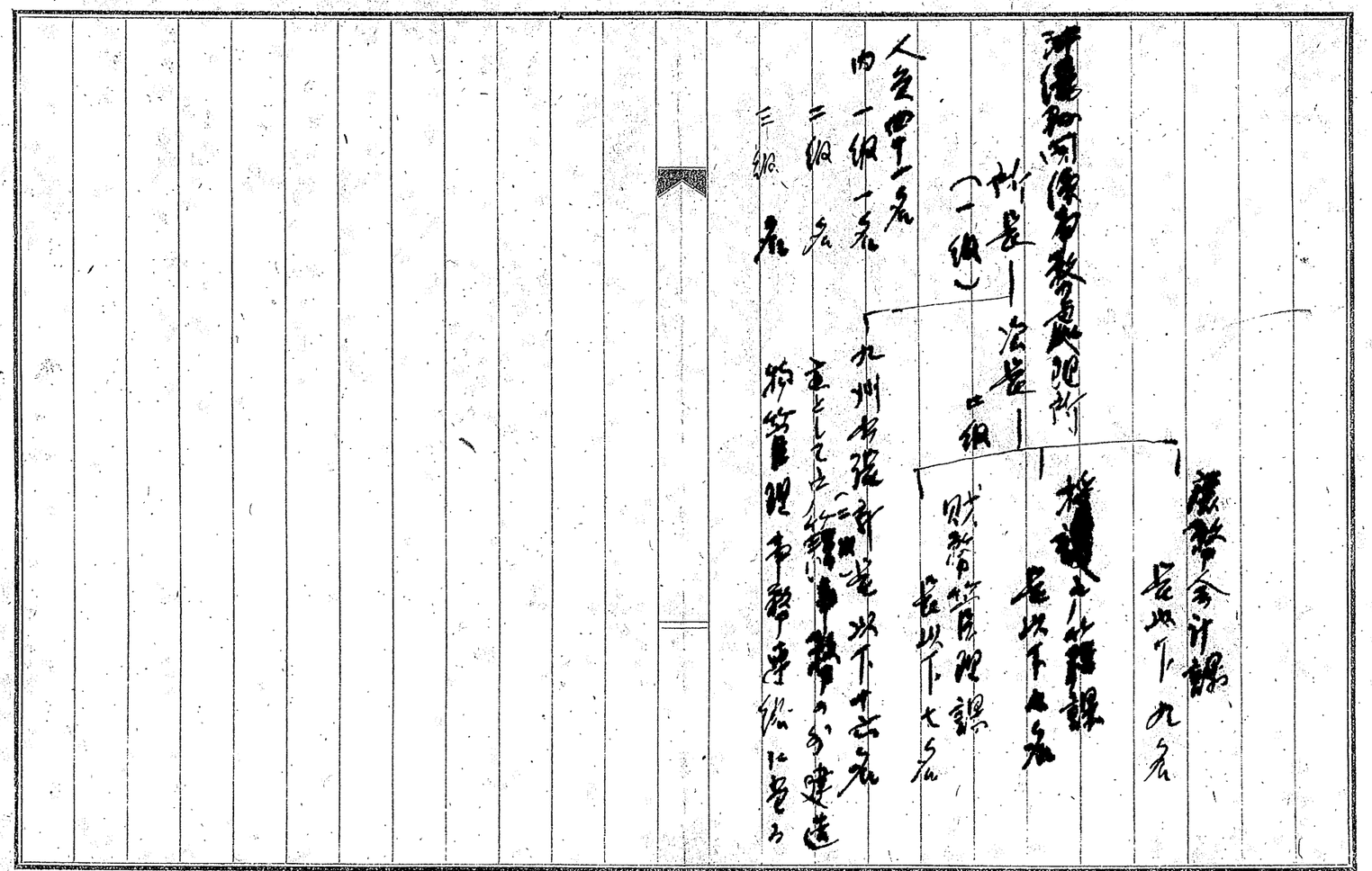
人員四十一名
内一級一名
二級 名
三級 名
(一級)
治安
(二級)
財務管理課
長以下七名
九州市設計室以下十六名
主として土木関係の建造
物等設計事務に当る

沖縄関係事務[illegible]所規程（[illegible]）

第一條　沖縄[illegible]事務[illegible]所に所長、次長及九州土地所七を置く

第二條　事務[illegible]所に[illegible]及財務[illegible]を置く

第三條　[illegible]務[illegible]に於ては大記事項を分ける

一　官職印の管守に関する事項

二　文書の收受発送保存に関する事項

三　職員の進退賞罰事令に関する事項

四　恩給に関する事項

五　経費の出納に関する事項

六　物品の購入会計に関する事項

七　出納官の整理に関する事項

外務省

八　企業の主管に属しない事項

第四條　[illegible]に於ては大記事項を分ける

一　[illegible]に関する事項

二　[illegible]に関する事項

三　[illegible]に関する事項

四　[illegible]に関する事項

五　[illegible]に関する事項

六　[illegible]に関する事項

第五條　財務[illegible]に於ては大記事項を分ける

一　公有財産の管理に関する事項

二　各種保険及び賠金に関する証明事項

三　其の他沖縄関係債権債務に関する事項

外務省

第　条　課には係を置き所長を
命ずる
2　大使　所長は沖縄駐在官事務所の事務
として所員を指揮監督する
3　次席　一名とし所長を補佐し所長不在のときは其
の職務を代理する。
4　九　その他所長は所長の指揮を受け左の職務を
行う
一　八条　九号の外管理及び他官庁との連絡事務
務の外管理及び他官庁との連絡事務
を処理する

朝鮮　二級
人事部
庶務課
所長
会計課
援護課
各外地残務整理事務所機構（二二、三、二現在）
台湾　三級
総務課
所長
財務課
人事係
経理係
庶務係
南洋庁　二級
庶務課
所長
人事課
財務課
会計課
庶務係
人事係
財務係
会計係
在籍整理係
在籍整理係
在籍整理

自發第二七八號

昭和二十三年五月二十四日

總理廳官房自治課長

福岡縣知事殿

内地に居住する沖縄縣人に関する事務処理費補助に要する経費豫算配賦について

標記補助豫算昭和二十三年度四五月分別途配賦せられるから御了知の上経理上遺憾あいやうに致されたい

記

地方財政費

地方公共團体職員費補助

地方公共團体職員費補助

補助員担金及び交付金

福岡縣職員費補助　六六九八三六円

内地に居住する沖縄縣人に関する事務処理費

補助四五月分配賦額内譯

區分	徴算額	配賦額	減額	備考
補助員担金及交付金				
福岡縣職員費補助	七五二、六七八	六六九、八三六	八二、八四二	
庫給給料	三六、八三二〇	二三五、七二〇	四二、六〇〇	
吏員給	一四二、〇一〇	一七、一八〇	二四、八〇〇	二級一人を九人に、三級一九人を一六人に減員
給料	一三六、三〇〇	一〇八、五四〇	一七、七六〇	囑託二級相当二三人を一九人に、雇員八人を六人に減員
旅費	一三、一〇〇	一〇、九〇〇	二、二〇〇	二級一一人を九人に、三級一九人を一六人に減員
事務費	八一、五三二	七四、二三二	七、三〇〇	
廳費及び雜費	五一、五〇〇	四四、二〇〇	七、三〇〇	吏員三〇人を二五人に、囑託雇員三五人を三一人に減員
事務所借上費	六、二〇〇	六、二〇〇	〇	
縣有建物修繕費	二三、八三二	二三、八三二	〇	
縣費支辨恩給	三四、七一八	三四、七一八	〇	
在縣職員給与費	一五八、六〇〇	一五八、六〇〇	〇	
行政共通費	一九六、四〇八	一六五、六六六	三〇、七四二	
諸支出金	一九六、四〇八	一六五、六六六	三〇、七四二	
諸支出金	一九六、四〇八	一六五、六六六	三〇、七四二	
手当及給與金	二九、五一四	二四、八九五	四、六一九	
超過勤務手当	一六〇、九八	一三、五七九	二、五一九	減員と伴ひ減額整理せるもの
退官退職手当	一三、四一八	一一、三一六	二、一〇二	〃
給與特別措置費	一六六、八四四	一四〇、七七一	二六、一二三	〃

内地に居住する沖縄県人に関する事務処理費補助に要する経費精算内訳書

区分	人員	一人年額	月額	年額	所要額	摘要
		円	円			
沖縄関係事務嘱託	人			五、九四六、七二〇	四、八六四、〇〇〇	四人六月以降十七月分
俸給々料	二四六			一、四二三、二〇〇	九九七、四〇〇	一六人三ヶ月(六七人月分
官吏給	二(六人)			九六六、六〇〇	六九二、四〇〇	指数内の人員は嘱託人員を
三級給	一四九	四、〇〇〇	三四、〇〇〇	五三八、〇〇〇	三五一、〇〇〇	乗ず
三級給	一(三九)	二、八〇〇	一四、七〇〇	四三八、四〇〇	二四〇、一〇〇	
給料	一(三二)			四六九、四〇〇	二九八、〇〇〇	
服試(三級相当)	四	四、〇〇〇	三四、〇〇〇	一六六、六〇〇	一三八、〇〇〇	
服試(三級相当)	五(三)	二、八〇〇	一四、七〇〇	一四、七〇〇	一、六六〇、〇〇〇	
雇員	三(五)	二、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、三四〇、〇〇〇	
傭人	(三)	二、三六〇	一四、〇〇〇	二七、三六〇	一、八四〇、〇〇〇	
旅費	三級九(四)三級一九(三)	三、〇〇〇	三五、〇〇〇	八九、四〇〇	六四七、〇〇〇	
事務費				五二三、五二〇	三八四、五三〇	
庁費及雑費	官吏三八(六)雇傭人(三)含	五四〇、〇〇〇	四三五、〇〇〇	三七六、〇〇〇	二八六、六〇〇	
事務所借上費				九四五、一二〇	七八七、六〇〇	
修繕有建物				一四三、〇〇〇	一一九、二〇〇	
職員支弁恩給				三〇八、三六〇	二七三、五九〇	内譯別紙の通り
在職賜金恩賞				九五二、〇〇〇	七九三、〇〇〇	
行政出張費				二八九、五七九	~~二九五、七〇五~~	
諸手当金				二八九、五七九	~~二九五、七〇五~~	
諸手当金				二八九、五七九	~~二九五、七〇五~~	
手当給与金				五七四、四八〇	~~一〇四、四五六~~	
超過勤務手当				五〇三、五四二	三四七、一〇九	俸給々料の三五%
手当旅費当職				七一、八〇六	~~六五、九五七~~	警職費の四九、五八七円(内訳別紙)
給与備品費				二三二、三三一	九一、三四〇	俸給々料の九三%

内地に居住する沖縄県人に関する事務処理費補助に要する経費精算内訳書

区分	人員	一人年額	月額	平年額	所要額	摘要
沖縄関係事務処理費	人	円	円	五、九四六、三七四	三、七四五、四八〇	職員五人に対する手当分
俸給々料	五人			二四三、六〇〇	三六、〇五〇	(六七人月)の所要経費及
官吏給	三四			九六六、六〇〇	三四四、一七〇	三名分の事務所諸経費
二級給	一三	四、〇〇〇	三四、五〇〇	五三八、三〇〇	一三四、五〇〇	
三級給	二一	三、六〇〇	一七四、〇〇〇	四三八、四〇〇	一〇九、六〇〇	
給料	三三			四六九、四〇〇	一一七、三五〇	
嘱託(三級相当)	四	四、〇〇〇	三四、五〇〇	二六五、六〇〇	四一、四〇〇	
嘱託(三級相当)	八	三、六〇〇	二七、四〇〇	一六七、四〇〇	四一、七六〇	
雇員	八	二、三六〇	一七、四〇〇	一〇九、四〇〇	二七、三六〇	
傭人	二	一、三六〇	一、四〇〇	三六、七六〇	八、四〇〇	
旅費	三一三	三、〇〇〇	三五、〇〇〇	八九四、〇〇〇	三三五、〇〇〇	
事務費				五一三、五二〇	二二八、三七八	
庁費及雑費	官吏三四 雇傭人三	四五、〇〇〇	三四五、〇〇〇	二七六、〇〇〇	六九、〇〇〇	
事務所借上費			七八六	九四五、二一二	二三六、三八〇	
修繕保有建物費				一四三、〇〇〇	三五、七五〇	
県費支弁給				三、八三六	五三、〇八〇	内訳別紙の通り
佐藤職員給与費			七九三、〇〇〇	九五一、六〇〇	二三七、九〇〇	
行政実通費				一八九、五六七、九	二四、五六七、九	
諸支出金				一八九、五六七、九	二四、五六七、九	
諸支出金				一八九、五六七、九	二四、五六七、九	
予備金				五七四、四八〇	七九、六〇〇	
予算超過勤務手当				五、三六四、三	一、三五六、三五〇	俸給々料の三五%
予退官退職手当				七、八〇〇	大四、〇〇〇	俸給々料の五%相当額の合計大四、七四〇円
給与特例減額				一三、三一八、三	三三、六〇八	俸給々料の九三%

内地に居住する沖縄縣人に関する事務整理費補助に要する経費精算内訳書

区分	人員	一人年額	月額	平年額	所要額	摘要
沖縄縣関係事務整理費						
俸給々料	四口					
官吏給	二八					
二級給	九	四一四口	三四五口	四、一七六口	三七三、八八口	職員四口人に対する七ヶ月分（九月以降）の所要経費及七ヶ月分事務所の諸経費
三級給	一九	二口、八口	一七四口	二、〇八八口	一、九九七、六口	
給料	一二					
暖託（二級相当）	四	四一四口	三四五口	一六五、八口	一五、九八〇口	
暖託（三級相当）	五	二口、八口	一七四口	一、〇四四口	九七、九六口	
雇員	三	一三、六八口	一一四口	四一、〇四〇	三八、二七六口	
傭人		〃	〃	〃	〃	
旅費	二級九 三級一九	三、〇口口 二四口口	二五〇 二口口	七二、六口口	四二、三五口	
事務費						
庁費及雑費	官吏二八 雇傭人二	五四口口 四、二口口	四五〇 三九口	一四三九、一一二	一三五、一四二	
事務所借上費			七八七六	九四、五一二	八五、一三二	
縣有建物修繕費				一四三、〇口口	八三、四一口	
縣費支辨恩給				二口、八三一六	一二一、五一口	
在縣職員給支費				九五一、六口口	五五五、一口口	
行政共通費				一四二四、〇七五	八三一、八七六	
諸支出金				一四二四、七五	八三一、八七六	
諸支出金				一四二四、七五	八三一、八七六	
手当及給支金				四三二、一四四	二五二、〇八三	
超過勤務手当				三七八、一三六	二一口、五七三	俸給の料の三五%
退官退職手当				五四、〇一八	三一、五一口	〃 五%
給支俸別増置費				九九一、九三一	五七九、七九三	〃 九二%

借料特殊経費内譯書

事務所借家料

事務所名	所在地	一ヶ月分家賃	摘要
東京事務所	東京都千代田区丸内丸ビル六階	二、八七〇円	事務所二〇坪 他に倉庫並に車庫あり
福岡事務所	福岡市天神町岩田屋五階	五、〇〇六	〃 六三坪
計		七、八七六	

以上 十ヶ月分 七八、七六〇円

昭和二十三年度縣有建物修繕見込額調

名稱	所在地	坪数	購入價格	昭和二十三年度修理費所要額	修理坪数	單價
岡本寮	福岡縣筑紫郡春日村	一、三六七、九五号	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五坪	坪 一〇〇円
欽修寮	〃	一、〇〇二、七〇	六五〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	〃	
井尻寮	〃 日佐村	一八九、〇〇	一五七、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三	
箱崎寮	福岡市箱崎町米一九二〇	一八三、八〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇	一二、五	
熊本寮	熊本市櫻町	六四、五〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	七、五	
日南寮	福岡市箱崎町米一九二二	一五〇、〇一	七六、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	〃	
住吉寮	〃 住吉木下町	四一、一三	八七、五五〇、〇〇〇	七、五〇〇	〃	
東京寮	東京都目黒区平町六	四一、〇五	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	〃	
熊本第二寮	熊本市紺屋町二ノ三七	一六七、一〇	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇	一二、五	
大分寮	大分市生石町一〇	八六、五〇	八五、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	七、五	
宮崎第一寮	宮崎市神宮町二〇五	三六、九〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、	
〃 第二寮	〃	三四、五〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、	
鹿児島寮	鹿児島市薬師町二六九	五九、四七	一〇九、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	七、五	
計		三四二、四六一	二、五一九、〇七〇、〇〇〇	一四三、〇〇〇		

以上 十ヶ月分 一一九、一六〇円

昭和二十三年度昭和二十三年四月縣費支辨恩給支拂内譯

一金拾七萬參千五百九拾圓也

内譯

種類	区分	裁定済	將來請求見込	合計
普通恩給及扶助料	人員	三五四人	三〇人	三八四人
	金額	一二四、六三〇円	一二、〇〇〇円	一三六、六三〇円
一時恩給及一時扶助料	人員	一	一〇人	一〇人
	金額	一	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
恩給金庫請求分	人員	二〇六人	一	二〇六人
	金額	六一、六八六円	一	六一、六八六円
合計	人員	五六〇人	四〇人	六〇〇人
	金額	一八六、三一六円	二二、〇〇〇円	二〇八、三一六円

以上十ヶ月分　一七三、五九〇円

在職職員給与費内訳書

区分	人員	月額	年額	摘要
俸給基本給	一三九人	一七〇円	三八三五六〇	一人平均月四〇〇円
勤定加給	一三九	二三〇	三八三四〇	
家族手当	四七四	五〇	二八四四〇	
計			九五二六〇	

以上 十六月分 七九三〇〇〇円

整理職員退職手當内譯書

区分	整理人員	平均勤続年数	暫定俸給(一六〇〇円基本給の六)	㊀退職手当率	㊁退職手当額	㊂今上一〇割相当額	㊀十㊂支給額	摘要
二級	四人	二〇年	三七〇〇円	百分の六五	一九二四〇〇円	一九二四〇〇円	三八四八〇〇円	
三級	二	一二	二四〇〇	百分の六〇	三四五六〇	三四五六〇	六九一二〇	
嘱託	三	一五	二五〇〇	百分の六五	七三一二五	七三一二五	一四六二五〇	
雇員	五	四	一七〇〇	百分の五五	一七〇〇〇	一七〇〇〇	三四〇〇〇	
傭人	二	三	二三〇〇	〃	六九〇〇	六九〇〇	一三八〇〇	
計	一六				三二三九八五	三二三九八五	六四七九七〇	

沖縄県事務所処務規程

第一條　沖縄県事務所を福岡並東京に置く。

第二條　福岡事務所に総務課、會計課、援護課、教育課、経済課を置き左の事項を掌る。

総務課

一　職印、廳印の管守に関する事項

一　職員の進退賞罰身分に関する事項

一　恩給に関する事項

一　文書の收受発送淨書保存に関する事項

一　県歳入歳出豫算に関する事項

一　県有財産管理に関する事項

一　市町村並各種団体の監督に関する事項

一　各種証明並権利義務に関する事項

一　県紹介県費補助に係る會計監査に関する事項

一　其他他課に属しない事項

會計課

一　県経済に属する出納並決算に関する事項

一　物品購入並會計に関する事項

一　不用品處分に関する事項

援護課

一　引揚者援護連絡に関する事項

一　帰還者の送還事務連絡に関する事項

一　残留県民の援護一般に関する事項

一　援護事務に関する中央官衙並諸団体との連絡交渉に関する事項

一　各種団体の指導助成並連絡に関する事項

教育課

一 教職員の身分に関する事項

一 学子徒の身分に関する事項

一 学徒援護に関する事項

経済課

一 各種保険に関する仲介斡旋に関する事項

一 金融に関する事項

一 神納関係預貯金の確保整理に関する事項

一 各種情報に関する事項

第三條 東京事務所に庶務課、會計課、援護課、教育課を置き左の事項を分掌する

庶務課

一 職印、廳印の管守に関する事項

一 職員の進退賞罰訓身分内申に関する事項

一 文書の收受発送淨書保存に関する事項

一 県有財産の管理に関する事項

一 各種證明並権利義務に関する事項

一 各種団体の監督に関する事項

一 其他他課に属しない事項

會計課

一 経費出納に関する事項

一 物品の購買並會計に関する事項

援護課

一 引揚者援護連絡に関する事項

一 帰還者の送還事務連絡に関する事項

一 残留県民の援護一般に関する事項

一 援護事務に関する中央官衙並諸団体との連絡交渉に関する事項
一 各種団体の指導並連絡に関する事項
一 各種保険金融に関する事項

教育課

一 学徒の身分に関する事項
一 学徒援護に関する事項

第四條 事務所に所長課長を置く。所長は事務吏員を以て充て、知事代理者の命を受けて所務を掌理し部下職員を指揮監督する課長は事務吏員を以て充て、上司の命を受けて課務を掌理する

第五條 所員は上司の命を受けて事務を掌る。

第六條 所長事故あるときは事務主管の課長 充を代決する。

第七條 特に調査を要するものは主任者を定めて充を處理する。

第八條 所長の代決事項は左の通りとする。

一 所員の出張に関する事項
一 傭人の命免其の他身分に関する事項
一 軽易な上申報告の制定査閲に関する事項
一 請願伺上申報告等に関し取調の為文書の往復をなす事項
一 軽易な事項について関係官廳へ報告及文書経由進達をなす事項
一 免許状指令書證書等の傳送に関する事項
一 物品の保管轉換に関する事項
一 俸給給料手当賞与旅費恩給加俸賄料電燈料電話料電力料水道料国庫下渡金学資給与金補助金助成金並貸与金及一廉壱萬圓未満の支拂に関する事項

第九條 前九條に規定するものの外必要なる事項は沖縄縣処務細則を準用する。

附則

二の規程は昭和二十年十一月一日から充を施行する

沖縄県下各市町村事務取扱所処務規程

第一條　沖縄県下各市役所及町村役場の事務取扱所を福岡市に置く。

第二條　事務取扱所に庶務、會計、戸籍の三課を置き左の事項を分掌する。

庶務課

一　職印、廳印の管守に関する事項

一　職員の進退賞罰身分に関する事項

一　文書の收受発送浄書保存に関する事項

一　歳入歳出予算に関する事項

一　各市町村公有財産管理に関する事項

一　會計並事務監査に関する事項

一　戸籍外諸證明に関する事項

一　其他他課に属しない事項

會計課

一　市町村経俻に属する出納並決算に関する事項

一　物品の購買並會計に関する事項

一　不用品處分に関する事項

一　戸籍並諸証明手数料金及戸籍用紙売捌代金收納に関する事項

援護課

戸籍課

一、戸籍に関する事項

一、假戸籍編成に関する事項

一、身元、印鑑その他戸籍に関する諸証明事項

第三條　市町村長代理者は部下職員を指揮して所務一切を處理する。

課長は上司の命を承けて課務を分掌する。

第四條　所員は上司の命を承けて事務を分掌する。

第五條　市町村長代理者事故あるときは事務主管の課長これを代決する。

第六条　特に調査を要するものは主任者を定め處理せしむ

第七条　前各条に規定するものの外必要なる事項は沖縄縣市町村處務細則を準用又は市町村長代理者別に示を定む。

附則

この規程は昭和二十一年十一月一日から示を施行する。

内地に居住する沖縄縣人に関する事務処理費補助に要する経費積算内譯書

区分	人員	一人年額	金額	備考
福岡縣職員費補助		円	四五一大、〇〇〇円	
俸給々料			一、六〇九、九二〇	
吏員給	二級 一一 三級 一九	四一、四〇〇 二〇、八八〇	四五五、四〇〇 三九六、七二〇	
給料				
	嘱託二級相当 四 〃 三級相当 二三	四一、四〇〇 一九、八〇〇	一六五、六〇〇 四五五、四〇〇	
	雇員 八 傭人 二	一三、六八〇 一三、六八〇	一〇九、四四〇 二七、三六〇	
旅費	二級 一一 三級 一九		七八、六〇〇	一級一人 三、〇〇〇円 二三、〇〇〇円 三級一人 二、四〇〇円 四五、六〇〇円
事務費			四八九、二〇〇	
庁費及雑費	吏員 三〇 嘱託雇員 三五	五、四〇〇 四、二〇〇	三〇九、〇〇〇	
事務所借上費			三七、二〇〇	東京及福岡事務所 月三、一〇〇円 内訳別紙の通り
縣有建物修繕費			一四三、〇〇〇	内訳別紙の通り
縣費支辨思給			二〇八、三一六	内訳別紙の通り
在縣職員給夫費			九五一、六〇〇	俸給基本給 一七〇円 暫定加給 二三〇円 計一人月平均四〇〇円 一三九人分 年 六六七、二〇〇円 家族手当 一人月五〇円 四七四人 年二八四、四〇〇円
行政共通費			一、一七八、四六〇	
諸支出金			一、一七八、四六〇	
諸支出金			一、一七八、四六〇	
手当及給夫金			一七七、〇九一	
超過勤務手当			九六、五九五	
退官退職手当			八〇、四九六	
給夫特別措置費			一、〇〇一、三七〇	

(一) 借料特殊経費内訳書

事務所借家料

事務所名	所在地	一ヶ月分家賃	摘要
東京事務所	東京都千代田区丸の内ビル	八〇〇円	事務所二〇坪 他に倉庫並びに車庫あり
福岡事務所	福岡市大神町百屋五階	二、三〇〇	〃 六三坪
計		三、一〇〇	

以上 一ヶ年分 三七、二〇〇円

(二) 昭和三十三年度県有建物修繕見込額調

名称	所在地	坪数	購入価格	昭和三十三年度修理費所要額	修理坪数	単価
岡本寮	福岡県糸島郡春日村	一、三六七、九五	八〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五坪	坪五〇円
飲修寮	〃	一〇二、七〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇	
井尻寮	〃 日佐村	一八九、〇〇	一五七、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二六	
箱崎寮	福岡市箱崎町米一九二〇	一八三、八〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇	二五	
熊本寮	熊本市櫻町	六四、五〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	一五	
日南寮	福岡市箱崎町米一九二〇	一五〇、〇一	七六、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	〃	
住吉寮	〃 住吉木下町	四一、一三	八七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	〃	
東京寮	東京都目黒区平町大	四一、〇五	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇	〃	
熊本二寮	熊本市紺屋町二ノ三七	一六七、一〇	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、五〇〇	二五	
大分寮	大分市生石町一〇	八六、五〇	八五、〇〇〇、〇〇〇	七五〇〇	一五	
宮崎支一寮	宮崎市神宮町二〇五	三六、九〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇	
〃 支二寮	〃	三四、五〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇	
鹿児島寮	鹿児島市薬師町二六九	五九、四七	一〇九、〇二〇、〇〇〇	七五〇〇	一五	
計		三四三、六一	二五一九、七〇〇、〇〇〇	一四三、〇〇〇		

昭和二十三年度自昭和二十三年四月
至〃二十四年一月歳費支弁恩給支拂内訳

一金貳拾萬八千參百拾六圓也

内譯

種類 ／ 区分	裁定濟		將来請求見込		合計		摘要
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
普通恩給及扶助料	三五四人	一三四、六三〇円	三〇人	一三、〇〇〇円	三八四人	一三六、六三〇円	
一時恩給及一時扶助料	一人	一〇、〇〇〇円			一人	一〇、〇〇〇円	
恩給金庫請求分	二〇六人	六一、六八六円			二〇六人	六一、六八六円	
合計	五六〇人	一八六、三一六円	四〇人	一三、〇〇〇円	六〇〇人	二〇八、三一六円	

FORMULA OF THE DISPOSITION OF REMAINING BUSINESS
OF OKINAWA PREFECTURE WITHIN JAPAN

1. In the matter of transfer of responsibility for the disposition of remaining business of Okinawa Prefecture within Japan from Acting Governor of Okinawa Prefecture (Cabinet Order No. 19, 1947, implementing the Local Autonomy Law) to the Ministry of Foreign Affairs, the following four fundamental conditions have to be taken into consideration.

a) The remaining business of Okinawa Prefecture within Japan has no political implication. If it assumes an administrative aspect in such instance as the registration under the Law of Family Registration, it is in itself of liquidating nature pending the final settlement of peace treaty. The disposition of such business, therefore, will have to be carried out in a most practical and convenient way.

b) When the disposition of such remaining business is placed under the responsibility of the Ministry of Foreign Affairs, it is considered proper to be handled in the similar manner to that of the disposition of remaining business of Korea, Formosa and Saghalien.

c) The disposition of such remaining business has direct bearing upon the living of resident Okinawans in Japan. It has to be conducted with continuity and without

without delay.

d) The disposition of such remaining business involves a certain kind of financial obligation on the part of the Japanese government. An appropriate formula of the disposition has to be worked out in relation to the procedure of the national budget.

2. Giving due consideration to the four conditions, the most practical formula of the disposition of the remaining business of Okinawa Prefecture within Japan is, first, to abolish the system of acting governorship of Okinawa Prefecture under the Article 76, Cabinet Order No. 19, 1947, implementing the Local Autonomy Law, and secondly, to transfer two local offices in Tokyo and Fukuoka to the control and supervision of the Ministry of Foreign Affairs. When two local offices come uner the control of the Ministry of Foreign Affairs, they have to be reorganized and their name will have to be changed. The main business of those offices will be 1) to dispose of the business required by the Law of Family Registration, 2) to carry out the responsibility of the custodian of the assets of Okinawa Prefecture, 3) to take care of the financial obligations of Okinawa Prefecture to the resident Okinawans such as payment of prefectural pensions and emoluments to the families of the prefectural officials still staying abroad, 4) to take care of the issuance of various certificates and other remaining business for

for the benefit of the resident Okinawans.

In order to adopt this formula, no legislative action is needed. Only an executive decision in the cabinet is all that is necessary.

From the point of budgetary procedure, this formula is also very convenient. It requires no new or complicated measure other than the one taken to date.

3. Should this formula fail to secure the approval of the authorities of GHQ, SCAP, concerned, and should two local offices of Okinawa Prefecture have to be entirely abolished and the remaining business of Okinawa Prefecture within Japan have to be taken care of as an integral part of the business of the Ministry of Foreign Affairs, the alternative would be either to take necessary legislative measures to amend at least the Law of Family Registration and the Local Autonomy Law to such an extent as to enable the Ministry of Foreign Affairs to conduct such business on behalf of Okinawa Prefecture, or to issue a Cabinet Order in pursuance of the acceptance of the Potsdam Declaration and upon the specific directive of the SCAP to that effect.

Under the present circumstances, however, it is considered not desirable to drag in the matter of Okinawa Prefecture on the floor of the Diet. In case a Cabinet Order will have to be issued in pursuance of the acceptance of the Potsdam Declaration, it will be necessary for the Japanese government

to

to receive beforehand a SCAP directive to the effect that the Japanese government shall 1) dispose of the business of the Okinawans residing in Japan pertaining to the Japanese Law of Family Registration, 2) take into custody for proper care and maintenance the assets of Okinawa Prefecture, and 3) conduct the disposition of such remaining business of Okinawa Prefecture within Japan as is considered necessary to be disposed of within Japan.

外務省所管昭和23年度予備費使用要求書

沖縄関係残務整理費補助に要する経費

要求理由

内地に居住する沖縄人に関する事務を処理せしめる為補助費を必要とする処予算外に生じた経費であるから予備費の使用を要求する。

組織別及部款項目	予備費使用要求額 円	備考
(外務省管理局)		
行政部費		
外務省		
外務本省		
補助負担金及交付金 沖縄関係残務整理事務所補助	1,979,000	内訳別紙の通り
(行政交通費)		
行政交通費		
		外務省
諸支出金		
諸支出金		
補助負担金及交付金 沖縄関係残務整理事務所補助	2,254,000	内訳別紙の通り
合計	4,233,000	

算出内訳

区分	要求額	備考
沖縄関係残務整理事務所補助	1,977,216	
吏員給	465,873	
給料	434,180	
手当及給与金	450,388	
旅費	83,260	
消耗品費	137,567	
役務費	388,756	
備品費	18,780	
行政共通費	2,253,762	
手当及給与金	649,815	
給与特別措置費	1,604,147	
合計	4,233,178	

之綴紙

整理前ノ分 (6.7.8月分)

區分	人員	單價	年額	6.7.8月分	備考
沖縄縣職員費補助			2,659,196	685,871	
俸給給料	56		1,332,720	333,180	
吏員給	25		703,080	175,770	
二級	9	41,000	369,000	92,250	
三級	16	20,880	334,080	83,520	
給料	31		629,640	157,410	
二級	3	41,400	124,200	31,050	
三級	20	19,800	396,000	99,000	
雇員	6	13,680	82,080	20,520	
傭人	2	13,680	27,360	6,840	
手当及給与金					
勤務地手当	0.45	1,483,920	667,764	166,941	
				外務省	
旅費					
普通旅費	9 16	3,600 3,000	80,400	27,314	
消耗品費	25 29	2,700 2,160	130,140	39,584	
役務費			424,232	112,449	
普通の分		2,160 1,680	96,720	66,321	
修繕料		143,000	143,000		
借料及損料		月 7,876	94,512	23,628	
特別の分			90,000	22,500	
備品費	25 29	540 360	23,940	6,403	
行政共通費			2,862,756	715,688	
手当及給与金			484,380	121,095	
家族手当	56	2,700	151,200	37,800	
超過勤務手当		1,332,720	266,544	66,636	
退官退職手当	0.05	1,332,720	66,636	16,659	

給与特別措置費			2.378.376	594593	
2920ベース	0.622	2151.684	1.338.347	334586	
3700ベース	0.278	3490.031	1.040.029	260.007	
合　　計			5.521.952	1.401.559	

外務省

整理後1分（九月以降）

区分	人員	単価	年額	9－12月分	備考
沖縄県職員費補助			2,035,522	1,283,345	
俸給給料	40		971,800	566,883	
吏員給	19		497,320	290,103	
2級	5	41,000	205,000	119,583	
3級	14	20,880	292,320	170,520	
給料	21		474,480	~~276,780~~ 276,680	
2級	3	41,400	124,200	72,450	
3級	17	19,800	336,600	196,350	
雇員	1	13,680	13,680	7,980	
手当及給與金					
勤務地手当	0.45	1,079,800	485,910	283,447	
旅費					
普通旅費	5	3,600			
	14	3,000	58,500	55,946	
消耗品費	19	2,700			
	21	2,160	96,660	97,885	
役務費			403,832	276,507	
普通の分		2,160			
		1,680	76,320	168,875	
修繕費		143,000 月	143,000		
借料及損料		7,876	94,512	55,132	
特別の分			90,000	52,500	
備品費		540			
		360	17,820	12,177	
行政交通費			2,081,616	1,538,274	
手当及給與金			350,850	528,720	
家族手当	40	2,700	108,000	63,000	
超過勤務手当		971,800	194,360	113,376	
退官退職手当		971,800	48,590	352,344	

給與特別措置費			1,730,666	1,009,554	
2,920円ベース	0.622	1,565,710	973,871	568,091	
3,700円ベース	0.298	2,539,581	756,795 ~~7567~~	441,463	
合計			3,708,876	2,831,619	

外務省

外務省所管昭和23年度予備費使用要求書

沖縄関係庶務整理費補助に要する経費

要求理由

内地に居住する沖縄人に関する事務を処理せしめる為補助費を必要とする処予算外に生じた経費であるから予備費の使用を要求する。

組織別及部款項目	予備費使用要求額 円	備考
(外務省管理局)		
行政部費		1人分
外務省		
外務本省		
補助負担金及交付金		
沖縄関係庶務整理事務所補助	~~¥990,000~~ ¥556,000	内訳別紙の通り

外務省

沖縄関係残務整理費補助内訳

区分	要求額	
沖縄関係残務整理費補助		算出内訳別紙の通り ~~1,979,216~~
事務所費	2065481	1,979,216
吏員給	256000	465,873
一級給	41667	※
二級給	306000	
三級給	408333	
給料	246475	434,190
臨時職員所	114333	
雇員所	85042	
傭人所	47100	
手当及給與金		450,388
勤務地手当	497486	
旅費	83600	83,260
		外務省
普通旅費	83600	
消耗品費	84400	137,569
普通の分	84400	
官吏	61600	
臨時職員雇員	22800	
役務費	355320	388,956
普通の分	157400	
官吏	123200	
臨時職員雇員	34200	
修繕費	119160	
借料及損料	78760	
備品費	42200	18,980
普通の分	42200	
官吏	30800	
臨時職員雇員	11400	

行政共通費	2925167 ~~3490709~~	2.253.962
手当及び共済金	996790	529.815
家族手当	103050	
超過勤務手当	200495	
退与退職手当	693245	
給与特別措置費	1771895	1,604,147
價格補乙等特別補償	~~15.1456~~ ~~22022~~	
計	~~4990.000~~ ~~5546188~~	4233.178

年次末位の分

区分	員数	単価	金額	要求額(10ヶ月)	備考
事務所費	41		2265497	1887907	
吏員給	29		849000	707500	
一級給	1	50000	50000	41667	
二級給	9	36000	324000	270000	
三級給	19	25000	475000	395833	
給料	12		237600	198000	
臨時職員給	4	28000	112000	93333	
雇員給	5	15700	78500	65417	
傭人給	3	15700	47100	39250	
手当及給与金					
勤務地手当	0.45	1197300	538785	448987	
旅費	5/9	4800 3600 3000	94200	78500	
消耗品費			91200	76000	
普通の分			91200	76000	
官吏	29	2400	69600	58000	
臨時職員雇	9	2400	21600	18000	
役務費			409112	340920	
普通の分			171600	143000	
官吏	29	4800	139200	116000	
臨時職員雇	9	3600	32400	27000	
修繕費			143000	119160	
借料及損料			94572	78760	
東京			34440	28700	
役所			60072	50060	
備品費			45600	38000	
普通の分			45600	38000	
官吏	29	1200	34800	29000	
臨時職員雇	9	1200	10800	9000	

行政共通費			3,117,655	2,598,045	
手当及給與金			382,350	318,625	
家族手当	41	2,700	110,700	92,250	
超過勤務手当	0.2	1,086,600	217,320	181,100	
退与退職手当	0.05	1,086,600	54,330	45,275	俸給所料の五%
給與特別措置費			1,918,990	1,599,158	
~~二五〇〇~~ 二九二〇ベース	0.622	1,736,085	1,079,844	899,870	
三七〇〇ベース	0.298	2,815,929	839,146	699,288	
價格補正等特別補充費			816,315	680,262	
旅費	1.60	94,200	150,720	125,600	
消耗品費	1.40	91,200	127,680	106,400	
役務費	1.19	409,112	486,843	405,702	
備品費	1.12	45,600	51,072	42,560	
計			5,383,152	4,485,952	

外務省

行政整理する職員の分（六・七・八月分）

区分	員数	単価	金額	要求額 3ヶ月	備考
事務所費			710,295.	177,574.	
吏員給	6		194,000.	48,500.	
二級給	4	36,000	144,000	36,000	
三級給	2	25,000	50,000	12,500.	
給料	10		193,900	48,475	
臨時職員給	3	28,000	84,000	21,000	
雇員給	5	15,700	78,500	19,625	
傭人給	2	15,700	31,400	7,850	
手当及給手金					
勤務地手当	0.45	431,100	193,995	48,499	
旅費	4	3,600	20,400	5,100	
	2	3,000			
消耗品費			33,600	8,400	
普通の分			33,600	8,400	
					外務省
官吏	6	2,400	14,400	3,600	
臨時職員 雇員	8	2,400	19,200	4,800	
役務費			57,600	14,400	
普通の分			57,600	14,400.	
官吏	6	4,800	28,800	7,200	
臨時職員 雇員	8	3,600	28,800	7,200	
備品費			16,800	4,200	
普通の分			16,800	4,200	
官吏	6	1,200	7,200	1,800	
臨時職員 雇員	8	1,200	9,600	2,400	

行政共通費			978,772	892,662	
手当及給与金			120,780	678,165	
家族手当	16	2,700	43,200	10,800	
超過勤務手当	0.2	387,900	77,580	19,395	
退官退職手当				647,970	
給与特別措置費			690,952	172,737	
2920 2500円ベース	0.622	625,095	388,809	97,202	
3,700円ベース	0.298	1,013,904	302,143	75,535	
価格補正等 特別補充費			167,040	41,760	
旅費	1.60	20,400	32,640	8,160	
消耗品費	1.40	33,600	47,040	11,760	
役務費	1.19	57,600	68,544	17,136	
備品費	1.12	16,800	18,816	4,704	
計			1,689,067	1,070,236	

外務省

外務省所管昭和23年度予備費使用要求書

沖縄関係残務整理に要する経費

要求理由

内地に居住する沖縄人に関する事務等を処理する為経費を必要とする処、予算外に生じた経費であるから予備費の使用を要求する。

組織別及部款項目	予備費使用要求額	備考
（外務省管理局）		
行政部費		
外務省		
外務本省	779,000円	
2 官吏給	93,000	
3 給料	65,550	

組織別及部款項目	予備費使用要求額	備考
4 手当及給与金	310,245	
8 旅費	122,079	
9 消耗品費	36,725	
10 役務費	147,808	
11 備品費	3,593	
（行政共通費）		
行政共通費		
諸支出金		
諸支出金	339,000	
4 手当及給与金	57,187	
24 給与特別措置費	281,813	
合計	1,118,000	

使用要求額算出内訳

区分	員数	単価	年頭	要求額(164日分)	備考
行政部費					
外務省					
外務本省				779.000	
官吏給	7		186.000	93.000	
三級給					
一等務官	1	36.000	36.000	18.000	
三級給					
一等事務官	6	25.000	150.000	75.000	
給料	6		131.100	65.550	
臨時職員給	3	27.000	84.000	42.000	

区分	員数	単価	年頭	要求額(164日分)	備考
雇員給	3	15.700	47.100	23.550	〃
手当及給与金			620.490	310.245	
勤務地手当	0.45	352.200	158.490	79.245	
外地引揚職員給					
俸給の分	22	4.800	396.000	231.000	
	210	600	126.000		
旅費				122.079	
普通旅費	1	3.600	3.600	17.409	価格補正の分6.609円を含む
	6	3.000	18.000		
特別旅費				104.670	
赴任旅費	3			72.240	内訳別紙
連絡旅費	6	10.810	64.860	32.430	東京在勤者事務連絡
消耗品費				36.725	

普通の分	7 6	2.700 2.160	18.900 12.960	26.284	価格補正の分10.354円を含む
特別の分			20.000	10.441	燃料費 5.000円 消耗器材費 5.441円
役務費				147.808	
普通の分	7 6	2.160 1.680	15.120 10.080	16.632	価格補正の分4.032円を含む
特別の分				131.176	
印刷製本費				30.000	諸証明60.000件 1件 42.7 50% [illegible]
事務所借上料	1	日 26.96	32.352	16.176	
修繕料			170.000	85.000	坪 1.000円 170坪分
備品費				3.593	
普通の分	7 6	540 360	3.780 2.160	3.593	価格補正の分623円を含む
行政共通費					
諸支出金					

区分	頁数	単価	年額	要求額 (64月分)	備考
諸支出金				339.000	
手当及恩与金				57.187	
家族手当	1.3	2.700	35.100	17.550	
超過勤務手当	0.20	317.100	63.420	31.710	
退官退職手当	0.05	317.100	15.855	7.927	
恩与特別措置費				281.813	
2920円ベース	0.622	510.690	317.649	158.824	
3.700円ベース	0.298	828.339	246.845	122.989	
計				1.118.000	

赴任旅費算出内訳

区分	本人のみ	本人及妻子 人(大人未満)	本人及妻子 人(大人未満)	計	備考
鉄道賃	2700	2700	2700		
日当	360	360	360		
宿泊料	960	960	960		
移転料	6600	13000	13000		
着後手当	3600	3600	3600		
家族移転料	0	1620	7260		
計	14120	22240	27860	72220	

昭和二十三年度予備金使用要求書

総理庁官房自治課

並びに沖縄縣事務所廃止

内地に居住する沖縄縣人に関する事務処理費補助に要する経費

要求理由

~~連合国最高司令部の命令により沖縄本島における日本政府の行政権の行使は一切停止~~
6月以降9月までの
~~されているが~~日本本土所在沖縄縣民について戸籍事務、各種証明事務及び公有財産の保管等の事務を処理するため、この経費を要求する。
(費並びに沖縄縣事務所廃止に要する)

組織別及び部款項目	予備金使用要求額	備考
地方財政費		
地方公共団体職員費補助		
地方公共団体職員費補助		
補助員担金及び交付金		
福岡縣職員費補助	4,047,812	内訳別紙の通り

日本本土に居住する沖縄縣人に関する事務処理費自六月至九月分経費積算内訳

区分	人員	一人年額	金額	所要額(四月分)	備考
福岡縣職員費補助		円	円	4047.812円	
俸給給料	756		2360.364	786.788	別紙現員現給表の通り
吏員給	24		1255.860	418.620	
二級給	9	70.200	631.800	210.600	
三級給	15	41.604	624.060	208.020	
給料	32		1104.504	368.168	
嘱託給	23	36.408	837.384	279.128	
雇員給	7	27.120	189.840	63.280	
傭人給	2	38.640	77.280	25.760	
手当及給與金				2636.084	
家族手当				140.000	別紙現員現給表の通り
超過勤務手当				275.376	俸給給料の35%
区職手当				1976.120	別紙内訳書の通り
勤務地手当				244.588	別紙現員現給表の通り
旅費				87.240	~~別紙内訳の通り~~
普通	二級 9 三級 15	3.000 2.400	27.000 36.000	21.000	
特殊				66.240	別紙内訳の通り
事務費				164.371	
庶費及報費	吏員 24 雇員 30	5.400 4.200	129.600 126.000	85.200	
事務所借上費				31.504	福岡事務所63坪月5.006円 森事務所20坪 月2.870円
縣有建物修繕費				47.667	内訳別紙の通り
縣費支辨恩給				219.329	〃
在縣職員給與費	70	6600	462.000	154.000	俸給基本給 170円 暫定加給 230円 1人平均 400円 家族手当 1人 月 50円 家族職員1人に付3人の割 210人分

3,791円ベース現員現給表（縣職員の分）

職名	氏名	級号	別俸	俸給	扶養手当	小計	勤務地手当	合計
事務次員二所 級長	[redacted]	115	級号	7,540	① 1,500	9,040	2,712.00	11,752.00
〃	[redacted]	112	級号	6,760	⑤ 1,250	8,010	2,403.00	10,413.00
主二 事級	[redacted]	104	級号	5,980	② 500	6,480	648.00	7,128.00
〃	[redacted]	104	級号	5,980	④ 1,000	6,980	698.00	7,678.00
〃	[redacted]	102	級号	5,460	⑤ 1,500	6,960	2,088.00	9,048.00
〃	[redacted]	102	級号	5,460	④ 1,000	6,460	1,938.00	8,398.00
〃	[redacted]	93	級号	4,810	① 250	5,060	506.00	5,566.00
〃	[redacted]	81	級号	3,900	③ 750	4,650	1,395.00	6,045.00
技二 部級	[redacted]	107	級号	6,760	⑤ 1,250	8,010	2,403.00	10,413.00
	計			52,650	㊱ 9,000	61,650	14,791.00	76,441.00

主三 事級	[redacted]	83	級号	4,160	⑤ 1,250	5,410	1,623.00	7,033.00
〃	[redacted]	83	級号	4,160	④ 1,000	5,160	1,548.00	6,708.00
〃	[redacted]	81	級号	3,900	⑤ 1,250	5,150	1,545.00	6,695.00
〃	[redacted]	75	級号	3,770	⑤ 1,250	5,020	1,506.00	6,026.00
〃	[redacted]	74	級号	3,640	③ 750	4,390	1,317.00	5,707.00
〃	[redacted]	68	級号	3,510	⑦ 1,750	5,260	526.00	5,786.00
〃	[redacted]	68	級号	3,510	④ 1,000	4,510	451.00	4,961.00
〃	[redacted]	67	級号	3,380	③ 750	4,130	1,239.00	5,369.00
〃	[redacted]	66	級号	3,250		3,250	975.00	4,225.00
〃	[redacted]	66	級号	3,250	③ 750	4,000	1,200.00	5,200.00
〃	[redacted]	66	級号	3,250	③ 750	4,000	1,200.00	5,200.00
〃	[redacted]	66	級号	3,250		3,250	975.00	4,225.00
〃	[redacted]	64	級号	2,990	① 250	3,240	972.00	4,212.00

〃	[redacted]	6 4 級	2.990	②	500	3.490	1.047	00	4.537	00	2.990
〃		6 4 級	2.990	②	500	3.490	1.047	00	4.537	00	2.990
	計		52.000	(47)	11.750	63.750	17.171	00	80.921	00	52.000
漏洩	[redacted]	8 10 級	5.070	②	500	5.570	1.671	00	7.241	00	5.070
〃		7 10 級	4.420	②	500	4.920	1.476	00	6.396	00	4.420
〃		7 10 級	4.420	①	250	4.670	1.401	00	6.071	00	4.420
〃		6 8 級	3.510	②	500	4.010	1.401	00	4.411	00	3.510
〃		6 8 級	3.510	②	500	4.010	1.203	00	5.213	00	3.510
〃		5 6 級	2.540	⑥	1.500	4.040	404	00	4.444	00	2.540
〃			1.000			1.000	大城[illegible]		1.000	00	1.000
〃			300			300	戦[illegible]政案		300	00	300
	計		24.770	(15)	3.750	28.520	6.556	00	115.076	00	24.770

3

産	[redacted]	5 6 級	2.540			2.540	762	00	3.301	00	2.540
〃		4 7 級	2.340			2.340	702	00	3.042	00	2.340
〃		4 7 級	2.340			2.340	702	00	3.042	00	2.340
〃		4 6 級	2.280			2.280	684	00	2.964	00	2.280
〃		4 6 級	2.280			2.280	684	00	2.964	00	2.280
〃		4 6 級	2.280			2.280	684	00	2.964	00	2.280
〃		3 2 級	1.760			1.760	528	00	2.288	00	1.760
	計		15.820			15.820	4.746	00	20.566	00	15.820
逆存手	[redacted]	6 9 級	3.640			3.640	1.092	00	4.732	00	3.640
小使		5 10 級	2.800	①	250	3.050	915	00	3.965	00	2.800
	計		6.440	①	250	6.690	2.007	00	8.697	00	6.440
	合計		1.516.800		24.750	176.430	45.271	00	221.701	00	1.516.800

3,791円ベースに基づく現給表（市町村事務所職員の分）

職	氏名	級	号俸	俸給	扶養手当	小計	勤務地手当	合計
主事	[redacted]	9	3	4,810	⑥ 1,500	6,310	1,853 00	8,203 00
〃		8	3	4,160	⑤ 1,250	5,410	1,623 00	7,033 00
書記		7	5	3,770	⑥ 1,500	5,270	1,581 00	6,851 00
〃		7	5	3,770	⑤ 1,250	5,020	1,506 00	6,526 00
〃		6	7	3,380	④ 1,000	4,380	1,314 00	5,694 00
〃		6	6	3,250	① 1,750	5,000	1,500 00	6,500 00
吸記		8	4	4,290	① 250	4,540	1,362 00	5,902 00
〃		6	2	2,730	③ 750	3,480	348 00	3,828 00
〃		4	7	2,340		2,340	702 00	3,042 00
〃		3	7	2,080	③ 500	2,580	774 00	3,354 00

4

書記補	[redacted]	4	7	2,340	② 500	2,840	852 00	3,692 00
〃		4	4	2,150		2,150	645 00	2,795 00
〃		3	6	2,020		2,020	606 00	2,626 00
〃		3	5	1,950		1,950	585 00	2,535 00
〃		3	3	1,950		1,950	585 00	2,535 00
合計				44,990	㊱ 10,250	55,240	15,876 00	71,116 00

沖縄縣職員退職手当内訳表

公職	氏名	基準額	割当額 割	割当額 金額	合計	摘要
事務吏員一級	[redacted]	111,215	8	88,972	200,187	
〃		39,546	8	31,637	71,183	
〃		64,983	7	45,489	110,472	
〃		72,657	7	50,860	123,517	
〃		53,143	8	42,515	95,658	
〃		69,888	8	55,911	125,799	
〃		39,683	8	31,747	71,430	
〃		37,245	7	26,072	63,317	
技術吏員二級		99,710	7	69,797	169,507	
事務吏員三級		21,840	8	17,472	39,312	
〃		37,024	8	29,620	66,644	
〃		9,750	7	6,825	16,575	
〃	[redacted]	24,317	8	19,454	43,771	
〃		32,396	8	25,917	58,313	
〃		16,497	7	11,548	28,045	
〃		28,958	7	20,271	49,229	
〃		27,885	8	22,308	50,193	
〃		15,275	8	12,220	27,495	
〃		4,875	8	3,900	8,775	
〃		9,913	8	7,931	17,844	
〃		4,875	8	3,900	8,775	
〃		4,485	8	3,588	8,073	
〃		4,485	8	3,588	8,073	
〃		4,485	8	3,588	8,073	
〃		38,240	7	26,768	65,008	

機械	[redacted]	7,605	8	6,084	13,689	
〃		6,630	8	5,304	11,934	
〃		6,630	8	5,304	11,934	
〃		20,958	7	20,271	49,229	
〃		14,859	7	10,402	25,261	
〃		5,265	8	4,212	9,477	
〃		3,810	8	3,048	6,858	
〃		3,510	8	2,808	6,318	
〃		3,510	8	2,808	6,318	
〃		3,420	8	2,736	6,156	
〃		3,420	8	2,736	6,156	
〃		3,420	8	2,736	6,156	
〃		2,640	7	1,848	4,488	

小使	[redacted]	4,200	8	3,360	7,560	
運転手		5,460	8	4,368	9,828	
計		976,707		739,923	1,716,630	

沖縄県市町村事務折職員退職手当内訳表

公職	氏名	基準額	割	加俸額	合計	摘要
主事	[redacted]	25,253	8	20203	45,456	
〃		34,320	8	27456	61,776	
書記		19,693	8	15755	35,448	
〃		19,693	8	15755	35,448	
〃		5,345	8	4276	9,621	
〃		7563	8	6051	13,614	
吏補		6,375	8	5100	11,475	
〃		4,095	7	2869	6,962	
〃		3,510	7	2457	5,967	
〃		3,120	8	2496	5,616	
雇	[redacted]	3,510	8	2,808	6,318	
〃		3,225	8	2580	5,805	
〃		3,030	8	2,424	5,454	
〃		2925	8	2340	5265	
〃		2925	8	2340	5,265	
計		144,582		114,908	259,490	
合計		1,121,289		864,831	1,976,120	

決算報告書添付資料

会社名	氏名	摘要	数量	単価	金額	備考
三興商事㈱	[redacted]	白色半ズボン	二	7,540×50/100×5	7,540×55/100×5	7,540×60/100×5	7,540×65/100×1	半ズボン
〃		白ズボン	二	6,760×50/100×5	6,760×55/100×5	6,760×60/100×1		白ズボン
〃		黒ズボン	二	5,980×50/100×5	5,980×55/100×5	5,980×60/100×5	5,980×65/100×2	ズボン
〃		黒半ズボン	二	5,980×50/100×5	5,980×55/100×5	5,980×60/100×5	5,980×65/100×2	半ズボン
〃		白半ズボン	二	5,460×50/100×5	5,460×55/100×5	5,460×60/100×5	5,460×65/100×2	白半ズボン
〃		半ズボン	二	5,460×50/100×5	5,460×55/100×5	5,460×60/100×5	5,460×65/100×2	半ズボン
〃		白ハーフパン	二	4,810×50/100×5	4,810×55/100×5	4,810×60/100×5		ハーフパン
〃		半白ズボン	二	3,900×50/100×5	3,900×55/100×5	3,960×60/100×5	3,700×65/100×2	半白ズボン
三興商事㈱		白ズボン	二	6,760×50/100×5	6,760×55/100×5	6,760×60/100×5	6,760×65/100×2	ズボン
〃		白ハーフパン	二	4,160×50/100×5	4,160×55/100×5			白ハーフパン
〃		白半ズボン	二	4,160×50/100×5	4,160×55/100×5	4,160×60/100×5	4,160×65/100×1	白半ズボン
〃		半ズボン	二	3,900×50/100×5				ズボン

会社名	氏名	摘要	数量	単価	金額	備考
三興商事㈱	[redacted]	半ズボン	二	3,770×50/100×5	3,770×55/100×5	3,770×60/100×2		半ズボン
〃		白半ズボン	二	3,640×50/100×5	3,640×55/100×5	3640×60/100×5	3,640×65/100×1	白半ズボン
〃		白ズボン	二	3,510×50/100×5	3,510×55/100×4			白ズボン
〃		黒ズボン	二	3,510×50/100×5	3,510×55/100×5	3,510×60/100×5		ズボン
〃		黒半ズボン	二	3,380×50/100×5	3,380×55/100×5	3,380×60/100×5		半ズボン
〃		白半ズボン	二	3,250×50/100×5	3,250×55/100×4			白半ズボン
〃		白ズボン	二	3,250×50/100×2	体操の上下	共布		白ズボン
〃		黒ズボン	二	3,250×50/100×5	3,250×55/100×1			ズボン
〃		白ハーフパン	二	3,250×50/100×2	体操の上下	共布		白ハーフパン
〃		半白ズボン	二	2,990×50/100×2				半白ズボン
〃		半ズボン	二	2,990×50/100×2				半ズボン
〃		白ズボン	二	2,990×50/100×2				白ズボン
〃		白半ズボン	二	3,700×50/100×5	3,700×55/100×5	3,700×60/100×5	3,700×65/100×3	白半ズボン
備考		半ズボン	二	5,070×50/100×2	体操の上下	共布		半ズボン

〃	[redacted]	四四〇	三	4.420×50/100×3 =6.630				六六三〇
〃		四四〇	三	4.420×50/100×3 =6.630				六六三〇
〃		三五一〇	一五	3.510×50/100×5 =8.775	3.510×55/100×5 =9.653	3.510×60/100×5 =10.530		二一九五八
〃		二五四〇	一一	2.540×50/100×5 =6.350	2.540×55/100×5 =6.985	2.540×60/100×1 =1.524		一四八五九
〃		三五一〇	二	3.510×50/100×2 =3.510	給料の一ヶ月半分			五二六五
雇		二五四〇	二	2.540×50/100×2 =2.540	〃			三八一〇
〃		二三四〇	二	2.340×50/100×2 =2.340	〃			三五一〇
〃		二三四〇	一	2.340×50/100×1 =1.170	〃			三五一〇
〃		二二八〇	一	2.280×50/100×1 =1.140	〃			三四二〇
〃		二二八〇	二	2.280×50/100×2 =2.280	〃			三四二〇
〃		二二八〇	二	2.280×50/100×2 =2.280	〃			三四二〇
〃		一七六〇	一	1.760×50/100×1 =880	〃			三六四〇
小使		二八〇〇	二	2.800×50/100×2 =2800	〃			四四〇〇

9

運搬	[redacted]	三六四〇	一	3.640×50/100×1 =1.820	〃			四四六〇
								四二〇〇
								三四六〇
	合計							九七六七〇七

沖縄県市町村事務所職員退職手当算定表

公職	氏名	俸給額	勤続年数	勤続5年以下の期間 50/100	勤続5年を超え10年以下の期間 55/100	勤続10年を超え15年以下の期間 60/100	合計（手当額）
主事	[redacted]	4.810	10	4.810×50/100×5 ＝12025	4.810×55/100×5 ＝13.228		25.235 円
〃		4.160	15	4.160×50/100×5 ＝10.400	4.160×55/100×5 ＝11.440	4.160×60/100×5 ＝12.480	34.320
書記		3.770	10	3.770×50/100×5 ＝9.425	3.770×55/100×5 ＝10.368		19.793
〃		3.770	10	3.770×50/100×5 ＝9.425	3.770×55/100×5 ＝10.368		19.793
〃		3.830	11	3.350×50/100×5＋ ＝5.345			5.345
〃		3.250	5	3.250×50/100×5 ＝7.563			7.563
嘱託		4.250	3	4.250×50/100×3 ＝6.375			6.375
〃		2.730	2	2.730×50/100×2 ＝2.730	給料の1/10		4.095
〃		2.340	2	2.340×50/100×2 ＝2.340	〃		3.510
〃		2.080	4月		〃		3.120
雇		2.340	2	2.340×50/100×2 ＝2.340	〃		3.510
〃		2.150	1	2.150×50/100×1 ＝1.075	〃		3.225

10

〃	[redacted]	2.020	1	2.020×50/100×1 ＝1.010	〃		3.030
〃		1.950	5ヶ月		〃		2.925
〃		1.950	5ヶ月	〃	〃		2.925
	合計						144.552

沖縄県関係事務処理所事務分掌

職名氏名	担任事務	号	
所長			
次長 吉田嗣延	東京における事務の監督所長不在の際の代理	一	二九
事務吏員二級 久場真壹	庶務会計課長	一	八五
〃 三級 伊佐真実	会計係長	一	三一
〃 城間恒雄	庶務係長	一	三一
〃 伊志嶺朝政	沖縄係兼		
〃 金城武信	会計、庶務、著作	二	九
〃 宮城正一	会計、能州会計	二	八
〃 慶田吉有	相談事務	九七	
〃 永島可進	会計甲度	九七	
瑞慶村智啓	教育相談事務	九七	
〃			
〃			
〃	

九州支所

職名	氏名	擔任事務	号俸	前擔任事務
所長	中村政忠	九州支所の指導監督	二二 (二四)	前沖縄縣福岡事務所長
事務吏員 二級	山口為秀	庶務會計	一五 (一八)	〃 總務係長
〃 三級	屋宜政直	一戸籍 援護世話事務	九 (一三)	〃 援護事務
〃 〃	當間嗣教	調査 財務 財産管理保險	七 (九)	〃 保險事務
〃 二級	小嶺幸雄	戸籍事務	五 (一六)	前沖縄縣市町村事務取扱所
〃 〃	上原清吉	記帳	二 (一三)	〃
〃 三級	宮城俊治	戸籍	一 (一三)	〃
〃	大城安英	記帳	一 (一二)	〃
〃	富山正雄	記帳	九 (一〇)	〃
〃	安里昌幸	戸籍	八 (九)	〃
嘱託	吉谷川宇市	〃	三 (三七)	〃
〃	宮城初枝	〃	六 (一八)	〃
雇	仲本潜子	〃	九 (二二)	〃
〃	阿賀嶺吉代	記帳	七 (一九)	〃
〃	渡久地吉久	〃	六 (一八)	〃
〃	中島なか	〃	六 (一八)	〃
雇 連轉手	石原昌定	財産管理	三 (三二)	前福岡事務所

一〇万
[illegible]
一万[illegible]

戸籍事務取扱件数調

昭和二十三年六月一日現在

種類	自二〇年九月至二二年十二月迄件数	自二三年一月至〃五月迄件数	計	處理見込総件数	残件数	摘要
戸籍の申告	九、一五四	三、一三〇	一二、二八四	三〇、〇〇〇	一七、七一六	
出生の届出	五、六二三	一、一二〇	六、七四三	一五、〇〇〇	八、二五七	
死亡の届出	四、六〇四	五、〇〇四	五、〇〇四	一二、〇〇〇	六、九九六	
婚姻縁組の届出	二、〇二七	四八〇	二、五〇七	六、〇〇〇	三、四九三	
転籍の届出	七〇四	一四〇	八四四	二、一〇〇	一、二五六	
分籍(分家)の届出	一二九	四五	一七四	一、〇〇〇	八二六	
戸籍に干する届出	四二三	六五	四八八	一、二〇〇	七一二	
寄留に干する届出	九、七八二	一、一八五	一〇、九七七	二七、〇〇〇	一八、〇二三	
戸籍に干する証明	一二、二四五	五、二〇五	一七、四五〇	四二、〇〇〇	二四、五五〇	
戸籍に干する往復文書	九、三七八	二、四五〇	一一、八二八	二九、一〇〇	一七、二七二	
計	五四、〇六九	一四、二三〇	六八、二九九	一六五、四〇〇	九九、一〇一	

沖縄縣事務所職員事務分担表

福岡事務所

級別	公職	號俸	氏名	摘要
一	事務吏員 所長	二二	中村政忠	事務所全般に関する事務
二	〃 庶務係長	一五	山口為秀	庶務並に会計に関する事務一般
三	〃 援護係長	一〇	伊志嶺朝政	援護に関する事務一般
〃	〃 金融経済係長	七	當真副教	保険に関する事務一般
〃	〃 事務吏員 主事	一一	城間恒雄	恩給事務その他
〃	〃	一一	伊佐真英	庶務、事務、各種調査に関する事ム
〃	〃	九	屋宜政直	援護事務及不動産の管理事務 沖縄送還者に関する事ム
〃	〃	九	金城武信	在縣職員給与その他会計事務
〃	〃	八	宮城正一	会計事務
〃	〃	七	慶田喜有	援護並に教育に関する事務
〃	〃	七	永島可進	会計事務
〃	〃	六	當間重佑	保険仲介に関する事務生業援ゴ
二	事務吏員 休職	一〇	大城朝亮	
	囑託	三八	親泊政博	保険仲介事務及団体援ゴに関する事務
	〃	月三〇〇円	親泊政憲	印刷発行事務
	雇	二〇	嘉手川重一	保険仲介事務生業援護に関する事ム
	〃	一九	喜納政仁	保険仲介事務各種証明に関する事ム
	〃	一九	當間好子	〃
	〃	二〇	親泊文子	庶務に関する事務
	運転手	三〇	石原昌定	
	小使	二三	松田吉太郎	
二	技術吏員 技師	二二	宮城桃幸	大阪駐在（関西地方事務連絡）
〃	事務吏員 主事	一八	山口明	宮崎駐在（宮崎地方事務連絡）

二	嗚	事務更多	一八	諸見里朝進	大分驛在（大分地方事務連絡）
三	〃	〃	九	草壁朝助	〃 （〃 〃）
二	〃	〃	一四	下地玄治	鹽井驛在（鹽井 〃 〃）
三	〃	〃	九	宮城公靜	〃 （〃 〃）
	嗚	紙	二九	比嘉良男	〃 （鹽井市不動產寮程）
	〃		二五	鳥袋和一郎	渡邊鳥駐在（渡邊鳥地方事務）

合計

二級	大名	（內人は休職）
三級	一二名	
嗚紙	五名	三〇名
雇人	四名	
	二名	

事務所

級別	職	姓名	職	事務
二	事務更多	一九	吉田剛延	事務計全般に関する事務
〃	〃	一五	之嶋宗義	庶務全般に関する事務
三	事務更多	七	瑞慶村智啓	雇員事務並に教育に関する事務
〃	〃	六	下地惠榮	庶務並に各種公認に関する事務
〃	〃	六	熊尾利夫	井堰屋並に引揚者に関する事務
	嗚（嗚紙）	三五	鳥屋材公	合計に関する事務一般並に田作指導に関する事務
	〃	三五	嘉手川惠利	関係田作の指導に関する事務
	嗚	二八	友寄隆德	合計及各種調査に関する事務
	〃	一〇〇〇円	大嶽龍太郎	不動產管理並に建築指導に関する事務
	嗚	二〇	与那嶺弘子	庶務事務並に建築並に引揚者事務
	〃	一九	新里卜ミ子	文書收發受並に事務に関する事務

	雇	一八	仁原はる
	給仕	月 六日	小瀧忠る
			不動産管理並に援護に関する事務

二級 二名
三級 三名
合計 嘱託 四名 一三名
雇 三名
傭人 一名

沖縄県市町村事務所

級別	職務	氏名		摘要
二	事務吏員 主事	一五	小渡幸雄	庶務一般
〃		一二	仁原清喜	会計一般
三	事務吏員 書記	二	宮城俊治	庶務事務
〃		二	大城安英	戸籍事務
〃		九	富山正雄	〃
〃		八	安里昌幸	〃
〃	嘱託	三二	吉谷川守市	〃
〃		二三	徳田安泰	熊本駐在（熊本地方連絡員）
〃		二〇	諸喜村宮里榮子	東京地方連絡事務
〃		一六	宮城初枝	戸籍事務
〃	雇	一九	仲本澄子	
〃		一七	喜久山諒子	
〃		一七	阿賀良喜代	
〃		一六	渡久地喜久	
〃		一六	中島なか	

合計

二級　二名
三級　四名
屬託　四名
雇　五名

一五名

總計

二級　一一名
三級　一九名
屬託　一三名
雇　一二名
傭人　三名

五八名

沖縄駐留軍労務移管に関する閣議決定
要綱案に伴う法務庁民事局の諒解事項
標記の件に関し、去る十二月二十七日、法務庁民事局第二課長と外務省調査局第二課長との会談要旨は、次のとおりである。

一、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁としては、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

二、自分の意見としては、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

三、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

鵜沢課長から、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

一、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

二、自分の意見としては、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

廃止に伴う諸事務処分の引継ぎを終了するまでは、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

三、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

沖村から本件に関する経緯を述べ、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

一、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

二、自分の意見としては、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

廃止に伴う諸事務処分の引継ぎを終了するまでは、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

三、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

沖縄関係の諸事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

一、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

二、自分の意見としては、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

廃で管理することとするが、責任の所在を明かにする意味に於て引取も適当だと思う。

三、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

沖縄関係の諸事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

一、沖縄における事務の処理については、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

二、自分の意見としては、唯今始めて承知するが、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

廃止に伴う諸事務処分の引継ぎを終了するまでは、法務庁として、今回の閣議要綱案に伴う諸般の措置に関し、諒解を得たい旨要望したのに対し、

項[illegible]御説も一應御尤ではあるが、此際は一切外務省で管理することとするのか、渉外関係に於て無難であり且早急に処理し得る途である。

三、現在の戸籍事務取扱上の不備乃至疑点を充実、若くは是正する上に於て[illegible]具態的の案があるならば今後何はでも御協議に應ずる用意がある。

四、理論的に嫌らないものがあるかも知れないが現在通り縣吏の一部に市町村吏員の身分を兼有せしめてやらせる。

以上で一應主務課長として鵜沢晋事務官は諒承したが、上司にも話し更に意見があれば外務省に申するとのことであった。そこで意見疑問等あらば可及的速かに申出でられたい旨答え、極めて平穏裡に会談を終った。

外務省

Haugy

内地在住沖縄人関係事務処理要綱

（五、二九）

閣議決定

一　沖縄縣事務所は、之れを廃止する。

二　沖縄縣事務所の廃止に伴い、従来同事務所の所管に属していた事務は、総理廳官房自治課において処理せしめることとし、次のような法令上及び予算上の措置を講ずる。

（一）総理廳官制及び地方自治法施行規程を改正する。

（二）所要経費は、総理廳官房自治課関係予算として予備費を以て支弁する。

総理廳官制の一部を改正する政令案

第二條中「専任七十五人」を「専任八十二人」に改める。

「専任三百三十六人」「専任三百五十五人」

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法施行規程の一部を次のように改正する。

第七十六條を削る。

理由

沖縄縣事務所の廃止に伴い、従前同事務所の所管に属していた事務を総理廳官房自治課において処理せしめるため所要の職員を増置する必要があるからである。

政令第三号

総理廳官制

第二條　総理廳に左の職員を置く。

局長

内閣総理大臣秘書官

専任二人　二級

総理廳事務官

専任九人　一級

専任七十五人　二級

専任三百三十六人　三級

総理廳技官

専任二人　二級

専任二十八人　二級

専任五十二人　三級

地方自治法施行規程

第七十六條　沖縄縣に関しては、当分の間、地方自治法第百五十二條第一項の規定にかかわらず、福岡縣の総務部長が沖縄縣知事の職務を代理する。

沖縄県事務所の事務処理に対する所見

沖縄人連盟総本部

沖縄人連盟総本部用箋

沖縄縣事務所の事務處理に對する所見

今回縣事務所が廢止せられ外務省に移管された時吾々沖縄縣出身者の救援指導に當っている者の立場から今後の事務の運營に對し所見を開陳したい

(一) 知事代理、知事代理をおくならば知事公選の原則に準ずべきであるが現狀に於ては法的にも不可能と考へられるから特殊事情のもとにある事務を円滑にするため沖縄出身有識者經驗者から委員又は參與をおかれたし

(二) 課長又は係長の如き事務主任者は從來の事務所長又は出張所長の中人望ある者を選任すること、事務員も成るべく現職者中優秀な者から任命し可及的に失職者を少くすること

(三) 現在の事務所及出張所は漸次廢合し事務所を停頓せしめないこと

(四) 現在縣事務所が主導している外廓團体は沖縄人連盟に統合又は改組せしめること

例へば沖縄漁業連合會 沖縄養豚組合の如きもの

(五) 各縣では厚生、援護の方面に十分なる力をつくしつゝあり沖縄出身者もその限度において援助を受けているが吾々は鄉里と遮断せられ(1)一般困窮者も親類緣者の補助を受ける道なく(2)強制疎開者中各地に定着せる者も未だ十分にその地方に生業の基礎を持つことが出來ず(3)殊にソ連方面からの引揚者は困難な狀態にて援護院當局の特別なる同情ある取扱を受けても尚ほ且つその物質的精神的窮乏をかづめ活力を與へることが困難である

右の如き現狀に鑑み沖縄關係事務は援護に重点をおき實質的に援護活動をなしつゝある沖縄人連盟と密接なる連繫をなす必要がある。

沖縄人連盟總本部用箋

(六) 沖縄県事務所昭和二十三年事業計画に基き左に吾々の所見を述べる。

(1) ア籍事務は現在福岡事務所で取扱ひ他の事務所又は出張所は受付をなすに過ぎないその件数も月一。件以下であらう
福岡事務所の担当職員を外務省職員に採用せられると便利、受付は沖縄人連盟各支部で引受ける用意あり

(2) 各種証明書右に同じ。学校卒業証明書は財団法人沖縄学徒援護会に於て取扱ふのが実情に即している。

(3) 俸給支拂、外務省内で取扱ふ。

(4) 恩給裁定右に同じ。

(5) 保険等の業務

(イ) 銀行預金郵便貯金、年金等は外務省に係管するか財団法人沖縄財団に依托すればよい。

(ロ) 保険受取りの仲介は現在取扱ひてある、係員を数人外務省官吏に任用すれば便利であるが仕事の性質上沖縄財団に依托した方がよいと思う連盟各本支部では現在もこの仕事に協力してゐるから財団を通じて連絡と協力させる方式がよいと思う。

(七) 公有財産の維持及び管理

(イ) 不動産、動産は現在財団法人沖縄財団が知事、代理の委託を受けこれを管理し運用については沖縄出身の有識経験者中数人の運用委員を依嘱し理事者と協力している右の制度を踏襲すればよい。

(ロ) 不動産は住宅、引揚寮が主で事務所員の居住する住宅は実状を熟知せる沖縄出身者から委員を設け之れを管理させる、委員は前記運用委員が兼ねてもよい。

沖縄人連盟總本部用箋

(八) 援護業務

(イ) 目下實施中の沖縄帰還者並に外地よりの引揚、復員者を援護する」ということが事實は何の援護もなし居らず右は絶対に必要なる故現在沖縄人連盟がなしつゝある援護に協力せしめる。

(ロ) 學徒援護。財團法人沖縄縣學徒援護會がやつているが、寮は縣所有であるがこれも從來通りにしたい。

(學生數は昭和三十年度は四二〇人であつたが二十三年度は約五〇〇人の見込)

(ハ) 要保護者の保護。從來何もやつていない同胞援護會沖縄縣支部は廢止された筈。

(ニ) は連盟本支部が從來実施している。將來はこれに準るだけの補助が望ましい。

沖縄人連盟總本部用箋

(ニ) 生業援護。從來縣事務所が資材を斡旋したのは沖縄漁連。パナマ帽組合、大工養成所、最近作つた養豚組合の四つである。然るに漁連を通じて資材を斡旋することは農林省で停止、パナマ帽は既に昨年株式会社に改組している。

各地方に數百を數える企業体中、縣事務所員が作つた大工養成所(今は弱少なる一土建屋)と京浜地区の一部養豚業者の組合所謂御用組合に縣事務所の仕事を向限するは不適當で出來ることは沖縄人連盟本支部に移管すべきである。

(九) 沖縄関係各團体の指導調査の事實ない又その実力もない。

(一〇) 沖縄縣に関する資料の蒐集調査回答など縣事務所

長としてその能力ある者は大阪の宮城技師だけで大部分は連盟総本部の文化部調査部及び沖縄文化協會がやっている。将来これらの仕事をなし得る人材が何等かの形で活用出来る豫算を準備する必要がある

昭和二十三年六月二十四日

沖縄人連盟総本部

沖縄人連盟總本部用箋

July 30, 1948

The Minimum Personnel of the Temporary Office

1. General Supervision

Chief	
Assistant to the Chief	1
Chief of the Fukuoka Office	1

2. General Affairs and Accounting

Accounting	5 (one of them stationed in Fukuoka)
General Affairs	3 (Documents, personnel affairs, information for the interest of the Okinawans)

3. Pension and Salary

(outstanding cases of prefectural pension 580
persons entitled to salary 130)

4. Registration 15

(9 of them stationed in Fukuoka)

According to the attorney General's Office the personnel necessary for this duty shall be 1.5 per. ten thousand

Cases handled 2,000 monthly

5. Certification 5

(4 of them stationed in Fukuoka)

Cases handled 2,000 monthly and cases so far handled 36,000

6. Financial affairs 8

(2 of them stationed in Fukuoka)

Insurance (10,000 cases handled so far)	4
Real property	3
Movables	1

The Property owned by Okinawa Prefecture

Name	Place	Date of Purchase	Price	and Fund
Okamoto Dormitory	Fukuoka Prefecture	Nov. 12, 1946	¥ 800,000	subsidy from Ministry of Welfare (fund for rehabilitation and welfare)
Kinshu Dormitory	"	Aug. 30, 1946	¥ 650,000	"
Ijiri Dormitory	"	Oct. 28, 1946	¥ 157,000	"
Hakozaki Dormitory	"	April 25, 1946	¥ 200,000	"
Kumamoto Dormitory	Kumamoto Prefecture	Oct. 26, 1946	¥ 60,000	"
Nichinan Dormitory	Fukuoka Prefecture	Mar. 1, 1946	¥ 76,500	budget of the Okinawa Prefecture (local apportionment tax)
Sumiyoshi Dormitory	"	"	¥ 87,550	"
Tokyo Dormitory	Tokyo Metropolis	April 23, 1946	¥ 140,000	"
Nanto Dormitory	"	June 2, 1947	¥ 110,000	budget of the Okinawa Prefecture (special account)
Second Kumamoto Dormitory	Kumamoto Prefecture	Nov. 27, 1946	¥ 90,000	budget of the Okinawa Prefecture (local apportionment tax)
Oita Dormitory	Oita Prefecture	April 30, 1946	¥ 85,000	"
First Miyazaki Dormitory	Miyazaki Pref.	Dec. 20, 1945	¥ 40,000	"
Second Miyazaki Dormitory	Miyazaki Pref.	May 12, 1946	¥ 24,000	"
Kagoshima Dormitory	Kagoshima Pref.	Nov. 1, 1945	¥ 109,020	"

Yawata Dormitory	Fukuoka Prefecture	Nov. 25, 1946	¥ 47,385	fund for municipal affairs of Okinawa

The date of purchase indicates the date of entry into the real property registry and consequently the date of occupancy precedes by about half a year on the average.

沖縄県関係残務事務処理要綱

一、現存の沖縄県事務所の組織はこれを廃止し沖縄県関係残務は外務省の管理の下に所要の整理機関をして処理せしめることとし左の措置を講ずる。

(一)地方自治法施行規程を改正し第七十六條を削る。

(二)所要経費は外務省予算(補助費)として予備費をもつて支弁する。

二、本件に関する昭和二十三年六月七日の閣議決定はこれを廃止する。

理由

現存の沖縄県事務所の組織を廃止するとともに沖縄県関係残務処理事務を外務省に移管する必要があるからである。

地方自治法施行規程

第七十六條　沖縄縣に關しては、當分の間、地方自治法第百五十二條第一項の規定にかかわらず、福岡縣の總務部長が沖縄縣知事の職務を代理する。

内地在住沖縄人関係事務処理要綱

（昭和二十三年六月七日閣議決定）

一、沖縄縣事務所は、これを廃止する。

二、沖縄縣事務所の廃止に伴い、従来同事務所の所管に属していた事務は、総理廳官房自治課において処理せしめることとし、次のような法令上及び予算上の措置を講ずる。

(一)総理廳官制及び地方自治法施行規程を改正する。

(二)所要経費は、総理廳官房自治課関係予算として予備費を以て支弁する。

沖縄関係残務事務処理要綱（案）

一、沖縄残務事務は、外務省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）第六条の規定に基き、外務省に置かれる事務官又は事務官をもつて充てる。

二、前項の事務官は、沖縄に駐在して、左に掲げる事務を処理する。

1　処理の状況を、随時、外務大臣に報告すること。

2　処理の状況を、随時、外務大臣に報告すること。

3　その他、必要な事項

外務省

附　則

この要綱は、昭和二十七年四月二十八日から施行する。

外務省

外務省

外務省

沖縄事務所廃止に伴う職員整理要領

一、職員五十六名は六月より九月迄の四ヶ月外務省の臨時職員として吸収し九月中に新機構による要員二千八名を超過する二千八名は整理する。

右に関する退職金其の他整理に要する経費は外務省予算として計上する。

二、十月一日より新機構による要員二千八名を各庁に配置皆とする。

新機構による沖縄関係事務処理要領（案）

事務程別　人員　所含庶

一、　一五人　二級官　三　法務一庶

二級官　五

臨時職員　二

雇員　五

二、　財産管理　三人　大北省又ケ

勤務一人（三級）　外務省

不勤務二人（三級　臨時職員）

三、　思給　一人（三級）　思給局又ケ

外務省

四、　給告　二人（三級）　外務省

雇一人

五、　流化明　七人

共記　二級一人

三級二人

雇二人

臨時職員二人

計二十人

外務省

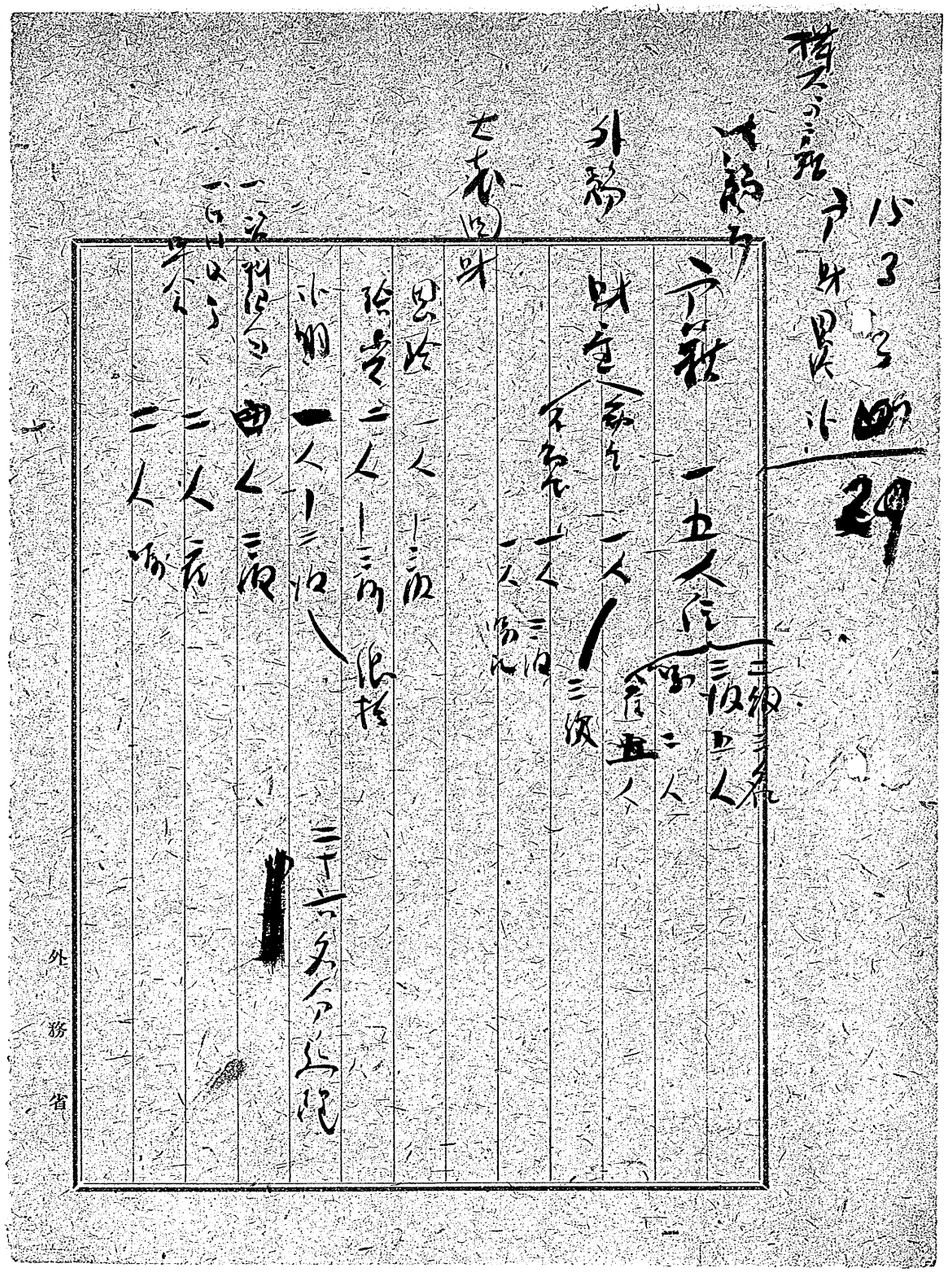

沖縄関係事務処理要綱（案）

一、沖縄縣事務所はこれを廃止し戸籍事務は戸籍法を改正し法務廳管下の官署において取扱うこととする右改正法律案は來る臨時國会に提出し十月一日より施行し得る様準備する

2、従來の縣有財産はGHQの承認を経て國有財産として移管する措置を執りこれが管理は外務省又は大藏省これに当る

3、その他恩給給與前記明等の事務は外務省において一括処理する

二、右処理に伴つて次のような法令上及び豫算上の措置を講ずる

1、地方自治法施行規則を改正する

2、外務省其の他関係官廳の定員を改正する

3、豫算は関係各廳においてそれぞれの所要経費（人件費事務費其の他）を豫備費をもつて要求する

従來の沖縄縣事務所廃止に伴う必要なる整理費は外務省豫算に計上する

沖縄関係残務事務処理要綱（案）

（昭二三、六、五　外務省管理局）

一、沖縄縣事務所は八月末日を以てこれを廃止し残務事務は左の如く関係各省に於て処理する

(一)戸籍事務は戸籍法の特例を設け法務廳管下の官署において取扱うこととする

(二)恩給事務は國費支弁の浦東と同様に扱うよう恩給法を改正し恩給局においてこれを処理する

(三)従來の縣有財産はこれを政府の管理に移し外務省がその任に当る

(四)給與諸証明その他の事務は外務省において一括処理する

二、右処理に伴つて次のような法令上及び豫算上の措置を講ずる

(一)地方自治法施行規程を改正し第七十六條を削る

(二)戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の制定は本件処理の特殊性に鑑み聯合國司令部の指令に基き「ポツタム」政令を以てこれを規定する

三、法務廳恩給局及び外務省官制定員を改正する（改正定員別紙の通）

四、所要経費は関係各廳においてそれぞれ豫備費をもつて支弁する（所要人員別紙の通）

なお六月より八月までの沖縄縣事務所の経費及び廃止に伴う整理費は総理廳自治課において従來の例により措置する

沖縄関係事務処理要員（案）

事務種別	人員	所属廳
一 戸籍事務	一五人 二級官一人 三級官五人 臨時職員四人 雇五人	法務廳
二 財産管理	三人	外務省
三 恩給	一人（三級） 不動産二人（三級臨時職員）	恩給局又は外務省
四 給與	二人	外務省
五 諸諸明その他	七人 三級一人 雇一人 二級一人 三級二人 雇二人 臨時職員二人	外務省
計	二八人	

August 6, 1948.

My Dear Mr. Middleton

The attached document has been decided by a conference among various ministries in compliance with your suggestion to realize your policy toward Okinawa Prefecture. It has been submitted to the Government Section on August 6, 1948 by Mr. Wajima, Director of the Bureau of Control the Foreign Ministry and he expound in detail. Because of your absence I will leave it at your desk and I hope to see you and explain on the problem as soon as you come back from your trip.

Sincerly Yours

M. Suzuki

Disposition of the Okinawa Prefectural Office

I. The Okinawa Prefectural Office will be abolished as of 31 August 1948. The remaining business of the office will be taken care of in the following manner:

1) The business required by the Law of Family Registration will be disposed of by a local office of Attorney General's Office.
2) The payment of pension will be done bytthe Bureau of Pensions.
3) The property of Okinawa Prefecture will be placed under the custody of the Ministry of Foreign Affairs.
4) The payment of salaries, issuance of various certificates, and other miscellaneous business concerning Okinawans will be conducted by the Ministry of Foreign Affairs.

II. In connection with the abolition of the Okinawa Prefectural Office, the following legal action will have to be taken.

1) Cabinet Order No.19, 1947, implementing the Local Autonomy Law will be amended by striking off Article 76.
2) Necessary amendments will have to be made in the Law of Family Registration and Law of Pensions. These amendments will be made by a Cabinet Order to be issued in accordance with Cabinet Order No.542, 1945, and in pursuance of a specific directive of the SCAP to that effect.

III.

III. The number of personnel of Attorney General's Office, Bureau of Pensions and the Ministry of Foreign Affairs will be increased respectively in the following manner:

Attorney General's Office	15
Ministry of Foreign Affairs	
Property Custodian	3
Salaries	2
Pension	1
Certificates & Miscellaneous	7
TOTAL	28

IV. The expense of the Okinawa Prefectural Office for the last three months, from June to August, will be defrayed in the similar manner as was done in the first two months of the current fiscal year.
The necessary expenditure will be defrayed out of the reserve account as a part of the expenditure of the respective government organs concerned.

No 1

沖縄関係残務事務処理要綱

[redacted]

一、沖縄[redacted]は[redacted]を[redacted]し残務事務は左の如く関係各省に於て処理する

(一) 戸籍事務は法務庶に於て取扱う[redacted]

(二) 恩給事務は恩給局に於て[redacted]

(三) 延年の[redacted]財産は之を以府の管理に移し外務省の任に当る

外務省

No 2

(四) 給与諸証明其他の事務は外務省に於て一括処理する

二、右処理に伴うて次のような法令を改正し及び[redacted]上の措置を講ずる

(一) 地方自治法施行規程第七十六條を削る

(二) 戸籍法の特例を設ける法[redacted]の[redacted]は[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

外務省

外務省

一、沖縄関係残務事務処理要綱（昭和二十三年九月七日閣議決定）

沖縄県事務所はこれを廃止し、残務事務は、左の如く関係各省において処理する。

(一)戸籍事務は、戸籍法の特例を設け、法務廳管下の官署において取扱うこととする。

(二)恩給事務は、恩給法を改正し、恩給局においてこれを処理する。

其の処務の統合的実施まで

(三)従来の公有財産は、これを政府の管理に移し、外務省がその任に当る。

(四)給与諸証明その他の事務は、外務省において一括処理する。

二、右処理に伴つて、次のような法令上及び予算上の措置を講ずる。

(一)地方自治法施行規程を改正し、第七十六条を削る。

(二)戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の附則は、本件処理の特殊性に鑑み、連合国最高司令部の指示に基き、ポツダム政令をもつてこれを規定する。

(三)法務廳及び外務省の官制を改正し、定員を増加する。

(四)所要経費は、関係各廳においてそれぞれ予備費をもつて支弁する。

なお六月以降の沖縄県事務所の経費及び廃止に伴う整理費は、総理廳官房自治課において従来の例により措置する。

備考

一、本件は十月一日より実施する。

二、本件決定に伴い、昭和二十三年七月九日の閣議決定は、廃止せられたものとする。

理由

沖縄県事務所を廃止するとともに、沖縄県事務事務を、関係各省に移管する必要があるからである。

沖縄関係県務事務処理要綱

一、沖縄県事務所はこれを廃止し、残務事務は、左の如く関係各省において処理する。

(一)戸籍事務は、戸籍法の特例を設け、法務総管下の官署において取扱うこととする。

(二)恩給事務は、恩給法を改正し、恩給局においてこれを処理する。

(三)従来の公有財産は、その処理の終局的決定に至るまで、これを政府の官庁に移し、外務省がその任に当る。

(四)給与諸証明その他の事務は、外務省において一括処理する。

二、右処理に伴つて、次のような法令上及び予算上の措置を講ずる。

(一)地方自治法施行規程を改正し、第七十六条を削る。

(二)戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の制定に、本件処理の特殊性に鑑み、連合軍最高司令部の指示に基き、ポツダム政令をもつてこれを規定する。

(三)法務総裁及び外務省の官制を改正し、定員を増加する。

(四)所要経費は、関係各庁においてそれぞれ予備費をもつて支弁する。

なお六月以降の沖縄県事務所の経費及び廃止に伴う整理費は、総理府官房自治課において従来の例により措置する。

備考

本件は十月一日より実施する。

本件決定に伴い、昭和二十三年七月九日の閣議決定は、廃止せられたものとする。

理由

沖縄県事務所を廃止するとともに、沖縄県関係事務を、関係各省に移管する必要があるからである。

地方自治法施行規程

第七十六条　沖縄県に関しては、当分の間、地方自治法第百五十二条第一項の規定にかかわらず、福岡県の総務部長が沖縄県知事の職務を代理する。

沖縄関係残務処理に関するポツダム政令案要綱

内閣はポツダム宣言の承諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基きここに沖縄縣に本籍を有する者の戸籍並びに沖縄縣の負担する恩給の負担等に関する戸籍法及び恩給法の特例に関する政令を制定する。

第一　沖縄縣に本籍を有する者の戸籍事務処理に関する件

一、沖縄縣に本籍を有する者の戸籍に関する事務で、本籍地市町村長の管掌に属するものは、福岡司法事務局に勤務する法務廳事務官で、法務総裁が指定する者が、これを管掌する。

二、戸籍事務に関し、市町村長に適用のある他の法令の規定は、前項の事務に関しては、仝項の規定により指定された者に、これを適用する。

三、第一項の事務は、福岡司法事務局の長がこれを監督する。

四、第一項の事務につき、戸籍法の規定により收める手数料は、これを國の收入とする。

第二　沖縄縣職員の恩給に関する件

一、沖縄縣の負担すべき恩給は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条の規定にかかわらず、國庫が、これを負担する。

二、沖縄縣知事の裁定すべき恩給は、恩給法第十二条の規定にかかわらず、総理廳恩給局長が、これを裁定する。

三、この政令施行前に沖縄縣知事が裁定した恩給は、これを総理廳恩給局長が裁定したものとみなす。

沖縄関係事務処理職員定員

法務廳	二級官	二人
	三級官	五人
外務省	二級官	一人
	三級官	六人

沖繩縣關係行政事務處理要綱
（昭和二十三年七月九日閣議決定）

一、現存の沖繩縣事務所の組織はこれを廢止し沖繩縣關係殘存事務は外務省の管理の下に所要の整理機關をして處理せしめること
とし左の措置を講ずる。

(一)地方自治法施行規程を改正し第七十六条を削る。

(二)所要經費は外務省予算（補助費）として予備費をもつて支弁する。

二、本件に關する昭和二十三年六月七日の閣議決定はこれを廢止する。

THE CABINET DECISION ON THE DISPOSITION
OF THE OKINAWA PREFECTURAL OFFICE Sept. 7 1948

I. The Okinawa Prefectural Office will be abolished and its remaining business will be taken care of by the competent ministries in the following manner:

1) The business required by the Law of Census Registration will be disposed of by a local office of Attorney General's Office as a special case of the Law of Census Registration.
2) The payment of pension will be done by the Bureau of Pensions by making necessary amendment in the Law of Pension.
3) The property of Okinawa Prefecture will be placed under the custody of the Japanese government. The Ministry of Foreign Affairs will conduct the business of custody umtil final determination as to disposition of such property is mede.
4) The payment of salaries, issuance of various certificates, and other miscellaneous business concerning Okinawans, will be conducted by the Ministry of Foreign Affairs.

II. In connection with the abolition of the Okinawa Prefectural Office, the following legal and budgetary action will be taken.

1) Cabinet Order No. 19, 1947, implementing the local Autonomy Law will be amended by striking off Article 76.
2) Necessary amendments will be made in the Law of Census Registration and Law of Pensions. These amendments, in view of their special nature, will be made by a Cabinet Order to be issued in accordance with Cabinet Order No. 542, 1945, and in pursuance of a specific instruction of the SCAP to that effect.
3) The number of personnel of Attorney General's Office, and the Ministry of Foreign Affairs will be increased respectively by amending their organization laws.
4) The expense of the Okinawa Prefectural Office for the last four months, from June to September, as well as for its abolition will be defrayed through the Autonomy Section of the Prime Ministers's Office in the similar manner as was done in the first two months of the current fiscal year.
5) The necessary expenditure will be defrayed out of the reserve account as a part of the expenditure of the respective government organs concerned.

III. The disposition contemplated in this decision shall become effective as of October 1, 1948.

IV. The Cabinet Decision of July 9, 1949, in regard to the same subject will be rescinded.

沖縄関係事務整理に伴う戸籍恩給等の特別措置に関する政令をここに公布する

御名御璽

昭和三十三年九月三十日

内閣総理大臣　芦田均

政令第百十号

沖縄関係事務整理に伴う戸籍恩給等の特別措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに沖縄関係事務整理に伴う戸籍恩給等の特別措置に関する政令を制定する。（戸籍及び寄留事務）

第一条　沖縄に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で本籍地の市町村長の管掌すべきものは他の法令の規定にかかわらず、福岡司法事務局の外務省

司法事務局に勤務する法務廳事務官で法務総裁の指定する者が管掌する。

2　法務総裁は、前項の事務のため福岡市に福岡司法事務局の出張所を置くことができる。

3　第一項の事務に関しては市町村長の戸籍及び寄留事務の処理に関する他の法令の規定は同項の規定により指定された法務廳事務官に、市役所又は町村役場に関する他の法令の規定は前項の出張所に準用する。

4　第一項の事務は福岡司法事務局長が監督する。

5　第一項の事務につき戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び戸籍法の施行に伴う関係法律の整理等に関する政令（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料は国の収入とする。

（恩給事務）

第二条　都道府県の負担すべき恩給で沖縄に係るものは恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条の規定にかかわらず国庫が負担

する。

2 都道府県知事の裁定すべき恩給で沖縄県に係るものは恩給法第十二條の規定にかかわらず総理廳恩給局長が裁定する。

附則

この政令は昭和二十三年十月一日から施行する

内閣總理大臣　芦田均

法務總裁　鈴木義男

地方自治法施行規定の一部を改正する政令

御名御璽

昭和二十三年九月三十日

内閣總理大臣　芦田均

内閣は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第二十一條の規程の一部を改正する政令を制定する

地方自治施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する

第七十六條　削除

附則

この政令は昭和二十三年十月一日から施行する

内閣總理大臣　芦田均

外務省

廳舍令

◎法務廳令第六十四号

沖縄関係事務整理に伴う戸籍恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）第一條第二項の規定に基き福岡司法事務局の出張所として沖縄関係戸籍事務所を置く

附則

この命令は昭和二十三年十月一日から施行する

昭和二十三年九月三十日

法務總裁　鈴木義男

外務省

沖縄関係

六月二十日

○外務省所管に移す件には山田次長より次官並びに管理局長に話あり

六月二十二日

○関係官（内閣自治課長、沖縄事務所長）の会議

どの程度外務省に吸収するかと言う件

六月二十三日

○伊東政務次官の紹介にて沖縄連盟会長仲宗善仲同総務部長仲本幸智希望関陣のお車討

六月二十四日

○山田次長の処にて関係官の会議

施し意見あれど全面的に外務省が引受ける場合法律

外務省

如何なる困難なる問題ありやを研究することにせり。

六月二十五日

○山田次長と打合

六月二十六日

○事務処理に関する司令部との協議案案を作成

六月二十八日

○GSハウヤイと懇談我命方の提案にはきゝ案則としては反対無き模様なり

六月二十日

○土屋沖縄縣知事代理事討司令部と話しはきたるに更に具体的調整方法に就き打合せることにせり

七月一日

○GSハウヤイに閣議決定案にはきて解を求むに

外務省

七月二日

○「ハウギイ」より財政関係との連絡来子のお礼答無し

七月三日

○「ハウギイ」より具体案にはいては予算[illegible]手続に依り協議あることゝ思はれるから閣議決定案はあのほうにて良いと尚関係の向に於て異存無き旨回答あり

七月九日

○閣議決定案何等問題なく通過決定す

七月二十九日

○「ハウギイ」「ミドルトン」と会談

七月三十日

○「ハウギイ」に財産表を手交したる上「ミドルトン」と会談せるに話が全然変ってしまう 種々問題あれど結局情務

庁と打合せたる上更に懇談することゝせり

尚閣議変更はGHQの強き要望なるに付止むなく特に臨時議会の開催を機会にサンパン型をつける様にとの意向なり

八月三日

○打合会

八月四日

○「ハウギイ」と打合せたる処「ミドルトン」不在のお帰るのを待ってからにすることゝせり

八月十六日

○鈴木守義 ESS・Midleton を往訪要綱を説明したる処相本人は一は四等百万ゝの四等を受けたる

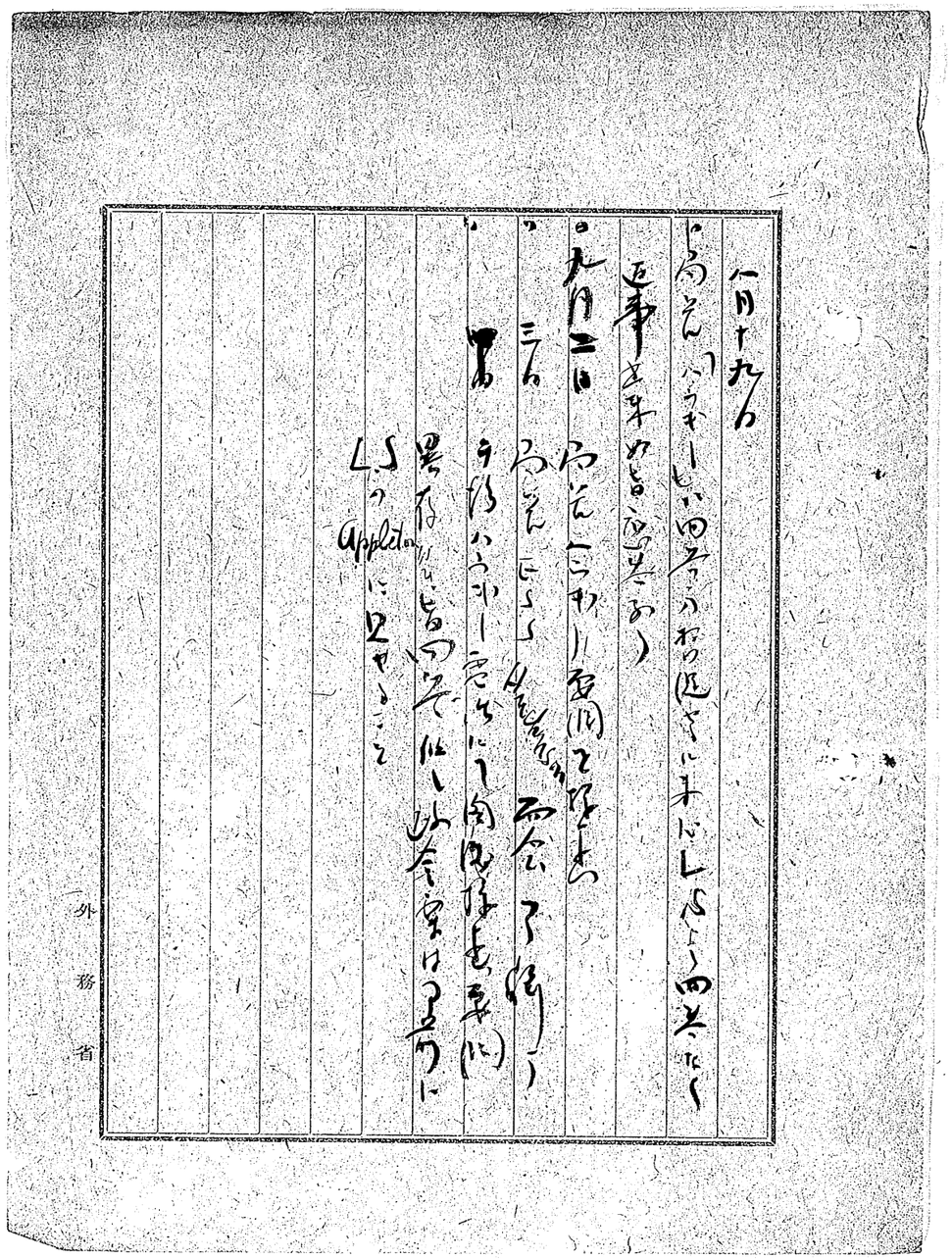

外務省

三五三、〇四四									
四、六三七	三、六〇〇								
四、〇三七	三、四六〇								
一、四六〇	三、六〇〇								
四九、五八二	三七、八〇〇	別紙の通り							
一、五八〇	四八〇								
四九、五八二	三七、八〇〇								
一、三三、四八〇	一、〇六、〇〇〇	東京丨福岡間連絡に要する旅費、二人分[片道]							
一、三三、四八〇	一、〇六、〇〇〇								
一、三三、四八〇	一、〇六、〇〇〇	タイピストを含む三人							
一、八七八、九五四	一、八七、〇〇〇	一方必要であるため一人の宿泊費							

| 給与総額 | 人員 | 給与総額 | 人員 | 給与総額 | 人員 |

沖縄縣恩給関係資料

一　恩給受給者見込人員

(イ)既に恩給を受けて居る者の員數

別表(一)の通

(ロ)恩給権を有するが未だ請求未済と思料される者の員數

二〇〇名（普通恩給及扶助料一五〇名、一時恩給及一時扶助料五〇名）

二　受恩給者に関する恩給原簿又は之に代るべきその権利確定の資料

縣の恩給台帳は焼失したので現在の縣事務所において新たに台帳を作製し、その受給権の眞否を確め、確実と認められるものを登錄して、従来支給を受けていた者に支給し、恩給権を有する者で請求未済のものには請求書を提出せしめて裁定の上登錄している。

受給権の眞否の決定は恩給証書を所持する者以外の者に付いては古い縣廳職員の記憶に依り概ね認定出来る。

三　恩給請求書に添附すべき書類を整備し難い場合之に代るべき証拠書類

縣事務所において調査の上証明書を発行し証拠書類に代える。

四　受恩給者に対する終戦後の恩給支拂の狀況及受恩給者中恩給の支拂を受け得ない者に対して執つた救済的措置

支拂狀況は別表(二)の通り

沖縄縣に帰還した者は軍司令部の行政分離の命令に依り支拂を受け得ないが、今後何等かの方法を以つて之等に対する支拂の途を講ずべきである。

五　その他参考となるべき資料

現在恩給台帳登錄人員は三一八名であるがこの中沖縄への帰還が判明したもの又は帰還したと想像される住所不明者等が相

別表一

区分	既に恩給を受けている者	普通恩給	扶助料	警察職員	教育職員	文官	計
人員		一、三〇〇	一、三〇〇				
金額		四、三〇〇、九四〇	四、三〇〇、九四〇				
人員	扶助料を受けるもの	三	三	一	一	一	三
金額		三、九四〇	三、九四〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	四、九四〇
人員		一、三〇三	一、三〇三	一、三〇二	一		一、三〇三
金額		四、二九九、〇四〇	四、二九九、〇四〇	四、二九八、五六〇	四七〇		四、二九九、〇三〇
人員	恩給を受けていない者	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇			一、三〇〇
金額		四、二九〇、〇〇〇	四、二九〇、〇〇〇	四、二九〇、〇〇〇			四、二九〇、〇〇〇
人員		二、六〇三	二、六〇三	二、六〇二	一		二、六〇三
金額		八、五九九、〇四〇	八、五九九、〇四〇	八、五九七、五七〇	一、四七〇		八、五九九、〇四〇

別表二	恩給年額	昭和二〇	〃	合計
終戦後支払金額	人員	三、〇九七	二	三、〇九九
	金額	八、九二三、四九六円	六、〇〇〇	八、九二九、四九六円
年金恩給総額	人員	八、九二三	二	八、九二五
	金額	三、四九九	六、〇〇〇	三、四九五
一時恩給総額	人員	三六二		三六二
	金額	三、六二〇		三、六二〇
合計恩給総額	人員	三、四五九	二	三、四六一
	金額	三、四九五、六二〇	六、〇〇〇	三、五〇一、六二〇

等数あつて少しみてもある。今昭和二十二年度の支給不能人員は一、三〇〇名で約半数に減少し恩給金通帳、恩給書類、今後帰還に依つて新なる者一、六〇三名の恩給請求者は極めて多額の支給に依り増加となる者一、三〇〇名の見込みである。

保有する帳簿

1 普通恩給金額計算書
2 一時恩給合帳
3 主務官庁
4 普通恩給証書類
5 一時恩給金額計算書綴
6 恩給進達関係綴

番号簿

恩給新再交付

同三

区分	俸給金額	俸給金額ニ対スル増加恩給金額ノ支払ヲ要スル官吏ノ俸給金額	請求金額
入院患者	四、八〇〇円	一、一七八、八〇〇円	一、一八三、六八〇円
教育職員恩給法ニ依ル退隠料	一、四八〇	一、一七八、八〇〇	一、一八〇、二八〇
警察官吏恩給法ニ依ル退隠料	一、三二〇	一、一七八、八〇〇	一、一八〇、一二〇
同上扶助料	一、〇八〇	一、一七八、八〇〇	一、一七九、八八〇
同上遺族恩給法ニ依ル退隠料	一、〇八〇	一、一七八、八〇〇	一、一七九、八八

臨時費支弁恩給支拂豫算

二十三年度分

種類	区分	裁定済	将来請求見込	合計
普通恩給及扶助料	人員	三五四	三〇	三八四
	金額	一二四、六三〇	一二〇、〇〇	一三六、六三〇
一時恩給及一時扶助料	人員		一〇	一〇
	金額		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
恩給金年請求分	人員	二〇六		二〇六
	金額	一六、一六八		一六、一六八
合計	人員	五六〇	四〇	六〇〇
	金額	一八六、三一六	二二〇、〇〇	二〇八、三一六

右ノ内 四五ノ二ヶ月分 三四七一八月ハ決定

一残十ヶ月分 一七三、五九〇月ハ要求ノ分ト

日本々土に於ける沖縄縣特別行政は昭和二十年二月沖縄現地との連絡全く杜絶した頃にその端を発する、即ち当時日本全國に散在してゐた沖縄縣民約二十五萬特に九州各縣に強制疎開せしめられた六萬余の老幼婦女子及五千余の學童を中心とする縣民の精神的物質的打撃は甚大且深刻であつて速かに適当な施策を講ぜねばならぬ、状況に迫られてゐた

こゝに於て稱々公務を帯びて出張中の沖縄縣伊場内務部長は此の悲惨ふ状況に善處する爲同じく疎開事務糧食及復興物資購入其他の公務を帯びて出張中の沖縄縣職員を以て臨時に沖縄廳事務を代行すべき機関を設けることゝし今年三月臨時沖縄縣事務所を福岡縣廳舎内に置き駐在員を熊本大分宮崎及鹿児島の各縣に配置することゝしその旨内務省に具申した

六月末に於ける職員数は伊場内務部長以下二十七名でその主なる任務は疎開民疎開學童を中心とする縣民の援護及その他連絡業務であつた

今年七月十五日前述の具申に対し「沖縄縣関係行政事務内務省措置要領」の公布あり、こゝに於て正式に日本々土内沖縄縣特別行政の発足を見沖縄縣市町村事務取扱所」も同時に設置せられた所が今年八月十五日終戦の日を迎へるに及んで従来疎開者をその主たる対象としてゐた行政事務は更に復員の軍人軍属徴用解除者及外地引揚者等をも取扱ふ事となつたがこれ等の縣民はその帰るべき

郷土との連絡全く杜絶し終戦後の混乱のさ中にあそ
途方にくれる有様であつたので更に之が対應策を強
化する必要に迫られてゐたが九月二十日附内務省通牒
「沖縄縣に対する特別行政等の措置に関する件」に
基き臨時沖縄縣事務所を九州地方總監府（後
に九州地方行政事務局に引継ぐ）内に移し実質
的には總監府をして沖縄縣に関する事務を取扱ふ
ことゝなり新任参事官北榮造氏が沖縄縣内務
部長を兼任し沖縄縣知事代理官として専らその
特別行政を司ることゝなり先づその任務の徹底を期す
る為臨時沖縄縣事務所時代の駐在職員に沖縄縣
廳職員中復員し来るものを加へ新に沖縄縣事務
所規定を設け東京大阪熊本大分宮崎鹿児
島に夫々事務所を設置した
「沖縄縣市町村事務取扱所」も亦この通牒に基き
沖縄縣知事代理官より当時出張中の那覇市長を
沖縄縣各市町村長臨時代理者として任命し福岡の
外に東京、大阪熊本、大分宮崎鹿児島に夫々
出張所を設置した その任務は戸籍の調整及び
之に附随する事務である、
以上の如く機構の整備を図ると共に更に縣民の援
護指導の徹底を期する為自主的に授産授
職等の生活援護を実施することゝし今年十一月「昭
和二十年度豫算」を編成したのである これは全
額国庫交附金である
十月末に於ける職員の数は北内務部長以下五十名

で当時に於けるその主な業務は左の如くである

1. 疎開民を中心とする各種の援護
2. 外地引揚者徴用解除者復員者の受入れ援護
3. 就農その他各種の授産授職の事業開始
4. その他地方行政官廳としての事務
5. 戰災その他各種の證明事務

十月に入るや南方殊にフィリッピンを主とする惨憺たる外地引揚者復員軍人等相次いで事務所に殺到しその收容救濟等の事務も著しく繁雑を加へる様になった。一方かゝる情況に即應する爲縣民の間にも各種の團体族生し夫々の運動を展開するに至った即ち東京に於ては已存の沖縄協会の外に新に沖縄人連盟発足し九州に於ては九州沖縄縣人会結成され引揚者團体として球陽民生協会等の誕生をも見てゐる更に一月に入そは財團恩賜同胞援護會沖縄縣支部の設置が認められ就農パナマ漁業生活必需品製造等の各組合及建築工養成所等續々結成され各種の授産授職の業も漸くその軌道に乗そ来た

此の頃において國際場裡に於ける沖縄縣の立場は全く微妙複雑となり縣民の郷土への帰還及時期等見透し困難となりその対應策の樹立等全く五里霧中とならざる得なかった

即ち一月三日聯合軍最高司令部より帝国政府宛の覺書により「現在沖縄本島は軍事上必要により帰還に関し閉鎖せらる沖縄人の沖縄本島帰

還の一の能性については猶研究中にある事実が判明し
更に一月二十九日には聯合軍最高司令部より「若干
の外廓地域を政治上日本から分離することに関する覺
書」が発せられ沖縄県に対する日本政府の行政権が全く
停止するに至った
この命令は従来の沖縄県特別行政に根本的に変
革を加へたものであってこれによって全くその行政の對象
たる地域を失ふことゝなり特殊の性質を帯びる各種の
疑義を生ずる様にかったのである
この頃二十一年予算が編成された
これも全額國庫補助金である
然るところ二月十七日聯合軍最高司令部よりその帰
還希望の有無を登録すべき命令あり七月二十四日
突如としてその送還許可の指令あり八月十五日より一斉
に送還が開始された
各事務所は東奔西走し関係各方面と協力し送還
に伴ふ一切の業務は順調に進捗し十二月二十六日を以て一
應の終了を見二十一年十二月末日までの帰還總人員
は一二九、四七二名である
以上の如く送還終了により援護対象の大部分は
沖縄現地に帰り援護に関する限りその任務の大部分
が軽減されるに至ったので内務省内示に基き職員の整
理に着手し人員を約二分の一に減じ更に福岡及東
京の二事務所以外の大阪熊本宮崎大分鹿児島
の各事務所を廃し残務整理を為す為僅少の職員
を駐在せしめこ等を福岡事務所勤務とした

又之と同時に「市町村事務取扱所」も縮少することゝし各出張所を廃止し十四名の職員を以て戸籍事務のみを處置することにふつたその外同胞援護会支部職員及その他の職員の整理縮少をも実行した

三月末日に於ける縣職員数及主ふる業務は左の如くである

職員数

内務部長事務取扱以下六十七名

主ふる業務

1 日本々土残留者約十五萬の援護（内要保護者約三十パーセント）

2 今後に於ける外地引揚者復員者の処置に伴ふ業務

3 各種の参考資料の蒐集調査

4 各種の公利権利義務の解決

5 戦災出生死亡身分學校卒業等の各種の戸籍及証明事務（昭和二十三年三月末日迄取扱所件数一二、四八四件）

6 公有及隼公有財産の保管

7 各種保険預貯金等金融財政上の處置

8 沖縄縣関係官公吏の處置

9 其の他の残務整理に関する事項

二十三年度以降沖縄縣特殊行政は漸く安定の時期に入る之と同時に日本々土に於ける沖縄縣民の状況も漸く困乱の域を脱する様にふつた

即ち従来稍々もすれば對立的関係にあつた沖縄人

聯盟と沖縄縣人會の合同も実視し單一團体としての機能を発揮し日本に於ける大學高等專門學校五百余名の援護團体としての財団法人沖縄縣學徒援護会も稍々実績を收める様になり財団恩賜財団同胞援護會沖縄縣支部並に沖縄縣漁業組合聯合會沖縄パナ帽協会及東京熊本等に於ける建築工養成所等の授産授職事業は順調に発展を遂げ又金融財政上の指導斡旋機関としての財団法人沖縄財團も活動を開始するに至った

二十二年五月一日柴田内務部長事務取扱に代て福岡縣内部部長土屋香鹿氏が總務部長事務取扱となり次いで五月三日の新自治法の施行に伴ひ地方自治法施行規程第七十六條により沖縄縣知事の職務を代理することになった

この時期に於ける職員数六十八名にして福岡事務所勤務四十二名東京事務所勤務一六名である

その主なる業務は次の通りである

一、戸籍に関する事務

一ヶ月の處理平均件数　約二〇〇〇件

二、各種証明に関する事務

戰災出生　死亡學校卒業等に関する証明書の発行一ヶ月の取扱ひ件数　約二〇〇〇件

三、沖縄及外地に残留してゐる官公吏の家族に対する俸給諸手当に関する事務

四、恩給の裁定とその支拂に関する事務

五、軍人軍属であった者の身の上の取扱ひ並にその家族

等に関する事務

六 保険等に関する業務

(イ) 未處理の戰爭保險及戰爭死亡傷害保險等の處理

(ロ) 日本に於ける銀行預金並に郵便貯金年金等の確保

(ハ) 保險仲介斡旋

七 公有財産の維持並に管理

(イ) 日本に於ける公有建築物の維持並に管理

(ロ) 沖縄現地の公有物件の罹災により取得した戰災保險金の管理

八 援護業務

(イ) 目下実施途上の沖縄への帰還者並に外地より日本への引揚者復員者に対する援護

(ロ) 學徒に関する援護

集團合宿教育所に於ける児童並に全國に於ける約一ロロロ人の學生々徒に対する援護

(主として財団法人沖縄縣學徒援護會を通じて行ふ)

(ハ) 要保護者の保護

同胞援護会沖縄縣支部並に各團体と協力して都道府縣の側面的援護又は法定外の緊急を行ふ

(ニ) 生業援護

本年度も引續き関係各團体と協力し持に漁業就農養豚パナマ木工建築等の生業援護を夫夫の團体を通じて行ふ

九 沖縄関係各團体の指導調整

一 沖縄に関する各種の資料の蒐集調査回答

二 その他残務整理に関する事務

二十二年度予算は四、四六一、五九七円にして全部國庫の補助である当初は予備金支出の予定であったが色々な理由により福岡縣職員補助費として福岡縣を經由することになった「市町村事務所」の職員数は十五名にして沖縄縣の囑託となし經費縣と一本になってゐる。二十三年一月末に於ける日本在住沖縄縣人は一〇二、五四七名（不正確）であってその三十パーセントは生活困難である

これらの中若干名は沖縄にかへる意志をもってゐるが大部分のものは講和條約締結後の状況によりその去就を決定するだろう

尚送還開始以来三月末迄に沖縄現地にかへったものは凡そ拾四万余である

従来本機構に関しては当初より若干の疑問が残されてゐたが本年初当よりGHQ及政府に於て再びこの検討が行はれ幾多の經緯の後これ等の事務を政府に於いて直接處理することゝなり國庫補助を五月末を以て打ち切ることゝなった 五月現在の職員は左表の通りである

沖縄県知事代理
福岡県総務部長 土屋香鹿
知事代理以下五十九人

- 福岡事務所
  - 所長 中村政忠
    以下四十四人
    （地方駐在職員九名、市町村事務取扱所職員十五名ヲ含ム）
- 東京事務所
  - 所長 吉田嗣延
    以下 十三名

沖縄県事務所の処置について

一、沖縄県に関しては、福岡県総務部長が沖縄県知事に代り、沖縄県の住民で戦時中日本本土には強制的に疎開させられたもの等で、今日なお、残留している者（その数は約十万余である）のために、主として二に掲げる事務を、地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十六条に従って処理して、今日に至っている。

第七十六条　沖縄県に関しては、当分の間、地方自治法第百五十二条第二項の規定にかかわらず、福岡県の総務部長が沖縄県知事の職務を代理する。

前掲の資格においての総務部長の補助職員は、従前の沖縄県庁及び同県の各市町村の職員からなっている。彼等は福岡及び東京に駐在し、その事務所は普通、沖縄県事務所と称せられている。（あって沖縄諸島内には、）

二、沖縄県事務所の処理する事務の主要なものは次の如くである。

（一）戸籍に関する事務

沖縄県人の戸籍簿は、沖縄本島にあるが（これらの者の結婚、出生、死亡等の届出は、を行う事務所で何等の権限をも行使するものではないことは勿論である。

すべてこれに登録せられなければならないので、あらたに戸籍簿を設け、これに右の如き要務を常時記録しなければならない。この事務は、沖縄本島から強制的に疎開させられた沖縄の各市町村の吏員でなければこれを行うことができない（戸籍法第一条）。所で、これを利用して不正な個人が登録を申請してくる場合が多々あるので、その誤なきを期するため、先ず手持証憑書類によってその真偽を判別し、もし証憑書類に疑問のあるときは、申請人の沖縄の方言等により判別することが必要であるが、これは沖縄の事情に精通した職員でなければ、到底不可能なことである。従って、戸籍事務の処理は、法律上、沖縄県各市町村吏員でなければこれを行うことができないのみならず、苟くも不正の介在を防止しその適正な取扱を確保するためには、沖縄関係職員がこれに当ることが実際上も必要である。戸籍事務の一ヶ月の処理平均件数は約二、〇〇〇件である。

（二）保険等に関する事務

沖縄県人の戦事保険の契約は、約三億五千万円であるが、これに関する保険証券その他の証憑書類は、殆んどすべて戦災のため消失している。現在公の機関である知事代理の保証があれば、関係保険会社は保険金の支拂に応ずることとなっているので、保険金の支拂を円

済ならしめ、縣民の生活の安定に資せしめるために、本土在住の契約者の申請があれば一定の証明手続を行うことがどうしても必要である。本年度の保険件分予定件数は一〇二八九件である。この外、銀行預金約一億六千三百万円及び郵便貯金、郵便年金約一億円等の処理についても右の保険の支持と同様の問題があるが、それは今後に残されている。

(三) 公有財産の維持管理に関する事務

九州各縣には、沖縄縣所有の十五の家があつて、沖縄関係の引揚者、疎開者等を收容しており、更に沖縄現地の公有地件の罹災によつて取得した戦災保険金約一千七百万円がある。これらは沖縄縣の公有財産としてその処分が決定するまで間違いないよう厳重に維持管理されなければならない。

(四) 各種証明に関する事務

(1) 沖縄現地において罹災した者は居住地の都道府縣より罹災証明書の交付を受けることができるが、居住地の市町村では、申請人が果して沖縄縣人であるかどうか、又罹災者であるかどうかの判別がつかぬため、結局沖縄縣事務所に出頭して、沖縄縣人であり、且つ罹災者であるとの確認を得て罹災証明書の交付を受けることになつている。

(2) 学生生徒にして上級学校に進学しようとする場合は、当該学校の入学資格があるかどうかを最初に調査されることとなるが、下級学校の卒業証明書はこれを発行する術がないので、沖縄縣事務所でその資格の認定を行い証明書を交付してやらなければならない。

(3) その他就職、出生、死亡等に際して所要の証明書を前記(1)及び(2)に準じて発行しなければならないのであるが、これらの一ヶ月の取扱件数は約二〇〇件である。

而して以上のような各種の証明事務の正確迅速な処理は、現地の事情に通暁した職員によつてのみ初めて可能である。

(五) 沖縄及び外地に残留している官公吏の家族に対する俸給諸手当の支持に関する事務

終戦前に郷人、子供、老病者等を日本本土に強制移住せしめたのであるが、これらの者の中(イ)官吏及び軍人軍属の家族で沖縄に帰還できない者並びに(ロ)未だ外地より復員しない官公吏及び軍人軍属の家族に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第十條に基き俸給諸手当の支持をなしている。

地方自治法附則第十條、都道府縣及び特別市は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に

関する事務及びその就業手に属する保命その他の給与に関する事務を処理する。

この給与事務は従来の関係私案を保存整理しているが観光事務所において取り扱うことが実情に即し、且つ適当であると認められるので廃止することとなつたのである。

(六) 因縁の就業とその支持に関する事務

沖縄県関係職員が公務上死亡した場合、その遺族が退職を希望するときに、因縁者会手限に至っている者には、沖縄県からその支持をはじめているのであるが、この事務は関係者類の出来しだい当該官署において処理する問題である。この事務は従来の関係私案を保存整理しているが観光事務所において取り扱うことが実情に即し、且つ適当であると認められるので廃止することとなつたのである。

(七) 本渡渡事務

沖縄県人は、日本本土の人々とその生活、生活様式を異にするので渡航に当たつて、その出発するまでの間、生活様式を異にする本邦において、

(2) 学徒に対する援護

引揚学童は、日本本土の学生に比較し、学力の低下が目立ち、これら引揚学童に対しては、一般学童の学力水準までは特殊教育を行わなければならないため、現在学童教育所（九州各縣五ケ所）を設置して、この需要に充て、又全国における約一千人の沖縄縣出身の学生生徒の内には、単身日本本土に在住し、本国よりの送金がないため非常に困窮しているものがあるので、これらの者に関しては、沖縄縣事務所でその旨を証明し、日本育英会に対し学資補助申請を行っている。

(3) 要保護者の援護

日本本土在住沖縄縣人の約三割を占める要保護者の援護は、生活保護法等により居住地の都道府縣が援護事務を行っているが、これと呼應して側面的援護（例えば援護申請人が現実に食困者であるとの判別がつかないので沖縄縣事務所においてその証明と援護依頼状を居住地の市町村長宛発行し法的援護を受けしめること）を行う必要がある。

(八) 沖縄に関する各種資料の蒐集調査事務

沖縄縣事務所は、唯一の公的機関として沖縄縣に関する権威ある各種資料の蒐集調査事務を処理している。

三、二に掲げたところによって明かなように、沖縄縣事務所の処理事務は、一貫性をもち相互に関連性をもっているので、これらの事務をそれぞれ関係機関に分掌せしめることは極めて非能率的であるばかりか、多大の経費を要することとなり、而もその結果事務処理に適正を缺く虞がある。即ち、

(1) 例えば沖縄縣人が恒久証明書、就学の場合の資格証明書又は戸籍抄本の交付申請をしようとする場合において、申請機関が一つであるときは、予め調製された承諾に基き、容易、迅速且つ適正に各種の証明事務を処理することができるが、これら三つの事務がそれぞれ所管に従い或いは厚生者或いは文部省或いは法務庶というように分離せしめられているならば、これらの機関が同様の承諾を調製、保存し、且つ常時その異動を記録して行かなければならないこととなる。

(2) 前述の如く沖縄縣事務所の処理事務はかなり特殊な性質を帯びていて一般の官吏中沖縄の事情に精通しているものを得ることは極めて困難であり、現に沖縄縣事務所に勤務している者をして事務を処理せしめる外はないが、これら少数職員を関係各省に

昭和二〇年九月　より
昭和二三年一月　まで

日本々土在住の沖縄人より
沖縄縣事務所に要求があった事項と處理内容

沖縄縣事務所

一、戸籍

要求の種類	件数	要求の概要	処分可否別	備考
戸籍の申告	九、一五四	戸籍の調製	受理す	
出生の届出	五、六二三	戸籍の登録	今	＊
死亡の届出	四、六〇四	今	今	
婚姻縁組の届出	二、〇二七	今	今	
転籍の届出	七〇四	今	今	
分家の届出	一二九	今	今	
戸籍に干する届出	四二三	今	今	
寄留の届出	九、七八二	出寄留簿の登録	今	
戸籍に干する証明願	一二、二四五	証明書の交付	交付す	
戸籍に干する往復文書	九、三七八	多くは戸籍謄抄関合	回答す	
計	五四、六八			

右の通り要求があつたので、処理に来たのであるが、身分権に干し戸籍に絶対の公証力を付与して居る日本國の現在の制度としては戸籍は日常の生活に深く関係を持つ居るのである。例へば入学や就職、各種の試験(資格)、医師産婆、船員運転手等の免許を受ける事又企業の許可を願ふ事、保険金、恩給、扶助料、家族手当の支拂や預貯金の名義変更等にも戸籍を添付するのが官公署始め一般社會の通念となつて居るからである。

然らば日常生活上必要欠くべからざる戸籍事務を現在住んで居る市町村役場に於て作製す心ば便利ではないかと一應考へられるのであるが、沖縄の場合、戸籍簿は本籍地の沖縄で焼失したので戸籍を回復するのは沖縄縣市町村事務所に申告せて戸籍を作るのである。然し何等かの都合上郷里人や鹿児島縣大島郡人又は内地人等も「私は沖縄の人であるから戸籍を作つてくれ」と申出て来るので相當ある。斯様な申出を受付けた場合は社會扶助上由々しい問題を惹き起す原因にもなるから沖縄の方言とか、沖縄の知人とか、沖縄

特殊地名とかを聞き質した上拒否すべきものは拒否し、受付得べきものは受付て處理して居るのである。若し他の官廳（市町村役場）に此の戸籍事務を移した場合は虚偽の申出をも看破る事も出来ずに受付けて戸籍を作製して交付するとすれば社會秩序上由々しい問題を惹き起すのみでなく、沖縄の特殊な地名、異様な氏名等のため事務困難を来し沖縄人の生活を益々困難に陥れる虞れがあるからである。

二、恩給の裁定と支拂

普通恩給裁定及支拂	五三六件 沖縄人四三二件 内地人一〇四件	六一八、四四四円
一時恩給 〃	一二〇件 沖縄人一〇六件 内地人一四件	一〇五、六一九円
死亡給与金 〃	五九件 沖縄人四四件 内地人一五件	一四九、七四四円
退職給与金 〃	一五〇件 沖縄人一四八件 内地人二件	二四二、〇四九円
内閣恩給局への進達	六三件 沖縄人三四件 内地人二九件	五七、六七〇円

右の通り恩給の裁定と支拂の要求があって處置して来たが恩給の請求は法令により所属縣に提出することになり、裁定も縣費干係もは其の縣ですることに定められている。それ故若し他の官廳や外の縣で沖縄縣の恩給事務を執ることは現在の處法規上出来ないので沖縄人の恩給権者は経済的損失を受けることとし事務上に於ても履歴書事項は沖縄は戦争で履歴台帳を焼失したから本人の同僚や本人と関係ある人、或は其の人のことを良く知って居る人をさがし求めて確める事が度々あるが、こんな事は沖縄の事情を知らず沖縄人を知らない他縣の役所では調査の方法がない。

三、証明書及免許状の発行

引揚証明書	二五六六件
戦災証明書	二三七六三件
帰還証明書	二八〇五件
遭難証明書	四六三件

身分証明書　一七八二件
船舶罹災証明書　三九件
印鑑証明書　三六九七件
漁業用資材証明書　八件
死亡証明書　二二八件
学校卒業証明書　四八五件
教員免許状　六八件
其の他の証明書　五六二件
合計　三六四六六件

右の証明書発行要求は主に戦災者、引揚者用の特殊物資の配給、保険金の収得、就職、入学、事業の経営、給与金の収得、資材割当の請求技能関係免許証の収得、権利義務関係處理のため要求して来たので発行して来たが証明の基本となる台帳、名簿等は皆沖縄本島で焼失してしまったので要求があった場合は其の要求に干係があった沖縄人に照會したり、アルバム等を用いたり沖縄の特殊事情と照合して始めて発行するのであるから若し此の種の事務を他の官廳で執るとするならば虚偽の要求でも受付て犯罪方面にも重大影響を及ぼし社會秩序の紊乱を来す恐がある。

四、沖縄に居る官公吏の家族への俸給諸手當の支拂

一九四五年二月から沖縄本島との交通が杜絶したので日本々土に避難して来た縣職員、教員、並市町村職員の家族二、二九八名は沖縄より送金がなく生活困難となり縣事務所へ一九四五年三月以降の俸給諸手当を要求して来たので内務省と打合せの上支拂をして来た。支拂金額四、九八〇、三九二円である

右の支拂事務は何處にも俸給台帖がないから各要求者から職員の氏名俸給額等を申請させて支拂するのであるが申請者である家族も自分の主人の俸給額も知らないのが多く杜撰な申告も相当ある。

此の杜撰な申告に依って俸給諸手當を支拂するならば此の事務は何處の官廳でも出来る。

然し正確な支拂事務を執るにはどうしても沖縄縣事務所でなければいけない。何となれば沖縄縣事務所の職員は皆沖縄人であり沖縄縣廳の職員であるから、あらゆる角度から檢討して査定と支拂の確実性を期して居るからである。

保険

大東洋戦争中沖縄戦はたも激烈を極めた日本の陸海軍は沖縄戦の開戦に先立ち一九四四年七月以降沖縄人中戦闘力なき老幼婦女子（乳児童を含む）約六〇、〇〇〇人を九州に強制避難させた

九州に上陸した沖縄の人達は山間僻地に砂の如くバラまかれ土地気候風俗習慣等の相違により自からは稼働力なく日本政府の指図する受入れ予町村の援護により辛じて戦火を避けれた。然るに日本の全面的敗戦により沖縄人に対する援護は段々薄弱となり、殊に受入地当局者の海外引揚に伴い地元民の沖縄人に対する関心も薄ぎかふるに物価昂騰に禍され沖縄人の生活は困窮のドン底に沈淪するに至った。事ここに至ったのでまず多くの沖縄人は日本政府と契約した戦争保険及戦争死亡傷害保険並に日本の保険会社と契約した各種保険を請求取得することに依て此の難局を打開すべく試みたが右保険に付要とする証券並に領収証を沖縄戦で焼失してゐる者が多く保険金請求に支障を来し路頭に迷う者続出したので沖縄援事務所では離民の切実なる要求に応じ援事務所内に一九四六年四月金融保険連絡部なる一課を設け彼等の権益確保に当ることゝなった。即ち戸籍謄本居住証明書等に依り保険金受取人の身元を確実に調査し契約会社に対しては沖縄県知事代理に於て保証して保険金を取得して彼等に渡したる件数は一九四六年四月より一九四八年一月まで二、三七四件金額にして三二、三二〇、一三〇円に達した現在日本に残存する沖縄人の保険契約者と雖も契約書類の手持ちなく又保険手続ざに

ついては無能力者が多く彼等の権益を保護しその生活を
再建せしむるの任は専ら当事務所のみに課されておる
本事務の解決は沖縄の特殊事情を知悉するものでなければ
は不可能であり現在の日本の制度では当事務所以外に代行
し得る能力者は居ない

別表

Ⓐ 現在（一九四八年一月末日）までに解決したる保険の件
数及金額

Ⓑ 今後解決を要する件数並に金額

Ⓒ 照会文書及保険金請求依頼書の内容及通数

(A) 戰爭保險受領額　一九四六年四月〜至一九四八年一月

保險會社名	契約件數	契約額	稅額	稅控除額	備考
同和火災海上	一、三〇八件	三、三九五、三九四円	五、三四八、九八四円	一六、〇四六、三六一円	
日本〃〃	三七四〃	六一〇六、八〇三〃	一、一二三、三〇〇〃	四、九九三、六〇三〃	
安田〃〃	二五六〃	五、八六六、一七七〃	六九六、五四〇〃	五、一六九、六三七〃	
日產〃〃	一五六〃	三、三一七、八三五〃	九七八、五〇〃	二、三三九、六八五〃	
大阪住友〃〃	一五五〃	四、二〇九、八九四〃	六三〇、七五〇〃	三、五七九、一四四〃	
大正〃〃	一四〃	二三三、八〇〇〃	一一三、〇〇〇円	一二〇、八〇〇	
千代田〃〃	四	二三、〇〇〇〃	—	二三、〇〇〇	
東京海上火災	七	五八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	
計	二、三七四件	四、三一〇、七五八円	八、八九〇、六三八円	三二、三三〇、三〇円	

⑬ 戰爭保險未請求額（一九四八年一月現在）

保險会社名	契約件数	契約額	税額	税控除額	備考
同和火災海上	六六八四件	五〇、三六一、九一七円	一四、二六二、二八八円	三六〇、九九、六二九円	
日本〃〃	一四九二〃	一六、三七四、一九二〃	八、二七三、七一〇円	八、一〇〇、四八二〃	
安田〃〃	八三二〃	四、八五二、八七二	一、六八三、二九〇〃	三、一六九、五八二〃	
日産〃〃	五四〇〃	四、三九〇、七〇九〃	一、七七八、〇八四〃	二、六一三、六二五〃	
大阪住友〃〃	六三六〃	七、五五二、六二一〃	二、六九七、八〇一〃	四、八五四、八二〇〃	
太正〃〃	四二〃	三七八、五〇〇〃	一二八、〇〇〇〃	二五〇、五六三〃	
千代田〃〃	五〇〃	二七六、〇五三〃	七〇、四九〇	二〇五、五六三〃	
東京海上火災	一三〃	一四九、〇〇〇	五五、〇〇〇	九四、〇〇〇	
計	一〇、二八九件	八四、三三五、八六四円	二八、九四八、六六三	五五、三八七、二〇一円	

ⓒ 照会文書及保険金請求依頼書

（昭和三十年四月より合二三年一月マデニ到着セル文書）

八、九八五通

（内訳）

ⓐ 戦争保険の契約有無調査依頼

七〇二七通

ⓑ 戦争保険金請求依頼書

一九五八通

沖縄新民報の刊行

戦中戦後の新聞界は新聞社の罹災と極度の用紙不足から沖縄疎開民の切実なる新聞帯要に対し購読実績なしとして一顧も顧みえずこのため寒村僻地に疎開している沖縄人は耳目を覆はれていた。彼等はニュースに飢えその苦痛を訴へて新聞の刊行を要求してきたので・その困苦を匡し生活の再建を助けるため本事務所では総司令部の明示されたプレスコードに基き福岡地区占領軍検閲官の検閲を受けて月三回のタブロイド版「沖縄新民報」を発行し沖縄駐事務所取扱にかかる保険・戸籍・銀行・預金・帰還などに関する諸手続きを解説し総司令部の占領目的に副い責任と自由を尊重する健全な民主化へ「沖縄新民報」通じて全読者を指導してある　紙数最高三万から二万を保有し最近は沖縄人の帰還に依り部数が若干減少してみる

沖縄人の指導援護

A 沖縄帰還者の援護

一九四六年一月より沖縄帰還の許可かマ司令部より許可されて
から一九五八年一月七日迄の帰還総数は一三、〇三三人に達して
居るが之等の人々は避難者や復員者で殆んど無一物の者か
多く剰へ日本語を解せざる者も居るので軽事務所の職員
か来船港に出張して荷物や生業支度金受取り等の世話
をして無事に帰還せしめつゝあるのである。若し日本政府の帰
還計画通りに帰還させるとせば風俗人情言語の異った沖
縄人は相当困難したであろう。

B 要保護者の身柄引受

沖縄人にして罪を犯し検挙若くは刑期満了又は犯罪
審理中の者に対し刑務所裁判所警察署少年審判所
等より身柄を保証引受の依頼要求二〇七人もあったが之等
の人々は日本々土に身柄を保証引受ける家族や親類が居
ない為め所謂刑の執行猶豫と言ふ恩典に浴する事も出来
ず困難して居る者があるので当事務所としては要求があったら
直に引取る手続をして沖縄に帰還せしめて居るこれも官庁
では身柄を引受けて保護することは困難である

C 援護に関する照会事項

沖縄帰還に関するもの　一九、二一五件
外国人登録に関するもの　五、三二八件
家族安否並住所等の調査依頼三、八二七件
就職斡旋に関するもの　七二〇九件
生死不明者の調査依頼　一、三五〇件
遺骨に関するもの　九一二件

元軍属軍人の留守宅渡金の件　一、七〇三件
三九、五三六件

計

上記照会事項の主なるものは外地引揚者と復員軍人に多いのであるが彼等は日本に引揚げて来ても家族親類等の安否は勿論明日よりの食にも困るものが多い実に気の毒な者達である彼等の心理状態は日本に引揚げて来ると直ぐあの激戦の沖縄を想像して故郷を思ふと同時に沖縄縣事務所が最も近い親類の様に考へられてあらゆる照会をして来るのだから他の官廳では之等の照会に対しては とても満足な回答は出来ない

B外地引揚者の援護處置

日本国の生活保護法が出来て居ない一九四五年十月ヒリッピン方面より引揚げて来た沖縄人二五八名は頼る者なく沖縄縣事務所の所在地である福岡に押寄せて来たので沖縄縣事務所では直に市内小学校を借受けて収容したのであるが小学校児童の教育上他へ移轉せねばならない事情にあるので福岡縣筑紫郡春日村日佐村に三ヶ所収容所を設け生活援護と共に生業の斡旋等をして来た其の人員現在迄延人員二八、五三五名となって居るが之等は帰還の準備整ひ次第沖縄へ帰還させて居るも現在尚五〇六名あり外に熊本鹿児島宮崎大分に在る収容中のものも多数ありこの寮舎も縣有財産であるので縣事務所にて維持管理すべきものである

E生業資金及就職斡旋

沖縄より避難した者や外地から外地引揚げて来た沖縄人は事業を興したい意慾は相当旺盛なのであるが資金がなくて

困って居る者が相当多く事務所に借入金の斡旋方を申込む者が多いので庶民金庫其の他の金融機関と相談の上沖縄人の特技とする漁業養豚パナマ帽編み等の事業上内容等を調査して適当なる事業と認めたら借入先の機関に斡旋するのである斯様な特殊技術を持つ事業の内容は縣民の実情に精通せる職員でなければ判断つかぬものがある

現在迄斡旋した件数は四一件で金額にして七、五八四〇〇円である尚当事務所に就職申込者は現在迄九、七八六人で内就職したる者九、六七人の多数あり

以上の通り当事務所は他官廳では不可能又は大困難を来す様な事務を執って大過なく現在に至って居るのは縣事務所職員が皆沖縄人である故に沖縄の実情に精通しておるからで沖縄縣事務所の存在は沖縄人の為めばかりでなく間接的には日本の現在の社會秩序紊乱を防止し延いては連合軍の日本占領目的達成の一助ともなると思ふ尚事務所は一、九四五年七月十五日内務省通牒によって設けられた特別行政機関であって沖縄に関する總べての事務を取扱ふ唯一の公務機関であるから他官廳より法規上に依る照會が相当ある之等は沖縄人の日本々土に於ける日常生活に深く関係のある照会のみでなく元沖縄に居た内地人に関する照会である沖縄縣事務所の存置要求は議会に於ける発言権を持たない日本々土在住の沖縄人のみならず内地人にも相当あるので又此の要求は琉球列島在住の沖縄人の要求でもある斯様な意味に依って萬一沖縄縣事務所を廃止するとせば沖縄人及沖縄に関係して居る人々の権益は大打撃を蒙るから之れ

に代るべき機関は是非日本政府に於て設置しなければいけない

一、法律上沖縄縣は現存すると認められるが地方自治法施行規程第七十六条削除に依り沖縄縣の行政機関は停止する事になる、其の際左記事項の措置方法（法第百四十九条の事務擔任者）如何

1、知事の職務を補助する一般吏員の任免は誰がするか

2、縣費を以て不動産を購入する場合登記面の名義をどうするか

3、縣有財産より生ずる雑収入の豫算措置をどうするか

4、法的に知事に与へられたる委任及権限事項の措置は誰がするか

例

(イ)、縣吏員の恩給の裁定及各官公廳よりの照會に対する回答者

(ロ)、免許状の発行者

(ハ)、縣有財産の管理

二、現在市町村長代理は地方自治法第百五十二条に依り其の職務を代理執行して来たのであるが政令削除に依り如何なる関聯があるか

三、前號の代理執行を認められない場合は左記事項を如何に處理するか

1、戸籍法に依る取扱者は誰になるか

2、其他第一號の地方公共団体の長としての1、ー4、に準ずる事項の處理は誰がするか

四、五百三十一日を以て事務所職員（公吏）五十四名が外務省職員（官吏）に切替えられると同時に其の定員は四十名に減ぜられるとすれば左記の措置はどうするか

1、減員となる十四名の六月分俸給は如何に支出するか

2、行政整理又は廃廳に依る減員とすると其の手当の支出豫算の措置をどうするか

内地に居住する沖縄県人に関する事務処理費補助に要する経費積算内訳書

区分	人員	一人年額	平年額	本年度所要額	備考
		円	円	円	
沖縄県事務処理費					
俸給給料					
官吏給料	二級 一名	四、八九六、八〇〇	四、八九六、八〇〇	四、〇八〇、八〇〇	
	三級 二名	二、四四八、四〇〇	四、八九六、八〇〇		
	三級 二名	二、四四八、四〇〇			
雇員	一名	一、三四〇、〇〇〇	一、三四〇、〇〇〇	一、一七、八〇〇、	
傭人	二名	一、一七〇、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇		
	二名	一、一七〇、〇〇〇			
旅費			五、七九六、〇〇〇	四八三、〇〇〇	
官吏	一名	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇		
雇員	四名	一、一〇、〇〇〇	四、四〇、〇〇〇		
庁費及雑費			三、〇〇〇、〇〇〇	二五二、〇〇〇	
事務費			二、〇〇〇、〇〇〇		
事務所借上費			一、〇〇〇、〇〇〇		
県有建物修繕費			一、〇〇〇、〇〇〇		
県費支弁恩給			五、四〇〇、二〇〇	四五二、〇〇〇	
在県職員給与費			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
行政共通費			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
諸支出金			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
繰戻金			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
手当及び給与金			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
超過勤務手当			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
庁官庁職手当			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
給与特別措置費			一、八〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	

借料特殊経費内譯書

事務所借家料

事務所名	所在地	一ヶ月分賃借料	摘要
東京事務所	東京都千代田区丸の内五ノ七大階		
福岡事務所	福岡市天神町岩田屋五階	計七、八七六	
改正	十ヶ月分	七、八七六〇円	事務所 二〇坪 他に倉庫並に車庫あり 〃 六三坪

昭和二十三年度縣有建物修繕見込額調

名称	所在地	坪数	購入價格	坪當修理費	修理坪数	單價
岡本寮	福岡縣築紫郡春日村	一三六七九三	八〇〇、〇〇〇、〇〇	二五、〇〇〇	二五坪	一〇〇円
鏡修寮	〃	二〇〇二、七〇	大五〇、〇〇〇、〇〇	二五、〇〇〇	〃	〃
怀元寮	〃 日佐村	一八九、〇〇	一五七、〇〇〇、〇〇	一三、〇〇〇	一三	〃
箱崎寮	福岡市箱崎町米一五二三〇	一八三、八〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇	一二、五〇〇	一二五	〃
熊本寮	熊本市櫻町	大四、五〇	大〇、〇〇〇、〇〇	七、五〇〇	七、五	〃
日南寮	福岡市上須崎町米一九三三〇	一五〇、〇一	七大、五〇〇、〇〇	七、五〇〇	〃	〃
住吉寮	〃 住吉木下町	四一、一三	八七、五〇〇、〇〇	七、五〇〇	〃	〃
東京寮	東京都目黒区平町大	四一、〇五	一四〇、〇〇〇、〇〇	七、五〇〇	〃	〃
熊本第二寮	熊本市細屋町二ノ三七	一六七、一〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一二、五〇〇	一二五	〃
大分寮	大分市生石町一〇	一八六、三〇	八五、〇〇〇、〇〇	七、五〇〇	七、五	〃
宮崎第二寮	宮崎市神宮町二〇五	三六、九〇	四〇、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇	五	〃
〃 第一寮	〃	三四、三〇	二四、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇	五	〃
鹿兒島寮	鹿兒島市薬師町二六九	五九四七	一〇九、〇〇〇、〇〇	七、五〇〇	七、五	〃
計		三四三四六一	二、五九、〇七〇、〇〇	一四三、〇〇〇		
以上	十ヶ月分	一一九、一六〇円				

昭和二十三年度。昭和二十三年四月 縣貴支辨恩給支払内訳

一金拾七萬參千五百九拾圓也

内訳

種類	区分	裁定済	將來請求見込	合計
普通恩給及扶助料	人員	三五四人	三〇人	三八四人
	金額	一二四、六三〇円	一二、〇〇〇円	一三六、六三〇円
一時恩給及一時扶助料	人員		一〇人	一〇人
	金額		一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
恩給金庫請求分	人員	二〇六人		二〇六人
	金額	六一、六八六円		六一、六八六円
合計	人員	五六〇人	四〇人	六〇〇人
	金額	一八六、三一六円	二二、〇〇〇円	二〇八、三一六円

以上十ヶ月分 一七三、五九〇円

三　沖縄県市町村事務所職員退職手当設管要点に就て

今回、標題に依り沖縄県市町村事務所職員と沖縄県事務所職員とを除く外務官吏は任用上かう言ふことになつたが、其の身分は恩給法上継続する事は出来ない。

ので、原則四月三十日附を以て退職の上任用たゝるので退職者とゝ市町村職員退職手当条例に依り左記の通り退職手当を支給致したから、設管配慮方御取計願ひたい。

沖縄県市町村事務所職員退職手当支給額一覧表（昭和三年四月一日現在）

級	職	氏名	年齢	俸給	暫定俸給	退職手当基礎額	支給率	備考
二級	主事	[redacted]	九	一五	三〇七六	一五三八	三〇四五	百分の五五
〃	〃		一三	一二	三六八三	三〇九三	二一六五	百分の六〇
三級	書記		八	一一	三五四二	二二八四	二二三六	百分の五五
〃	〃		九	一一	三五四二	二三八三	二三一六四	百分の五五
〃	〃		一二	九	三三六〇	二三六〇	二三一六	百分の五五
〃	〃		四	八	二一二九	二一二九	一八四六	百分の六〇
〃	〃		二	一一	三三六〇	二三六〇	二三一六	百分の五五
〃	〃		一

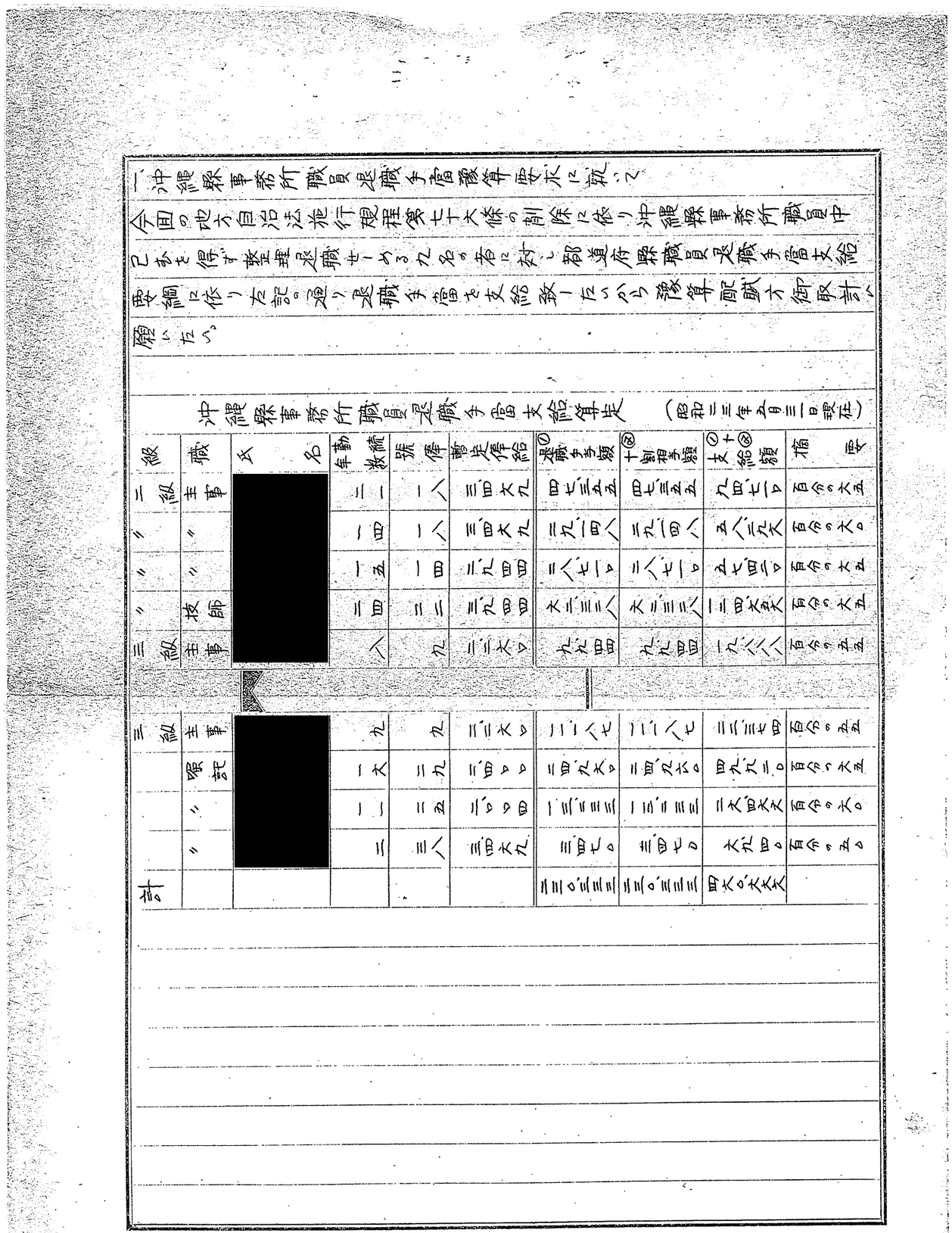

沖縄県事務所職員定職手当支給算定

（昭和三年五月三日現在）

級	職	氏名	年勤続	俸給	勤続俸給の十分の六	勤続俸給の十分の七	勤続俸給の十分の八	勤続俸給の十分の九	勤続俸給の十分の十	備考
三級	主事	[redacted]	二	一八	三四六九	四七三五	四七三五	九四七一ヶ	百分の五五	
〃	〃		一四	一八	三四六九	二九三四八	二九三四八	五八三九六	百分の六〇	
〃	技師		一五	一四	二九四四	二八七一ヶ	二八七一ヶ	五七四二ヶ	百分の五五	
〃	主事		二四	二二	三九四四	三六三八	三六三八	七四二六	百分の五五	
二級	主事		八	九	三三六ヶ	九九四四	九九四四	一九八八	百分の五五	
〃	〃		九	一〇	三三六ヶ	九九四四	九九四四	一九八八	百分の五五	
〃	〃		一〇	一一	三六九六	一〇三三一	一〇三三一	二〇六六二	百分の六〇	
〃	〃		一一	一二	四〇〇四	一〇七〇三	一〇七〇三	二一四〇六	百分の六〇	
〃	〃		一二	一三	四三三一	一一四三四	一一四三四	二二八六八	百分の六〇	
〃	〃		一三	一四	四六六九	一二一七五	一二一七五	二四三五一	百分の六〇	
〃	〃		一四	一五	五〇〇四	一三〇七〇	一三〇七〇	二六一四〇	百分の六〇	
〃	〃		一五	一六	五三三一	一三八四二	一三八四二	二七六八四	百分の六〇	
〃	〃		一六	一七	五六六四	一四六一五	一四六一五	二九二三〇	百分の六〇	
〃	〃		一七	一八	六〇〇四	一五三九七	一五三九七	三〇七九四	百分の六〇	
〃	〃		一八	一九	六三三一	一六一七九	一六一七九	三二三五八	百分の六〇	
〃	〃		一九	二〇	六六六四	一六九六二	一六九六二	三三九二四	百分の六〇	
計										

願いたい

要綱に依り左記の通り退職手当を支給致したいから豫算配賦方御取計ひ

記

一、沖縄県事務所職員退職手当豫算要求に就て

今回の地方自治法施行規程第七十六條の削除に依り沖縄県事務所職員中已むを得ず整理退職せしめる九名の者に対し都道府県職員退職手当支給

秘

亜五第一五八号
昭和二十七年四月四日

在ワシントン
日本政府在外事務所長

外務大臣

殿

沖縄、小笠原等に関する件

沖縄、小笠原等の南西諸島、南方諸島については、平和条約発効後も種々米側と交渉すべき問題が発生すると思われるので、今後随時情報を通報する所存であるが、とりあえず現在懸案となつている事項又は近く予想される主なる事項について、左記の通り概要をお知らせする。

記

(一) 南西諸島

第二次大戦の結果、北緯三十度以南の南西諸島（鹿児島県大島郡の大部分及び沖縄県の全部）は、日本本土とは異なり、米国の単独占領下におかれ、昭和二十一年一月二十九日付総司令部覚書により、政治上、行政上日本から分離された。その後昭和二十六年十二月五日付総司令部覚書により、北緯二十九度と三十度との間の島嶼（鹿児島県大島郡十島村区域のうち一部で通称下七島と言われる）が日本の行政下に復帰したのみで、北緯二十九度以南の南西諸島地域は、引きつづき日本の行政下から分離されて現在に至つている。この分離の状態は平和条約発効後も、同条約第三条の規定により、当分の間存続するものと考えられる。

(二) 南西諸島住民及び日本並びに海外に在る同地域出身者の大部分は、同地域の日本復帰を強く希望しており、分離以来、米国政府関係者及び日本政府に対し、絶えず日本復帰に関する陳情運動を行うと同時に、少くとも当面の問題として、日本本土と同地域との間の渡航、貿易に関する制限の撤廃、債権債務の決済など、分離にともなう諸種の不便不利益の緩和及び分離による諸懸案事項の早期解決を要望してきた。特に渡航の簡易化に関しては、強い要望がある。

政府としても、出来る限りその希望に副うよう努力しているが、これら諸問題の解決は、国際情勢の推移と相俟つて、今後における米側との交渉にまたなければならない。

三、懸案事項

1、南西諸島の法的地位

南西諸島に対しては、日本が残余主権（residual sovereignty）を保持することが許されているが、平和条約発効後も、米国がこれら諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するため、日本側の有する残余主権の具体的内容は、現在のところ明らかでない。これはむしろ今後日米間の交渉によつて、徐々に具体化されるべきものと思われる。

2、南西諸島住民の国籍と外交的保護

平和条約発効後といえども、南西諸島住民及び南西諸島出身の海外在留者は、依然として日本の国籍を保有するものと解される。

但し前述の如く、米国が南西諸島に対し行政、立法及び司法の全権を行使するため、海外在留の南西諸島出身者の外交的保護に関しては、日米いずれがこれにあたるべきか、米側においても問題があり、目下ワシントンにおいて検討中の模様である（往電第一〇五号参照）。日本側としては種々の政治的考慮もあり、なるべくこれらの人々を外国人扱いするが如き印象を與えることは避けたい所存である。従来も海外に在留する南西諸島出身者の戸籍事務は、在外事務所において、一般内地人と同様に取り扱つている。但し、従来の例に徴するも、インドネシア、タイその他南方諸国に対する沖縄漁夫の密入国、その強制送還の手続、費用等の問題は、今後もしばしば起り得る問題と思われるので、予め考慮に入れておかなければならないと思われる。

3、南西諸島における・リエソン・オフィス設置の件

現地米軍政当局の希望もあり、総司令部の原則的了解の下に、目下沖縄に一種の日本政府のリエソン・オフィスを設置する案が進められており、総司令部外交局から、国務省に請訓中の趣であるが、いかなる権限を有する機関となるか、まだ具体的内容は不明である。

日本側としても、まだ最終的具体案は決定していないが一応事務当局においては、外務省の出先機関として、南西諸島の施政の任にあたる米側現地機関及び住民の自治機関との連絡、本土南西諸島間の貿易及び渡航に関する事務、並びにその他の事項に関する連絡斡旋等を行わしめる案を作成し、目下検討中である。

4、本土南西諸島間の渡航

現在本土から南西諸島へ渡航する者には、旅券法附則第七項によつて、身分証明書を発給しているが、そのためには、事前に総司令部を通じて、現地米軍政部の入域許可を取り付ける必要がある。しかるに商用、又は軍工事関係の者

族の場四引、し
場は間現本た日合カ受訪場
、の在土いなも月入間合
の等は
比
、
、
、

(二)南方諸島

一、小笠原その他南方諸島は、北緯二十九度以南の南西諸島と同様に、現在米国の単独占領下におかれ、平和条約発効後も同条約第三条により、日本行政下から分離される状態が当分の間存続するものと思われる。

二、南方諸島在住民約七、〇〇〇名は、南西諸島の場合とは異り、日本陸軍の命により、昭和十九年四月から同年九月までの間に、日本本土に強制的に引揚げさせられ、その後引続き現在に至るまで、東京都、神奈川県、千葉県、静岡県の各地に分散居住している。米国の占領下に入つて以来、これら元住民のうち、欧米系の祖先を有する一三五名のみが、昭和二十一年十月彼等と在横浜の米海軍当局との直接交渉の結果、帰還を許されたのみである。

三、日本本土におけるこれら元南方諸島住民の生活状況は極めて困窮しており、従来たえず米国政府、総司令部、日本政府等に対し、帰還陳情を行つてきたが、未だに希望が容れられない現状である。外務省としては従来随時口頭をもつて総司令部に対し陳情の内容を伝達し、帰還促進をあつ旋して来たが本年三月五日付公文をもつて、元住民の希望を総司令部に連絡し善処方を懇請した。右地域は、南西諸島と異り、米太平洋艦隊司令官の管轄下にある「近く帰島を許すつもりである」と、三月六日一部

小笠原関係者に内話した趣である。但しこの点はまだ一般には発表していないから右お含みありたい。

なお帰島後の住民の生活等に関しては、総司令部外交局も関心を示しているが、南方諸島関係者は、数カ月の余裕さえあれば何等心配はなく、医師、教師、建築技師等もあり、已に語つている。

小笠原関係者は、既に昨年十二月二十日小笠原引揚漁民五二二名で構成一同島引揚漁民更生協同組合の要請に基き、同組合よりの陳情書を、総司令部外交局に送還計画も樹立していると語つて小笠原における漁業の許可に関し伝達した経緯があるが、右の外、日本水産、太洋漁業においても、該地を捕鯨の基地に利用したき希望があり、目下これらの会社より直接総司令部天然資源局に対し陳情中である。

(一) 添付参考資料

一 南西諸島

イ SCAP Memorandum, AG 091 (29 Jan 46)GS, SCAPIN-677, 29 January 1946, subject: Governmental and Administrative Separation of Certain outlying Areas from Japan.

ロ SCAP Memorandum, AG 091 (29 Jan 46)GS, SCAPIN 677/1, 5 December 1951, subject: Governmental and Administrative Separation of Certain outlying Areas from Japan.

ハ 対日講和に関する合衆国の一九五一年八月十五日付覚書回答拔

ニ 一九五一年九月五日サン・フランシスコ調印会議における
ダレス氏演説一明年拔萃

ホ 一九五一年九月五日サン・フランシスコ調印会議における
ヤンガー氏演説一明年拔萃

ヘ 一九五一年八月二十八日東京日米協会におけるシーボルト氏演説拔萃

ト 米国の統治に関する沖縄群島政府の要望

チ 司令官夫妻沖縄訪問に関するプレスリリース

リ 陸軍次官補ドレーパーの沖縄訪問に関するプレスリリース

ヌ 対日講和条約第三条による米国の統治に関する沖縄群島政府の要望事項和拔萃

ル 一九五一年九月八日サン・フランシスコ調印会議における吉田全権演説拔萃

ヲ 日本国と連合国との平和条約

ワ 日本国と連合国との平和条約第三条による米国の統治に関する沖縄群島政府の要望事項和拔萃

カ 琉球列島米国軍政府布令第百十五号

ヨ 琉球政府章典

タ 沖縄外交関係処理の機構

レ 沖縄の政治機構

ソ 琉球列島の地方自治

ツ 沖縄の教育制度

ネ 沖縄の経済

ナ 沖縄の財政

ラ 沖縄の金融

ム 沖縄の貿易

ウ 沖縄の司法制度

ヰ 沖縄の労働関係

ノ 沖縄の社会福祉

オ 沖縄の公衆衛生

ク 沖縄の交通

ヤ 沖縄の通信

マ 沖縄の報道機関

ケ 沖縄の宗教

フ 沖縄の文化

コ 沖縄の人口

エ 沖縄の土地問題

テ 沖縄の軍用地問題

ア 沖縄の基地

サ 沖縄の米軍

キ 沖縄の琉球政府

ユ 沖縄の琉球立法院

メ 沖縄の琉球裁判所

ミ 沖縄の琉球警察

シ 沖縄の琉球消防

ヱ 沖縄の琉球選挙

ヒ 沖縄の琉球公務員

モ 沖縄の琉球市町村

セ 沖縄の琉球教職員会

ス 沖縄の琉球労働組合

ン 沖縄の琉球青年団

ロ 沖縄の琉球婦人会

ホ 沖縄の琉球政党

ヘ 沖縄の琉球新聞

ト 沖縄の琉球放送

チ 沖縄の琉球文化団体

リ 沖縄の琉球体育協会

ヌ 沖縄の琉球観光協会

ル 沖縄の琉球日本人会

ヲ 沖縄の琉球日本人連盟

ワ 沖縄の琉球日本人連盟の合同

二 南方諸島

イ Minor Islands Adjacent to Japan Proper Part II

ロ 小笠原諸島復帰期成会及び小笠原諸島帰島促進連盟の合同

ハ 小笠原諸島引揚者の帰島に関する総司令部あて書簡写

ニ Minor Islands Adjacent to Japan Proper Part III

The Bonin Island Group

The Volcano Island Group

本信写送付先

ニューヨーク
サンフランシスコ
各コンシュレイト
在ワシントン
外務省ドクター・ルック
事務所バンカーヒル
長リグルウシアフ
コンタクトラ
ロンメルシン
ボキャンテオス
カベヴタコ
ブルイワ
エタデホ
ノカオリノ
スララオル
アラチ台デル
イバ北ジ

次官

北緯二十九度以南の南西諸島に関する若干の事務処理
について　シーボルト大使れ次官書翰来
標記地域に関する貴下の御理解と御好意に甘え先使
についで更に若干の提言を致したい。
今回の対日平和条約に関連し、貴国政府が同地域に
対する我邦の主権を認められ又同地域に関するアレンジ
メントのタームについて現地住民を含む我が全国民の希

外務省

望を十分参酌する意向を有せられることを承知し恵心
感謝に堪えぬ次第でありますが現地住民の側には先使
でも申し上げた通りなお種々の不安の存するは已むを得ない
ところであります。これを緩和するための一方策として先往
信（はおいて　講和全体及び信用欠き　懸念のため）
我が方官吏の派遣を提案したのでありますが、更に貴国の御
好意、御配慮の程が種々の実際生活面において逐次具

外務省

現されて行くことは住民に将来の希望を持たしめ易も有効な鎮静策と思はれるので、取りあえず目下現地住民が熱望している諸問題中特に緊急な左記事項の早急解決を計りたく右について貴下の御斡旋を得たいと存じます。」

外務省

19 September 1951

My dear Mr. Sebald,

I called your attention in my talk with you on
As ~~was explained by Mr. Wajima~~
yesterday afternoon, we had been
asked by the Japanese leaders from
Amami-Oshima and other parts of
Ryukyu islands to explore the
possibility of sending a small
party of Japanese high officials
to Amami-Oshima and Okinawa
islands with the purpose of
"attending a sort of town meetings
and" informing the people on the

外務省

especially the provisions and matters in connection with the [illegible] islands.

spot of the Peace Treaty and the last Peace Conference at San Francisco.

The leaders are of the opinion that in order to assuage general unrest and sensation, which have recently been prevailing throughout those islands in connection, as you may also be aware, with the eventual ~~fate~~ disposition ~~thereof~~ of their home islets, ~~it was~~ considered to be (most effective) the ~~best~~ way would be to furnish the islanders ~~with~~ adequate ~~first hand~~ information ~~by the competent Japanese authorities that~~ obtain about the ~~generous~~ considerate and reasonable policy of the U.S. government

from the ~~Compete~~ appropriate Japanese authorities

外務省

~~future~~ the disposition of

on those islands in future which was ~~several times~~ indicated on the occasion of,

and in connection with the Peace ~~Tea~~ Conference ~~and before it~~ ~~in around that Conference~~, because the said

unrest and concern are largely ascribable to the misinformation

and ~~or~~ misunderstanding ~~on the point~~ ~~in~~ on the part of the islanders

I, for my part, am disposed to concur with this view of those leaders and

would like to ~~set forth~~ make the ~~following~~ suggestion for your consideration that

The ~~Japanese~~ ministry of Foreign Affairs ~~government~~ will dispatch a few ~~of the~~ officials

for the above purposes to the spot a party of

headed by a high official who has been to San Francisco Conference. ~~for the purpose mentioned above~~ as this project should be conducted with full understanding and support of the U.S. authorities, it is considered to be more advisable if some member of D.S., GHQ kindly accompany such party of Japanese officials.

Needless to say, in making the above ~~this~~ suggestion, I am not motivated by

Need

for the smooth d[illegible] of those islands

cooperate with the U.S. ~~the~~ by removing

any other thought than to nip in the bud ~~undue~~ the local irredentist

~~sentiment~~ and any seed of friction and trouble on the spot which, if unchecked early enough,

are liable to recurrently

~~might~~ becloud the U.S.-Japanese relations ~~in future~~ ~~for years to~~

for years to come.

外務省

Copy

21 September 1951.

My dear Mr. Sebald,

As I told you the day before yesterday, we had often been asked by the Japanese leaders from Amami-oshima and other parts of Ryukyu islands to explore the possibility of sending a small party of Japanese high officials from Tokyo to Amami-oshima and Okinawa island with the purpose of attending a sort of town meetings and thereby informing the native people of the islands of what the peace treaty signed at San Francisco really means to them.

The leaders are of the opinion that if this could be done this would go a long way to help change the public opinion of the islands in favor of the peace treaty. They also tell us that the movement of the people against the trusteeship of the islands to the United Nations has reached to a stage where it is kept going rather with a bitter feeling of dismal failure that following the dictates of reason or with a hope for the future. The communist elements also seem to be gaining more influence and control of the movement.

If we can have the understanding and support of the General Headquarters, we would like to send to the islands as soon as possible a small party of officials including a delegate to the last peace conference at San Francisco. In case any person of your office could join the party, it would be all the better.

Will you kindly take up this matter with the authorities concerned and let me know the result at your earliest convenience?

Sincerely yours,

(Sadao Iguchi)

I am deeply grateful to see that the Government of the United States of America has recognized the Japanese sovereignty over the Nansei Shoto south of 29° north latitude in connection with the Japanese Peace Treaty signed recently and also to know that your Government has the intention to take into consideration fully the wishes of the whole Japanese nation including the local residents in fixing the term of the arrangement concerning the above-mentioned area. There are, however, many misgivings among the local residents as to the above arrangement as has been stated in my previous letter though I do not think it surprising.

In the said letter to Your Excellency, I have suggested the despatch of Japanese officials to the area in question to explain the proceedings at the San Francisco Conference and the provisions of the Peace Treaty as a measure to mollify the local uneasiness, but in my opinion, if the good-will and kind consideration of the United States can be embodied gradually in respect to the matters closely related to the practical life of residents, it will bring hopes to them for the future and will serve as a most effective measure to dispel the misgivings. It is, therefore, desirable to settle as soon as possible the under-mentioned questions of a particularly urgent nature among various things, for which the local residents are anxious to find a solution immediately, and Your Excellency is cordially requested to be good enough to use your influence for a satisfactory settlement of these questions.

北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原諸島に関する事務処理に必要な経費

科目	年間予算	支出済額	残額	備考
(アジア局)				残額を移管する.
(組織) 外務本省				
(項) 外務本省	885.000	160.580	724.420	
5. 非常勤職員手当				
事務補佐員手当	495,000	65.760	429.240	
8. 職員旅費				
随行旅費	30.000	6.820	23.180	
9. 庁費	360.000	88.000	272.000	
文具費				
通信費				

外務省

旧外地官庁引揚職員等の給与支給に必要な経費（沖縄南原分）

科目	年間予算	支出済額	残額	備考
（アジア局）				残額を移管する
（組織）外務本省				
（項）旧外地職員給与費				
5、旧外地職員給与費				
旧外地職員給与費	1,721,010	17,410	1,703,400	

外務省

昭和　　年　　月　　日現在

調査報告書

在外公館名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

在外公館長官職氏名印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告担当官官職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

昭和　　年　　月　　日提出

調査報告書作成要領並びに添付書類

1. 各項目とも欄外の註をよく讀んで記入すること。
2. 価格は、小売価格によること。
3. 単位は、一山、一袋、一壜、一罐等とせず必ず一瓩、一封度、一立又は五十瓦入、十六オンス入等容量及び重量を明記すること。在勤地において通常使用する容量及び重量の單位呼称が封度、瓩、立でないときは、当該在勤地のものを記入して差支えない。但しこの場合は、封度、瓩又は立との比率を註記すること。
4. 本報告は、実地に調査の上備考欄にその調査した販売店、ホテル及び料理店の名称及びその住所を必ず記入すること。
5. 品目中指定した銘柄のものが当該在勤地にないときは、類似のものを掲げ註記すること。
6. 本調査報告書の品目又は項目の欄中空白を設けてある個所には、当該在勤地において通常使用する品目又は項目について記入すること。
7. 調査報告書に関する外務省令第十三号第二條第二項に該当する場合には、同條項に規定する参考資料を添付すること。

目　　次

表	項　　目		頁
第一表	在勤地における為替相場及び一般経済事情		1
第二表の一	食　　料	a. 穀類　b. 肉及び肉製品	2
第二表の二	〃	c. 乳卵及び乳製品　d. 野菜類	3
第二表の三	〃	e. 魚類　f. 主要飲料	4
第二表の四	〃	g. 調味料　h. 果物	5
第二表の五	〃	i. 菓子類　j. 酒類	6
第三表	家具什器	a. 家具什器	7
第四表	光熱水料及び雑品	a. 光熱水料　b. 雑品	8
第五表の一	被　　服	a. 布地　b. 衣服	9
第五表の二	〃	c. 身の廻り品	10
第六表の一	保健衛生費	a. 医薬品　b. 衛生用雑品	11
第六表の二	〃	c. 医療費　d. 洗濯及び理髪料金	12
第七表	交通通信費	a. タクシー料金　b. 市内交通施設 c. 鉄道　d. 通信料　e. 電話料	13
第八表	娯楽修養費及び煙草	a. 映画演劇　b. 新聞 c. ラジオ聽取料　d. 煙草	14
第九表	家事使用人雇傭費		15
第十表	料理店価格		16
第十一表	ホテル料金		17

第一表　在勤地における為替相場及び一般経済事情

1.	本報告日附現在に於ける外国為替相場（一米弗につき）	a. 公定又は銀行相場
		b. 自由相場（公認されたもの）
		c. 闇相場（非合法）
		d. 外交官相場
		e. その他
2.	金地金	1g又は1オンス価格
3.	在外公館経費に使用する為替相場	
4.	在外公館職員の給与を現地通貨に換えるため用いられる現行相場	
5.	配給統制があるときは統制品目及びその割当分量について	a. 一般当該国民
		b. 外交団
		c. 一般外国人
6.	在外公館職員が闇市場でなければ入手出来ぬ品目があればその品目及びその価格	

第二表の一　　食　　料

a. 穀　　類

No.	品　　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　　考
1	パ　　ン	1瓩又は1斤度				
2	小麦粉	〃				
3	米	〃				
4	マカロニ	〃				
5	馬鈴薯	〃				
6		〃				

b. 肉及び肉製品

No.	品　　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　　考
1	牛　　肉	1瓩又は1斤度				
2	豚　　肉	〃				
3	鶏　　肉	〃				
4	羊　　肉	〃				
5	ハ　　ム	〃				
6	ソーセージ	〃				
7	肉罐詰	〃				
8		〃				

第二表の二　　食　　料

c. 乳卵及び乳製品

No.	品　　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　　考
1	牛乳又は羊乳	1立又は1クオート				
2	練　　乳	1瓩又は1斤度				
3	鶏　　卵	1　打				
4	バ　タ　ー	1瓩又は1斤度				
5	チ　ー　ズ	〃				

d. 野　菜　類

No.	品　　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　　考
1	トマト	1瓩又は1斤度				
2	玉ねぎ	〃				
3	キャベツ	〃				
4	グリンピース	〃				
5	野菜罐詰	〃				
6		〃				
7		〃				
8		〃				

第二表の三　　食　　料

e. 魚　　類

No.	品　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　考
1	魚類罐詰	1瓩又は1斗度				
2		〃				
3		〃				
4		〃				

f. 主要飲料

No.	品　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　考
1	コーヒー	1瓩又は1斗度				
2	紅　茶	〃				
3	ココア	〃				
4	煎　茶	〃				
5		〃				
6		〃				

第二表の四　　食　　料

g. 調味料

No.	品　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　考
1	砂　糖	1瓩又は1斗度				
2	食　塩	〃				
3	トマトケチヤップ	〃				
4	マヨネーズ	〃				
5	食用油	1立又は1クオート				
6	ソース	1立又は1ガロン				
7		〃				
8		〃				

h. 果　　物

No.	品　目	單位	価格水準 高値	中値	低値	備　考
1	果物罐詰	1瓩又は1斗度				
2		〃				
3		〃				
4		〃				
5		〃				

第二表の五　食料

i. 菓子類

No.	品目	単位	価格水準 高値	中値	低値	備考
1	ビスケット	1缶又は1封度				
2	チヨコレート	〃				
3	飴類	〃				
4		〃				
5		〃				
6		〃				

j. 酒類

No.	品目	単位	価格水準 高値	中値	低値	備考
1	ビール					
2	葡萄酒					
3	ウイスキー					
4	ブランデー					
5	コニアツク					
6						
7						
8						

第三表　家具什器

a. 家具什器

No.	品目	種類	単位	価格水準 高値	中値	低値	備考
1	寝台	ダブル、マツトレス付	1式				
2	洋服タンス	（家庭用）	1棹				
3	ソーフア	（三人掛用）	1脚				
4	カーペツト	（12呎×10呎）	1帳				（約4M×3M）
5	カーテン	（6呎×9呎）	1枚				（約2M×3M）
6	電気冷蔵庫	（6立方呎）	1台				（6立方呎＝170立）
7	電気洗濯機		〃				
8	電気掃除器		〃				
9	卓上ラジオ	（5球）	〃				
10	アイロン	（5PH）	〃				
11	コーヒセツト		1組				
12	紅茶セツト		〃				
13	スープ皿		1打				
14	魚肉皿		〃				
15	フオーク	（銀メツキ）	〃				
16	ナイフ	〃	〃				
17	スプーン	〃	〃				
18	薬缶	（2立入アルミ）	1個				

第四表　光熱水料及び雑品

a. 光熱水料

No.	項目	單位	料金	備考
1	電気料	1KWH		
2	ガス料	1立方米		
3	水道料	10立方米		
4	石炭	1トン		
5	薪	〃		
6				
7				

b. 雑品

No.	品目	單位	価格水準			備考
			高値	中値	低値	
1	電球	100W 1個				
2	マッチ	1打				
3	靴ズミ	1罐				
4	レター・ペーパー	100枚				
5	タオル	1本				

第五表の一　被服

a. 布地

No.	品目	銘柄	單位	価格水準			備考
				高値	中値	低値	
1	絹地	無地	1ヤール				
2	人絹地	〃	〃				
3	木綿地	〃	〃				
4	綿ネル	〃	〃				

b. 衣服

No.	品目	銘柄	單位	価格水準			備考
				高値	中値	低値	
1	男子冬背広地	羊毛	1着分				
2	同上　仕立賃	裏地及び附属品込	〃				
3	男子夏背広地	羊毛（熱帯地では麻）	〃				
4	同上　仕立賃	裏地及び附属品込	〃				
5	男子既製冬背広	羊毛 三つ揃	〃				
6	男子既製夏背広	羊毛（熱帯地では麻）	〃				
7	婦人既製スーツ	羊毛（熱帯地では麻）	〃				
8	男子既製冬オーバーコート	羊毛	〃				

註：1）材料の種類及び原産国等を併記すること。

第五表の二　被服

C. 身の廻り品

No.	品目	単位	価格水準 高値	中値	低値	備考
1	男子既製Yシャツ	1着				
2	男子アンダーシャツ	〃				
3	〃 ネクタイ	1本				
4	男子靴下	1足				
5	婦人〃	1足				
6	男子短靴	1足				
7	婦人〃	1足				
8	婦人スリップ	1着				
9	(麻)ハンカチーフ	1打				
10	毛布(ダブル)	1枚				

註：1) 材料の種類及び原産国等を併記すること。

第六表の一　保健衛生費

a. 医薬品

No.	品目	銘柄	単位	価格水準 高値	中値	低値	備考
1	アスピリン	バイエル錠剤	10錠				
2	キニーネ	〃	〃				
3	ペニシリン	注射液30万単位	1本				
4	ストレプトマイシン	注射液1グラム力価	1本				
5	ズルファミン	錠剤	10錠				

b. 衛生用雑品

No.	品目	銘柄	単位	価格水準 高値	中値	低値	備考
1	アルコール	薬用	瓦				
2	脱脂綿		瓦				
3	ガーゼ		ヤール又はM				
4	練歯磨	大型120g入	1本				
5	化粧石鹸		1打				
6	洗濯石鹸	粉	瓦				
7	歯ブラシ		1本				
8	トイレットペーパー		1巻				
9	化粧クリーム		瓦入				
10	ポマード		瓦入				
11	安全カミソリ刃		10枚				

註：1) 生産国を併記すること。

第六表の二　保健衛生費

c. 医療費

No.	項目	土着の医師	その他の医師	備考
1	一般開業医　宅診料			
2	〃　往診料			
3	〃外科医盲腸手術料			
4	病院　一般病室			
5	〃　専用病室			

d. 洗濯及び理髪料金

No.	項目	単位	料金 高値	料金 中値	料金 低値	備考
1	洗濯料　背広	1着				
2	〃　ワイシャツ	1枚				
3	〃　敷布 ダブル	1枚				
4	男子理髪料	1回				
5	女子　パーマネント ウエーブ	1回				

註　1)　医療費 No. 2 往診料は昼間、都市地区内の例をとること。
　　2)　医療費の料金が第1回の診療とその後と異る場合は、それぞれの料金を記入すること。

第七表　交通通信費

a. タクシー料金

No.	項目	メーター制(1キロ又は1マイルの料金)	区間制料金	備考
1	昼間　(1人)			
2	夜間　(1人)			

b. 市内交通施設

No.	項目	単一料金制料金	区間制料金	備考
1	市内電車			
2	バス			
3	地下鉄又は高架線			

c. 鉄道

No.	項目	最下級運賃	最上級運賃	備考
1	1キロ又は1マイル当り料金			

d. 通信料

No.	項目	当該国内間料金	日本国宛料金	備考
1	封書航空便 (1通)			
2	葉書　〃　(1通)			
3	封書普通便 (1通)			

e. 電話料

No.	項目	初度施設費	基本料月額	附加料金又は1度数以上の一通話料	備考
1	単独加入電話				

註：　1)　料金は何れも税金を含めること。

第八表　娯樂修養費及び煙草

a 映画及び演劇

No.	映画館等の種類	映画館等の名称	入場料 舞台面の土間	入場料 桟敷	備考
1	高級映画館				
2	普通 〃				
3	高級劇場				
4	普通 〃				

b 新聞

No.	品目	新聞の名称	一部料金	一ケ月料金	備考
1	日刊一流新聞				

c ラジオ聽取料

No.	項目	一ケ年料金	備考
1	ラジオ聽取料		
2	テレヴイ 〃		

d 煙草

No.	品目	單位	価格水準 高値	価格水準 中値	価格水準 低値	備考
1	両切煙草	10本				
2	葉巻煙草	1本				
3	パイプ 〃	何瓦入				

註： 1)映画及び演劇の入場料には税金を含めること。

第九表　家事使用人雇傭費

No.	使用人の種類	給与水準	住込通勤別	日給週給月給の別	給料	社会保障税	備考
1	コック	最高					
		中位					
		最低					
2	女中	最高					
		中位					
		最低					
3	洗濯婦	最高					
		中位					
		最低					
4		最高					
		中位					
		最低					
5		最高					
		中位					
		最低					
6		最高					
		中位					
		最低					
7		最高					
		中位					
		最低					
8		最高					
		中位					
		最低					

註： 1) No. 4以下には当該在勤地においてその他必要とする家事使用人について記入すること。

第十表　料理店価格

No.	料理店及び食事の種類		価格水準	価格	税	給仕料	特別チップ	備考
1	最上級料理店	朝食	高値					
			中値					
			低値					
		昼食	高値					
			中値					
			低値					
		夕食	高値					
			中値					
			低値					
2	中級料理店	朝食	高値					
			中値					
			低値					
		昼食	高値					
			中値					
			低値					
		夕食	高値					
			中値					
			低値					
3	下級料理店	朝食	高値					
			中値					
			低値					
		昼食	高値					
			中値					
			低値					
		夕食	高値					
			中値					
			低値					

註：　1）定食のみの価格を記入する。但し普通の食卓用葡萄酒が食事の欠くべからざる要素となつている国にあつてはこの限りでない。
　　2）中級―在外職員が利用して贅沢でない程度の料理店
　　下級―満足し得る程度で廉価な料理店

第十一表　ホテル料金

No.	ホテル及び部屋の種類		基礎料金 食事なし	基礎料金 1食又は2食付(1・2と区別)	基礎料金 三食付	税	サーヴィス料	特別チップ	備考
1	最上級ホテル	一人部屋							
		バス付							
		二人部屋							
		バス付							
		(二人分料金)							
		続き間付 室							
		続き間付 室							
2	中級ホテル	一人部屋							
		バス付							
		二人部屋							
		バス付							
		(二人分料金)							
		続き間付 室							
		続き間付 室							
3	下級ホテル	一人部屋							
		バス付							
		二人部屋							
		バス付							
		(二人分料金)							
		続き間付 室							
		続き間付 室							

註：　1）最上級―大・公使が宿泊して恥しからぬホテル
　　中級―普通の公務旅行に相応しいホテル
　　下級―下級サラリーマンに相応しいホテル

住宅費実態調査報告書

1. 居住者名		世帯人員　　名
2. 独立家屋、ホテル、アパートの別		
3. 権利金の有無及びその金額		
4. 家賃月額		光熱水料込又は否
5. 契約期間		
6. 家具付の有無及びその程度		
7. 施設の程度		
8. 間数及びその面積		
9. 家具購入金額及び分割払又は一時払の別		
10. 住宅所在地の環境（上、中、下）		
11. オフィスとの交通	a. 自動車、電車、汽車、バス等の別	
	b. 一ケ月の交通費（オフィス―住居間）	
12. 下宿又はホテルの場合	a. 下宿代又はホテル料月額	
	b. 食事付か外食の別	
	c. 食事付の場合一食、二食、三食の別	
13. 備考		

註：　1）本表は在外職員各自のものを現状のまま記載すること。
　　2）家事使用人があればその人員及び経費を備考欄に記入すること。

生計費實態調査報告書

在外公館名	
報告者氏名	
在勤俸号別	号
世帯人員	名

報告書作成上の注意

1. 本調査報告書は各一世帯当り一ヶ月間の平均購入数量及びその金額を各項目別に記入すること。
2. 数量は必ず何瓩。何封度。何立又は何回。何着と、月間購入数量を記入すること。
3. 項目の欄中＊印の個所には、指定した品目の以外に在勤地において通常使用する品目を掲げて記入すること。

No	項目	数量	金額	No	項目	数量	金額
	食料費			23	グリンピース	封度又は瓩	
1	パン	封度又は瓩		24	野菜缶詰	〃	
2	小麦粉	〃		25	＊野菜	〃	
3	米	〃		26	＊〃	〃	
4	マカロニ	〃		27	＊〃	〃	
5	馬鈴薯	〃		28	魚類缶詰	〃	
6	＊その他穀類	〃		29	＊魚類	〃	
7	牛肉	〃		30	＊〃	〃	
8	豚肉	〃		31	＊〃	〃	
9	鶏肉	〃		32	コーヒー	〃	
10	羊肉	〃		33	紅茶	〃	
11	ハム	〃		34	ココア	〃	
12	ソーセージ	〃		35	煎茶	〃	
13	肉缶詰	〃		36	＊その他の飲料		
14	＊その他の肉類	〃		37	＊〃		
15	牛乳又は羊乳	立又はクオート		38	砂糖	封度又は瓩	
16	練乳	封度又は瓩		39	食塩	〃	
17	鶏卵	個		40	トマトケチャップ		
18	バター	封度又は瓩		41	マヨネーズ		
19	チーズ	〃		42	食用油	立又はクオート	
20	トマト	〃		43	ソース	〃	
21	玉ねぎ	〃		44	＊その他の調味料		
22	キャベツ	〃		45	＊〃		

NO	項目	数量	金額
46	果物缶詰	瓶又は缶	
47	〃果物	〃	
48	〃 〃	〃	
49	〃 〃	〃	
50	〃 〃	〃	
51	ビスケット	〃	
52	チョコレート	〃	
53	飴類	〃	
54	〃その他の菓子	〃	
55	〃 〃	〃	
56	〃 〃	〃	
57	ビール	立又は瓶	
58	葡萄酒	立又は瓶	
59	ウイスキー	〃	
60	ブランデイ	〃	
61	コニアック	〃	
62	〃その他の酒	〃	
63	〃 〃	〃	
64	〃 〃	〃	
65	外食代	回	
66	その他の食料費		
	食料費小計		
	住居費		

NO	項目	数量	金額
1	家賃	〃	
2	家具什器		
3	電気料	KWH	
4	ガス料	立方米又は立方尺	
5	水道料	〃	
6	石炭	瓩	
7	薪	瓩	
8	〃その他の燃料		
9	家事使用人住込費	人	
	住居費小計		
	雑品費		
1	電球	個	
2	マッチ	個	
3	靴ズミ	個	
4	レターペーパー	枚	
5	タオル	本	
	雑品費小計		
	被服費		
1	絹地	ヤール	
2	人絹地	ヤール	
3	木綿地	ヤール	
4	綿ネル	ヤール	
5	男冬背広(上下)	着	

NO	項目	数量	金額
6	男夏背広(上下)	着	
7	男既製冬背広	〃	
8	男既製夏背広	〃	
9	婦人スーツ	〃	
10	冬オーヴァコート	〃	
11	男子ワイシャツ	枚	
12	〃 アンダーシャツ	〃	
13	ネクタイ	本	
14	男子靴下	足	
15	婦人靴下	〃	
16	男子短靴	〃	
17	婦人 〃	〃	
18	婦人スリップ	着	
19	ハンカチーフ	枚	
20	毛布	枚	
21	その他の被服		
	被服費小計		
	保健衛生費		
1	医薬品		
2	薬用アルコール	立又は瓦	
3	脱脂綿	瓦又はオンス	
4	ガーゼ	米又はヤール	
5	練歯磨	本	

NO	項目	数量	金額
6	化粧石鹸	個	
7	洗濯石鹸	個又は枚	
8	歯ブラシ	本	
9	トイレットペーパー	巻	
10	化粧クリーム	個	
11	ポマード	個	
12	安全カミソリ刃	枚	
13	医療費		
14	背広洗濯料	着	
15	ワイシャツ〃	枚	
16	敷布 〃	枚	
17	その他 〃	点	
18	男子理髪料	回	
19	婦人パーマネント・ウェーブ	〃	
	保健衛生費小計		
	交通通信費		
1	タクシー	回又はマイル	
2	市内電車	回	
3	バス	回	
4	地下鉄	回	
5	汽車	回	
6	通信費	回	
7	電話料		

No	項目	数量	金額	備考
	交通通信費小計			
	雑費			
1	映画	回		
2	演劇	回		
3	新聞雑誌料	部		
4	書籍図誌	冊		
5	テレビ・ラジオ聴取料			
6	煙草	本		
7	交際費	人		
8	語学修養費			
9	諸税公課			
10	その他雑費			
	雑費小計			
	総合計			

(2)

南西諸島における物価及賃銀調

	単位	最低	最高	平均	日本円	備考
米	1升	1.20 日円	2.00 日円	1.60 日円	4.80	
一般労働賃銀	月	3,000	5,000	4,500	13,500	2割 賃上交渉
公務員給與	月	—	—	6,000	18,000	本俸及 [illegible]
借家料	6畳間 ~~1坪~~	1,500	3,000	2,500	7,500	
日本を主より現地に派遣される労務者				~~[illegible]~~	36,000	食住は庫備額担
技術者				外務省		

沖縄関係証明事務処理要領

外務省管理局総務課

沖縄関係証明事務処理要領

昭和二十四年七月十二日以降沖縄関係証明に関する事務は本要領によりこれを行うものとする。

第一　証明書の種類、範囲及び審査基準

種類	証明の範囲及び審査基準
資格証明	(1)終戦前沖縄現地で取得した教員、自動車運転手、産婆、看護婦、保健婦、按摩、鍼灸師、理容師等の資格に限る。 (2)元沖縄関係官公衙又は団体の信用出来る証明書を有する者。
各学校、入学、在学、卒業、修了成績証明書	(1)各学校の入学、在学、卒業（修了）又は成績に関する証明書、終戦前沖縄現地の各学校に入学、在学及び（修了）した者に限る。 (2)同期生若しくは在学当時の教職員等の保証人二名の連署と財団法人沖縄県学徒援護会々長の確認証をもつている者。
戦災証明書	(1)沖縄現地において昭和十九年十月十日より昭和二十年八月十五日に至る間に沖縄戦で罹災した者に限る。 (2)身元確実な保証人二名の連署と財団法人沖縄財団理事長の確認証をもつている者。
履歴証明書	(1)終戦前沖縄現地の官公衙その他に勤務した者に限る。 (2)終戦前沖縄現地の官公衙又は団体の信用出来る証明書を有する者
その他の証明	必要に応じその都度審査する。

第二、証明願及び証明の様式

資格証明願

一

資格者

取得年月日

の為必要につき右の通り

をお願いする。

申請人本籍

現住所

氏

年

月

日生

名印

外務省管理局長　殿

入学（在学）証明願（証拠書類の有る場合）

学校名

学年名

入学（在学）年月日

の為必要につき右の通り入学（在学）していたことの証明を

お願いする

年　月　日

申請人本籍

現住所

氏　名印

年　月　日生

外務省管理局長　殿

履歴証明願（信用出来る証明書の有る場合）

○○のため必要につき別添履歴書記載事項の証明をお願いする

年　月　日

申請人本籍

現住所

氏　名印

年　月　日生

外務省管理局長　殿

入学（在学）証明願（証拠書類の無い場合）

学校名

学年

入学（在学）年月日

の為必要につき右の通り入学（在学）していたことの証明

をお願いする

年　月　日

申請人　本籍

現住所

氏名　印

生年月日

保証人　本籍

現住所

氏名　印

生年月日

外務省管理局長　殿

保証人　本籍

現住所

氏名　印

生年月日

卒業（修了）証明願（証拠書類の有る場合）

卒業（修了）学校名

卒業（修了）年月日

の為必要につき右の通り卒業（修了）したことの証明をお願いする。

年　月　日

申請人本籍

現住所

氏名

年　月　日生　印

外務省管理局長　殿

卒業（修了）証明願（証拠書類の無い場合）

卒業（修了）学校名

卒業（修了）年月日

の為必要につき右の通り卒業（修了）したことの証明をお願いする

年　月　日

申請人本籍

現住所

氏名

年　月　日生　印

保証人本籍

現住所

氏名

印

保証人本籍
現住所
氏名
年　月　日生　印

外務省管理局長　殿

（添付書類）
1、財団法人沖縄学徒援護会長の卒業確認証

成績証明願（証拠書類の有る場合）

の為必要につき左記成績事項の証明をお願いする。

記

一、学校名
一、学年
一、成績事項
一、年月日

年　月　日

申請人本籍
現住所
氏名
年　月　日生　印

外務省管理局長　殿

戦災証明願

（本人以外の者が申請の場合はその続柄を明らかにする戸籍抄本を添付すること）

一、罹災場所

一、罹災の程度

一、罹災年月日

一、〇〇の為必要につき右の通り罹災したことの証明をお願いする

年　月　日

申請人本籍
現住所　　氏　　名印
年　月　日生

保証人本籍
現住所　　氏　　名印
年　月　日生

保証人本籍
現住所　　氏　　名印
年　月　日生

外務省管理局長　殿

（添付書類）

財団法人沖縄財団理事長の戦災確認証

極秘

外務省所掌の特殊地域関係事務（案）

昭和二十七年五月十六日 アジア局第五課

一、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、並びに沖の鳥島及び南鳥島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）（以下特殊地域という。）は平和条約発効後、同条約第三条の規定にもとづき米国の管轄下におかれているが、右地域は日本国領土の一部分であり、その住民は日本国国籍を保有している関係上、外務省が所掌して来た関係事務の総理府への移管が近く行われる予定である。

二、右移管後の外務省所掌特殊地域関係事務を大別すれば、次のとおりである。

(1) 特殊地域及びその住民に関する基本的問題に関し、特殊地域に対する管轄権を行使する米国側との交渉のための政策の企画及びその実施の統制

具体的問題の主なものとしては次のようなものがある。

(1) 特殊地域への渡航手続の簡易化乃至渡航の自由化に関すること。

(ロ) 外国に在住する琉球住民の外交的保護及び外国における特殊地域への入域許可の取付並びに渡航手続に関すること。

(ハ) 特殊地域にある戦没者遺骨の送還に関すること。（厚生省と協議）

(ニ) 特殊地域における戸籍法、身分法等を日本々土におけるものと同一にすること及び戸籍の移転に関すること並びに特殊地域住民の国籍の得失に関し、日本の国籍法を適用し、行政権を行使することに関すること。（法務府と協議）

(ホ) 本土と特殊地域との間の司法共助に関すること。(法務府最高裁判所等と協議)

(ヘ) 本土と特殊地域との間の公私の財産、債権、債務(元公務員、軍人軍属等の恩給諸給与、預貯金等を含む。)の処理に関すること。(大蔵省、郵政省、恩給局等と協議)

(ト) 特殊地域における教育制度を本土におけるものと同一にし、進歩学の自由を確立し、教育文化の交流を計ること に関すること。(文部省と協議)

(チ) 特殊地域におけるその他諸法令を日本々土と同一にすることに関すること。(関係省と協議)

(リ) 特殊地域における通貨を日本円とし、本土との間の送金、貿易等の制限を廃すること。(大蔵省、通産省、郵政省等と協議)

(ヌ) 日米安全保障条約を特殊地域に適用し、その管轄権を日本へ返還することに関すること。

(ル) 右に必要な情報の収集及び調査研究。

特殊地域に関する情報は、大別すれば米国その他の国々において、特殊地域における及び日本々土におけるものとの三に分れるが、米国その他における情報は当該在外公館又は在外事務所から、特殊地域における情報は総理府から、日本本土における情報は自発的に又は総理府その他から入手し、これらを整理して総合的に研究し、情勢を的確に把握するようにする。

三、外務省の所掌する右特殊地域関係事務処理のためには別添の組織と職員を必要とする。

外務省

第五課長小事務官一名

- 企画立案 事務官一名
  - 企画立案の補助 事務官一名
  - 非常勤職員一名
  - 事務全般の補助
  - 非常勤職員一名
- 調査研究 事務官一名
  - 情報及び資料の収集 事務官一名
  - 情報及び資料の整理 雇員一名
  - （タイピスト） 非常勤職員一名

沖縄班

1. 北緯三十度以南の南西諸島に関する各般の資料の蒐集調査研究及び企画
2. 右地域に関する諸給与、恩給、身分等公務員の処遇に関する事務
3. 沖縄県関係財産管理、債権債務に関する事務
4. 沖縄関係各種証明に関する事務
5. 北緯三十度以南の南西諸島より入国するもの、身上調査に関する事務

六、その他北緯三十度以南の南西諸島及び小笠原諸島に関する事務中他に属しない事務

吉田嗣延

一、北緯二十九度以南の南西諸島及小笠原諸島に関する事務全般の総括

二、右地域に関する調査研究並に各種の施策立案

三、右地域に関する事項につき政府並に連合國関係機関との連絡協議

四、右地域関係諸機関及諸団体との連絡

五、現地諸機関へ派遣される関係者との連絡協議

久場貞壹

一、北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原諸島地域の現況諸調査

二、右地域に関する諸証明書の発給、諸給與の支給及び財産管理事務の總括

三、右地域より日本への渡航者の身元引受人の実情調査事務の總括

四、琉球諸島への渡航右地域との貿易戸籍その他につきその来訪者の指導

佐々木正賢

一、北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原諸島に関する対策の立案及び遂行のために参考となる

ノ、主要関係国内諸法令の調査研究

ロ、類似地域に関する條約、慣例及び管理状況の調査研究

ハ、その他必要事項の調査研究

二、右調査研究及び対策立案遂行に関する政府関係機関、合衆國その他連合國関係機関との連絡協議又はその補助

金城武信

一、北緯二十九度以南の南西諸島公務員の身分の確定
給与並びに恩給等に関する事務

二、右地域に於ける未帰還職員の身分、給与に関する
事務

三、右地域に於ける旧外地官署職員の身分、給与に関
する資料の蒐集、調査

永進可進

一、外務省管理に係る沖縄関係公有財産の管理

二、沖縄関係公有財産管理者たる財団法人沖縄財団の
監督及指導

三、日本と北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原諸
島間の債権債務の調査

四、右地域に関する各種施策の計画立案事務の補
助

照屋利夫

一、一九五〇年六月二十七日付SCAPIN二一〇八号「日本から琉球一及琉球から日本への渡航に関する件」による北緯二十九度以南の南西諸島より日本への渡航する者の身元引受人の身上調査事務

二、日本から北緯二十九度以南の南西諸島へ渡航を希望する者に対する説明指導

三、日本々土に於ける右地域関係各種団体の調査

奥山田鶴子

一、北緯二十九度以南の南西諸島及小笠原諸島関係証明事務

二、右地域に関する文書の浄書発收、各種資料の整理

三、右地域関係の用件にて来訪する者に対する説明及應待

浦原信子

一、北緯二十九度以南の南西諸島より日本へ渡航する者の身元引受人の身上調査事務補助

二、文書の浄書收受發送、各種資料の整理

外務省

写

那方十号
昭和二七年八月二八日

那西朝日本政府連絡事務所長

南方連絡事務局長

連絡事務所の行う日常業務に関する覚書に関する件

八月二〇日付那方七号往信（日本本土と南西諸島との間の渡航関係事務処理について）の右記第二項　南西諸島から本

土へ渡航する南西諸島住民に対し連絡事務所は九月一日から日本国民であることの確認を与えることについて昨二七日別様覚書を民政府に呈示してその承認をとりつけた。

本連絡事務所が本件業務を行うことは国籍を明徴にする上に大きな意義を有するものと本官は考えているが、民政府事務当局との話合に当ては主管の保

安高移民課長スウイーシ氏にも又連絡官ゼンキンス中
佐にも何ら異議もなく、実にすら〳〵と下打合はまと
まった。
然し本官は後日問題が起るような事があってはいけ
ないと考えたので本覚書を正式に民政府に呈示す
るに先立ち二六日池用をもって行政官ルイス准将と会
談の際本件を特に本官より持出してその言質を

外務省

とっておいた。
尤も同准将はさすがに「東京の米国大使館は何と言
っているか」と質問したので、本官は「大使館は日本
政府に対し書き物で日本国籍を有することを認
める処までは いっていないが日本政府側が国会にお
いて琉球住民は日本国籍を有すると答弁す
ることに対しては何ら異議がない旨を表明した」と

外務省

つけた父 同説者は二十名了承した。

外務省